

第3回美祢市立地適正化計画策定協議会

令和5年6月29日（木）

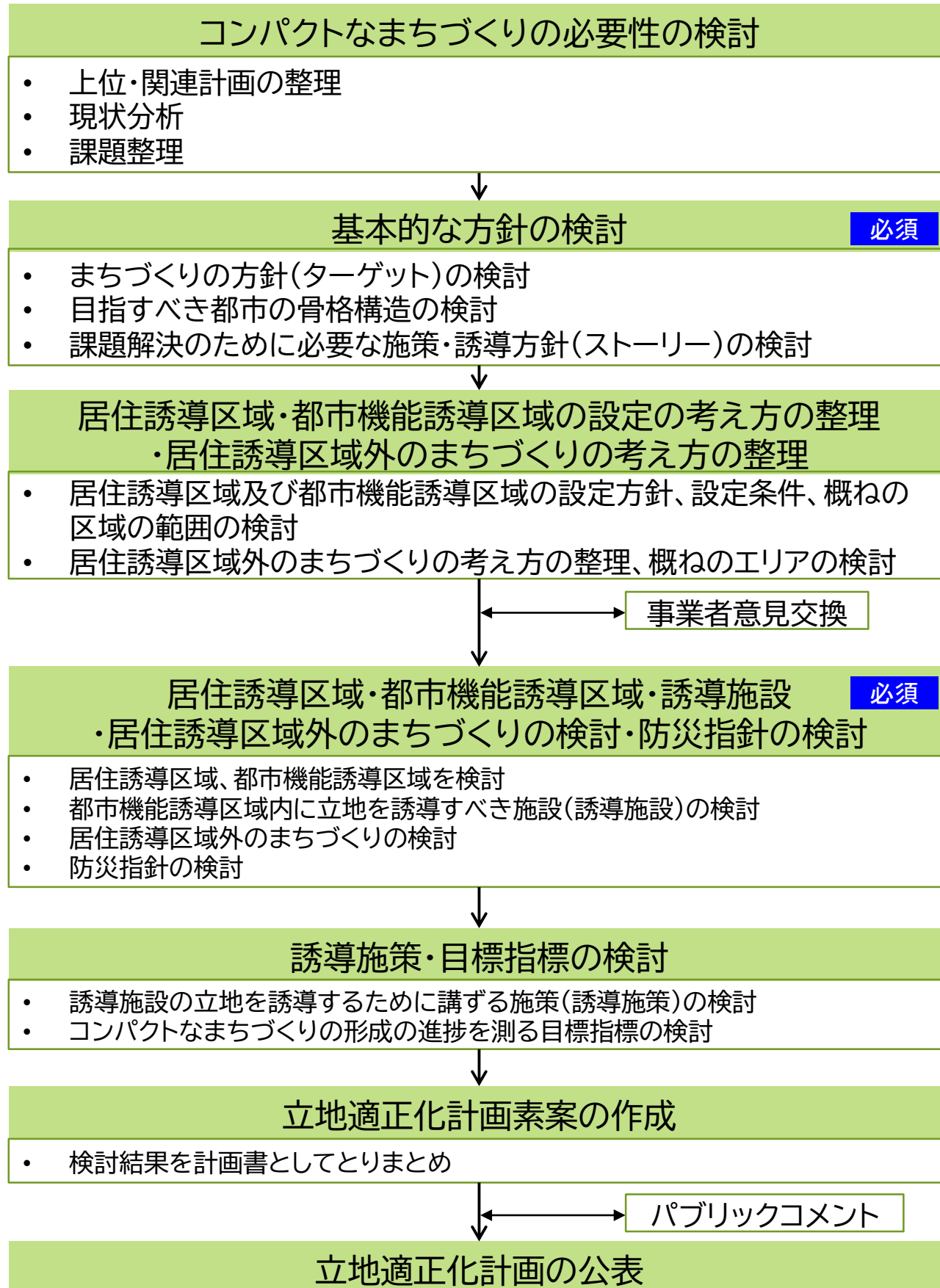
美祢市立地適正化計画の作成の進め方

検討手順

各種会議の開催予定・協議事項

令和4年度

令和5年度



まちづくり検討委員会①【8/30】

策定協議会①【9/27】

- 立地適正化計画の概要
- 立地適正化計画で解決すべき課題
- まちづくりの方針(ターゲット)
- 目指すべき都市の骨格構造
- 課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)

まちづくり検討委員会②【1/27】

策定協議会②【2/16】

都市計画審議会①【6/1】

- 居住・都市機能誘導の基本的な考え方
- 居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲
- 居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討

今回会議

まちづくり検討委員会③【6/7】

策定協議会③【6/29】

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域および誘導施設
- 居住誘導区域外のまちづくり
- 防災指針

議会①【未定】

まちづくり検討委員会④【10月頃】

- 誘導施策
- 目標指標

まちづくり検討委員会⑤【12月頃】

策定協議会④【1月頃】

都市計画審議会②【1月下旬】

議会②【3月】

- 計画素案

必須 : 立地適正化計画に記載する項目

1. 美祿市立地適正化計画の基本的な方針 前回の振り返り

2. 誘導区域・誘導施設の検討

- (1) 誘導区域設定の考え方 前回の振り返り
- (2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域設定の考え方 前回の振り返り
- (3) 居住誘導区域の設定 修正案+今回検討
- (4) 都市機能誘導区域の設定 修正案+今回検討
- (5) 誘導施設の設定 今回検討

3. 防災指針の検討 今回検討

- (1) 防災指針とは
- (2) 災害ハザード情報の収集・整理
- (3) 災害リスクの高い地域等の抽出
- (4) 地区ごとの防災上の課題

4. 誘導施策の検討 今回検討

- (1) 誘導施策とは
- (2) 誘導施策の検討

1. 美祿市立地適正化計画の基本的な方針（前回の振り返り）

解決すべき課題

人口密度の維持、まちなぎわい・魅力向上

- 生活サービス施設の維持に向けた人口密度の維持
- 空家、低未利用地の利活用推進
- 公共施設の統廃合・複合化による再配置
- 都市拠点、地域拠点の形成・拠点性の向上
- 地域資源を生かした産業の回復

公共交通ネットワークの構築

- 都市拠点と地域拠点・生活拠点、地域拠点同士を結ぶネットワークの構築
- 公共交通機関の利便性向上による利用促進

災害に対する安全性確保

- 災害対策の推進
- 災害リスクの低いエリアへの居住の誘導
- 高齢化の進行により弱体化するコミュニティの再興

まちづくりの方針(ターゲット)

市民が「夢・希望・誇り」をもって暮らす
住みたい・住み続けたいまち 交流拠点都市 美祿市

みんなが元気がかがやき つどえる いつまでも
住み続けられるまちづくり～コンパクトなまち～（仮称）

- 【育(はぐくむ)】市民の快適で生きがいのある生活を守り、市民と本市を訪れる人や市民同士の交流を促進するまちを目指す。
- 【繋(つなぐ)】市民と本市を訪れる人が、地域内及び地域間を便利に安心して移動できるまちを目指す。
- 【備(そなえる)】本市に暮らす人たちが相互に協力し、安全に安心して住み続けられるまちを目指す。

課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)

やすらぎと活力に満ちた地域への愛着を育むまちづくり

- 美祿地域では高次の都市機能、秋芳地域、美東地域では交流、産業、健康、日常生活を支える都市機能の誘導
→地域特性を生かしつつ連携を強化し、生活利便性を維持・向上
- 空家や低未利用地の有効活用の促進
→市街地の低密度化を抑制しつつ、良好な住環境を形成
- 公共施設の再編等や公共交通ネットワークの拠点施設整備、豊かな自然と触れ合える環境の整備等
→訪れたい居心地の良い空間を形成しにぎわいを創出

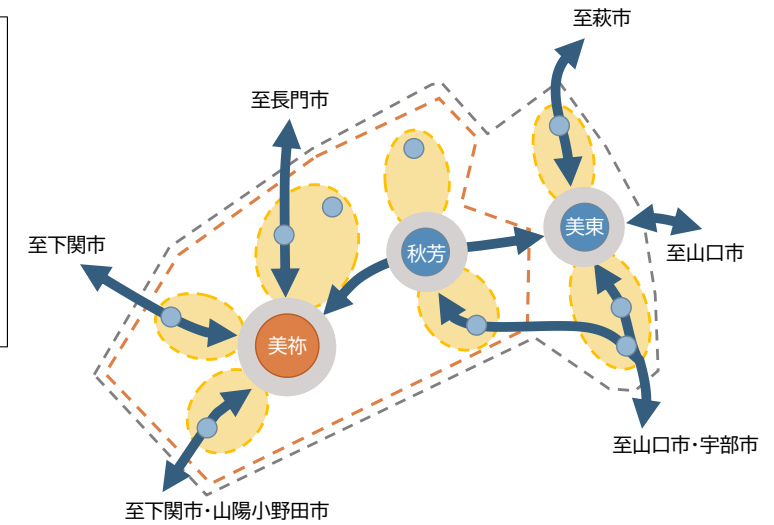
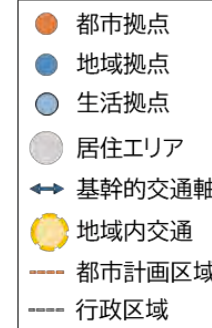
くらしと交流を支える持続可能な交通ネットワークの構築

- 路線バス以外の交通モードも組み合わせた柔軟な公共交通ネットワークを構築
→公共交通の利便性を高め、各地域内で不足する生活サービスを他の拠点で補完する環境を整備
- 美祿地域、秋芳地域、美東地域間のつながりの強化に向けて、交通結節点の機能向上等
→市民や来街者の交流を促進する交通ネットワークを構築
- 快適な歩行空間の整備等
→安全・安心に歩いて楽しめるまちなかを形成

力を合わせて災害に備えるまちづくり

- 災害リスクの低いエリアへの住居の移転を促進
→安全な住環境を実現
- 災害に強い都市基盤を整備し
→安心して暮らせるまちづくりを推進
- 都市拠点及び地域拠点周辺の人口集積を維持
→災害発生時の共助に資する地域コミュニティ機能を強化

将来都市構造図



| 拠点・軸 | | 機能 |
|------|--------|---|
| 拠点 | 都市拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 本市のまちなかの中心となる生活サービス提供基地の役割を担う拠点 商業、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れている、JR美祿駅から市役所周辺を位置付け →高次の都市機能の集積を図る。(公共交通の結節点としての機能、行政、文化・交流、商業・業務、サービス、医療・福祉機能等) |
| | 地域拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを醸成しながら、拠点間及び東部の近隣自治体間をつなぎ循環を生むハブの役割を担う拠点 公共施設や店舗、病院等の生活サービスが集積し地域の日常生活と地域活動を支えている、秋芳、美東の各地域の総合支所周辺を位置付け →交流人口の受け入れ、観光産業の振興、健康の増進及び日常生活に必要な都市機能の集積を図る。 |
| | 生活拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 田園集落地において、農林業に携わる市民等の生活の場を担う拠点 公民館等の周辺地域を位置付け →生活環境、地域の活力・コミュニティの維持を図る。 |
| 軸 | 基幹的交通軸 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連携を支える役割を担う軸 本市西側から北側を結ぶJR美祿線、都市拠点と地域拠点を結ぶ路線バス、市内と市外を結ぶ路線バス等を位置付け →本市の都市拠点、地域拠点と隣接市町をつなぐ交流・物流の強化を図る。 |
| | 地域内交通 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に欠かせない移動を支える役割を担う軸 生活拠点と都市拠点、生活拠点と地域拠点を結ぶバス路線等を位置付け →地域間の移動を伴う日常生活の利便性・アクセス性の向上を図る。 |

■ 地域別の課題まとめ

美祢地域の課題

- 美祢市の過半数の人口を有するが、今後の人口減少・高齢化の進行による人口密度の低下に対応するため、用途地域内に多く存在している空き家や低未利用地の活用、鉱業や観光等の産業の振興、将来もある程度人口が集積する市役所周辺への生活サービスの集約等、美祢市の中心として人口密度や都市機能を維持していくための方策が必要
- 市内外の移動手段となる鉄道やバス等の公共交通は、必要な人が利用しやすく、また交流を生む装置として効果的に利用されるための方策が必要
- 浸水や土砂災害のリスクの高いエリアにおける安全確保策が必要

秋芳地域の課題

- 今後の人口減少・高齢化の進行による人口密度の低下に対応するため、秋芳洞・秋吉台等の市を代表する観光産業や農業の振興、支所周辺の空き家や低未利用地の活用、将来もある程度人口が集積する支所周辺への生活サービスの集約等、美祢市の観光産業を牽引する地域として、交流人口を維持・拡大するための方策が必要
- 来街者に加え、公共交通の利便性の低いエリアの居住者や高齢者、学生等の移動手段を確保するための方策が必要
- 支所周辺や嘉万等の特に浸水リスクの高いエリアや、その他の災害リスクの高いエリアにおける安全確保策が必要

美東地域の課題

- 今後の人口減少・高齢化の進行による人口密度の低下に対応するため、観光・農業・林業等の産業振興、支所周辺の空き家や低未利用地の活用、将来もある程度人口が集積する支所周辺への生活サービスの集約等、東部の近隣自治体との交流を牽引する地域として、交通アクセス性の高さを生かした、まちの活性化のための方策が必要
- 公共交通の利便性の低いエリアの居住者や高齢者、学生等の移動手段を確保するための方策が必要
- 3地域の中でも特に人口分布との重複が広い、土砂災害のリスクの高いエリアや、その他の災害リスクの高いエリアにおける安全確保策が必要

■ 3地域の課題を踏まえた美祢市全体のまちづくりの考え方

いずれの地域も、人口減少・高齢化の進行が予測され、また交通、経済、防災等各分野の課題を有する。これらの課題に対応するためには、生活サービス施設の集積状況や特有の産業、自然・歴史・文化資源といった地域の持ち味を生かし、3つの地域が協力して対策を講じていくことが必要である。

そのため、美祢市では3つの地域に役割を設け、地域ごとに中心となる拠点を形成することにより、居住や生活サービス施設をある程度集約し利便性を確保しながら、3地域の連携体制も強化することで、美祢市全体として、コンパクトで持続性のあるまちづくりを進める。

各地域の役割を以下のとおり設定し、美祢地域に「都市拠点」、秋芳・美東地域に「地域拠点」を形成する。

美祢地域が担う役割

都市活動の中核を担う美祢市の中心

秋芳地域が担う役割

美祢市の観光の玄関口

美東地域が担う役割

美祢市東部の圏域間交流のゲートウェイ

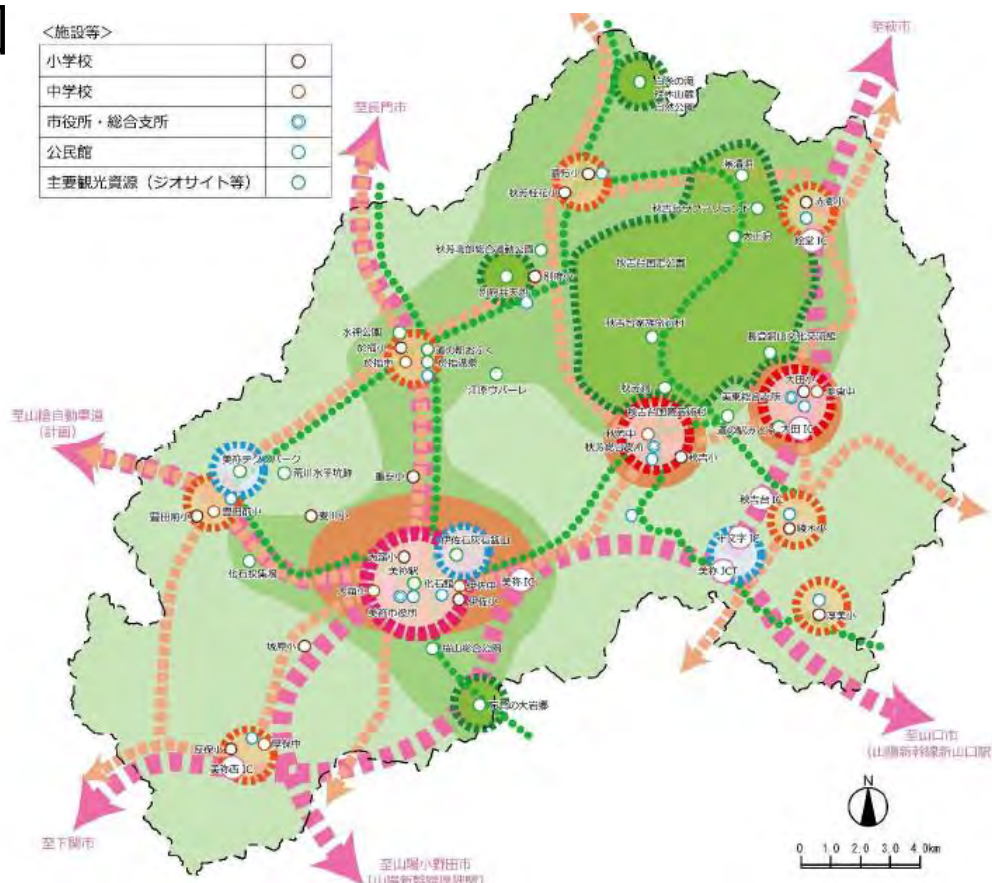
2. 誘導区域の検討

(1) 誘導区域設定の考え方 (前回の振り返り)

■美祢市における誘導区域の考え方

- 今後さらなる人口減少・高齢化の進行が予測され、効率的なまちづくりが求められる中で、持続可能なまちを実現するため、以下のように考える。
 - ある程度絞った地域(都市拠点)に焦点を当て、求心力・にぎわいのあるまちを形成
 - 都市拠点と他の拠点を交通ネットワークでつなぎ、拠点間の相乗効果で他の拠点へ波及させる
- そのため、都市計画マスタープランにおいて、本市の中心を担う「都市拠点」として位置付けた美祢地域に、誘導区域(居住誘導区域及び都市機能誘導区域)を設定する。

■美祢市都市計画マスタープランの将来都市構造



| <拠点> | | <軸> | | <ゾーン> | |
|------------------|--|-------|--|------------|--|
| 都市拠点 市役所周辺 | | 広域連携軸 | | 生活市街地ゾーン | |
| 地域拠点 総合支所周辺 | | 生活連携軸 | | 観光活性化ゾーン | |
| 生活拠点 小学校・公民館周辺 | | 観光周遊軸 | | 自然活用・保全ゾーン | |
| 産業拠点 工業団地等周辺 | | | | | |
| 観光拠点 秋吉台国定公園等 | | | | | |

■秋芳地域、美東地域
 「地域拠点」として、現在居住している市民の住環境を維持しつつ、拠点周辺では利便性の向上を図ることとし、立地適正化計画における誘導区域は、都市再生特別措置法において対象外であるため、任意でエリアを設定する。

(2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域設定の考え方

(前回の振り返り)

■美祢市における居住誘導区域の考え方

- 「人口が減少していく中でも一定の人口密度を維持することで、生活サービスを確保し続けられるよう、居住をゆるやかに誘導していく区域」とする。

→都市拠点の周辺や、都市拠点への公共交通による移動が確保される

(=都市拠点にある様々な生活サービスを受け易く、ある程度便利に暮らすことができる)区域に設定

→災害に対する安全を確保できる(=安心・安全な暮らしが担保される)区域に設定

■美祢市における都市機能誘導区域の考え方

- 「商業施設、医療施設、文化施設、市役所等の市民が利用する都市機能を有する施設を「誘導施設」に設定し立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域」とする。

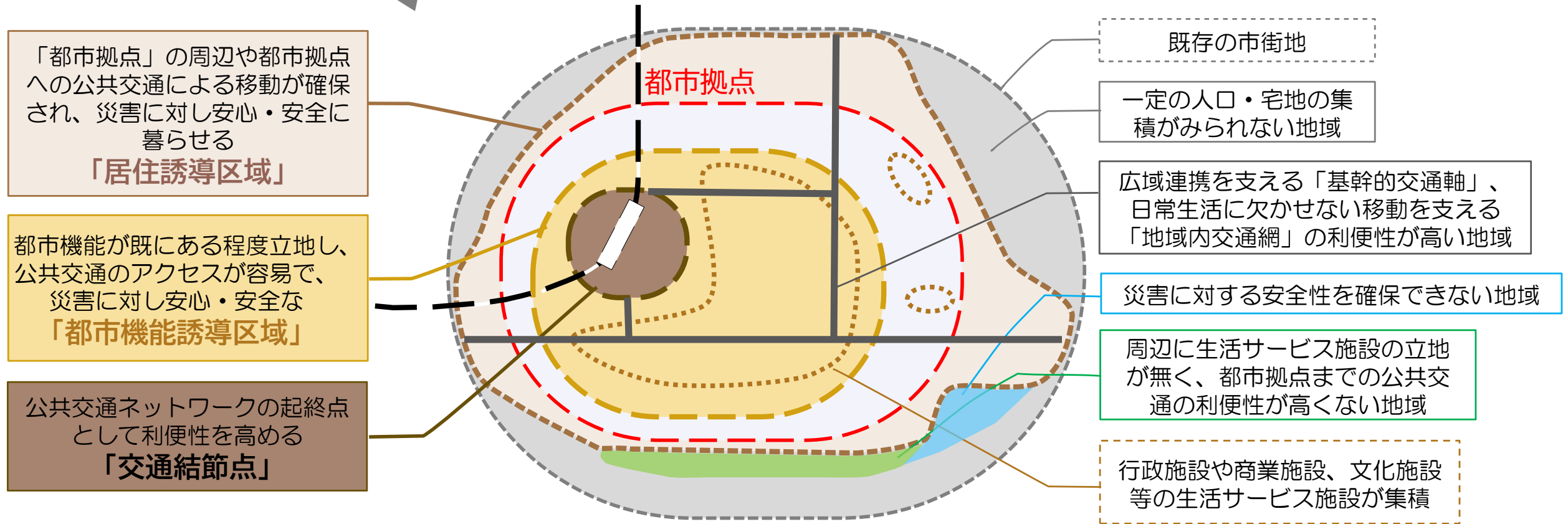
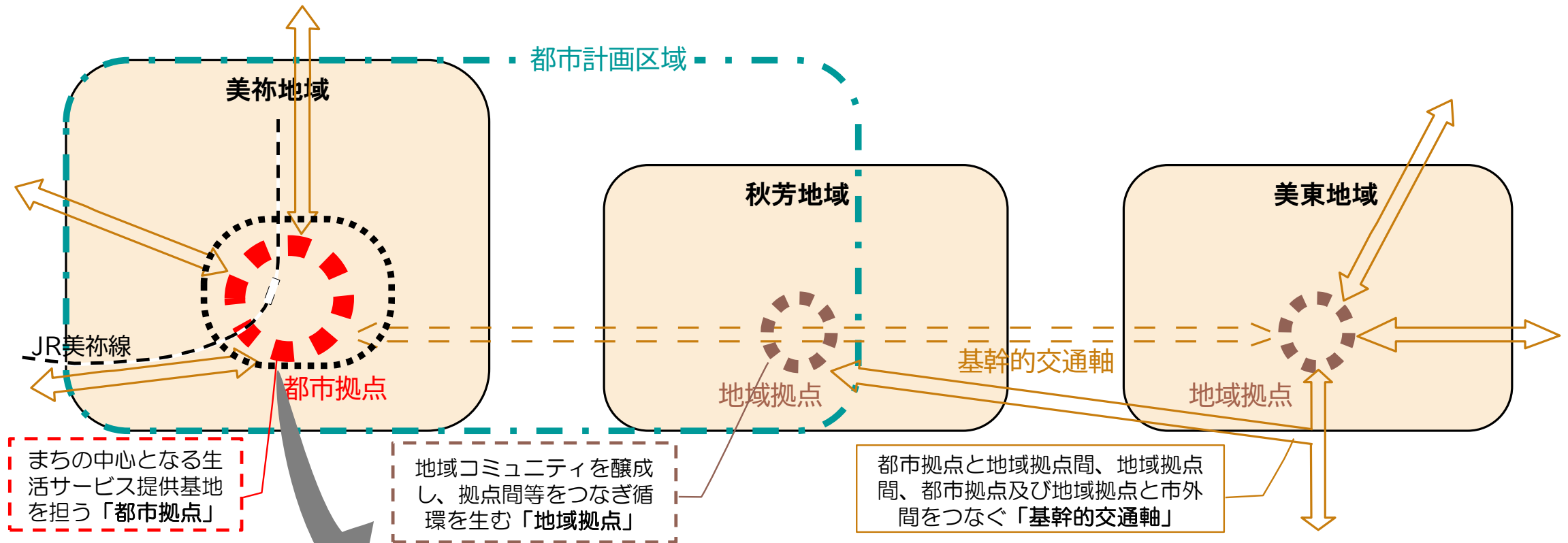
→生活を支える様々なサービスを今後充実させていくために、現状で立地していないところではなく、ある程度都市機能が立地・集積している区域に設定

→公共交通でのアクセスが容易で、市民や市外の方が利用しやすい区域に設定

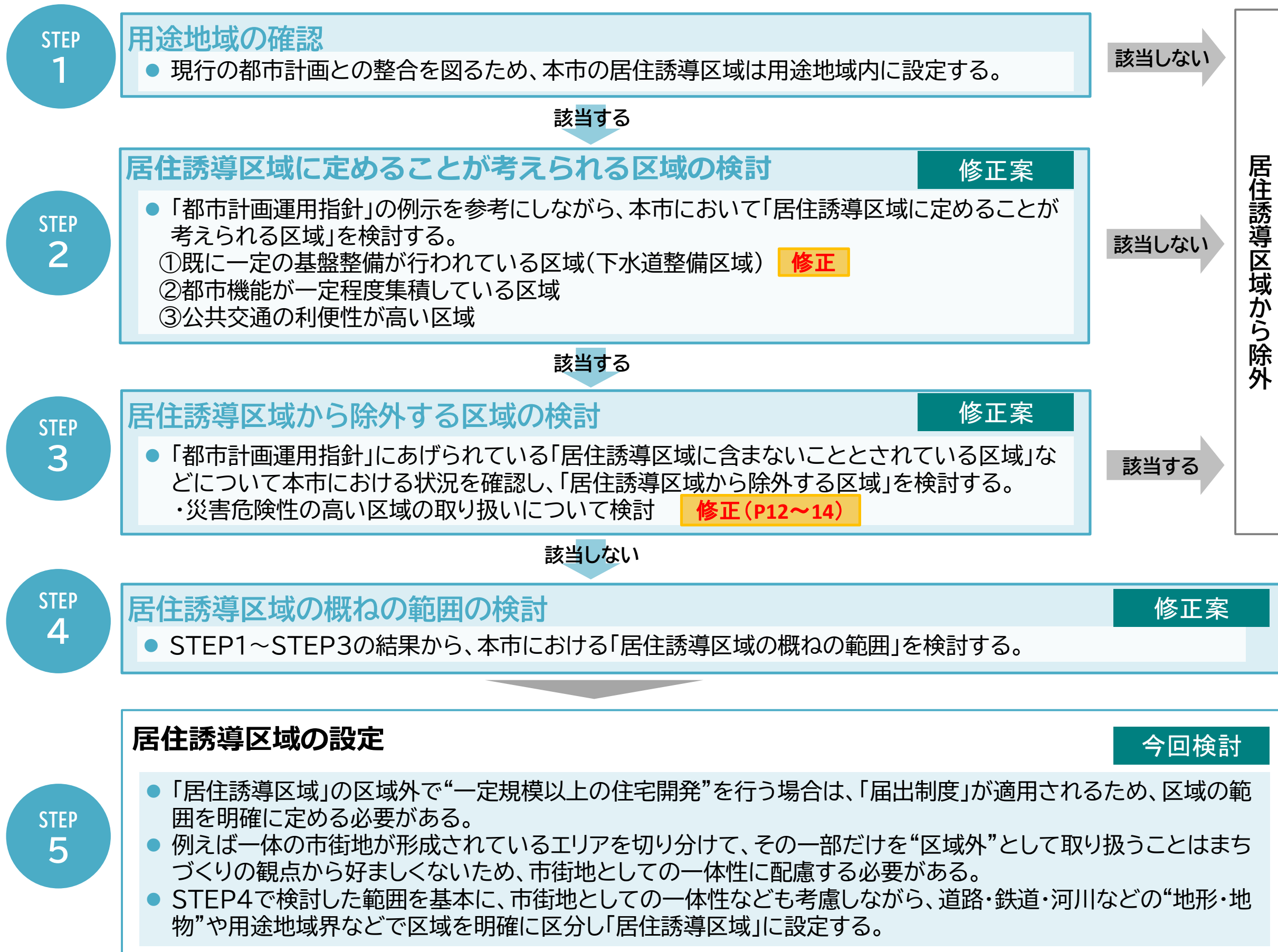
→災害に対する安全を確保できる(=都市機能の利用者の安全が担保される)区域に設定

(参考) 誘導区域設定の考え方 まとめ

■美祢市における誘導区域の考え方【イメージ図】



(3) 居住誘導区域の設定



(3) 居住誘導区域の設定

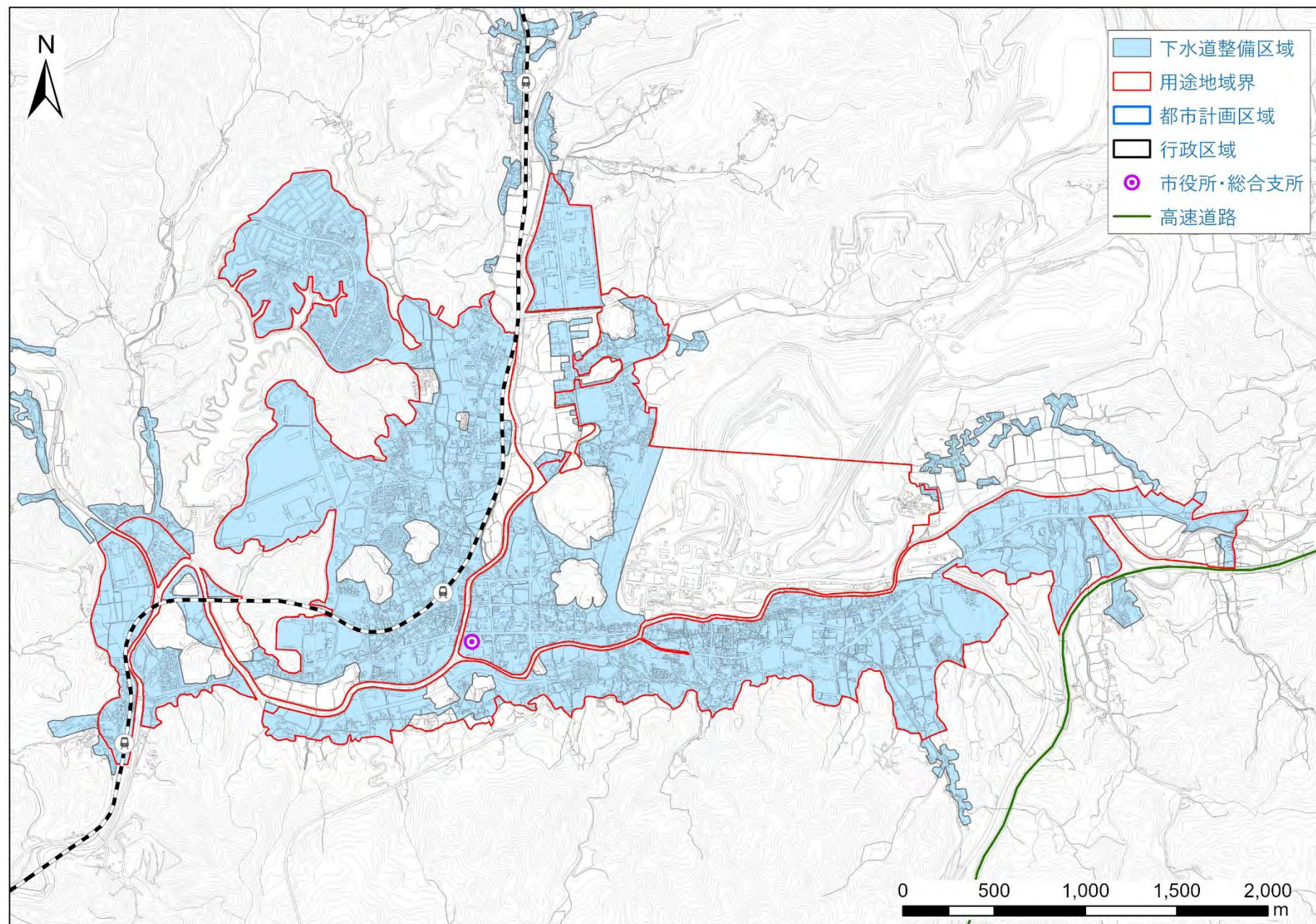
修正案

◀前回意見▶ 誘導区域の設定基準とされている居住の密度が低い印象である。
⇒◀対応▶ 下水道整備区域を、「既に一定の基盤整備が行われている」区域の基準とする。

■STEP2:居住誘導区域を定めることが考えられる区域(その1)

①既に一定の基盤整備が行われている区域

- 既に一定の基盤整備が行われている区域として、下水道整備区域



(3) 居住誘導区域の設定

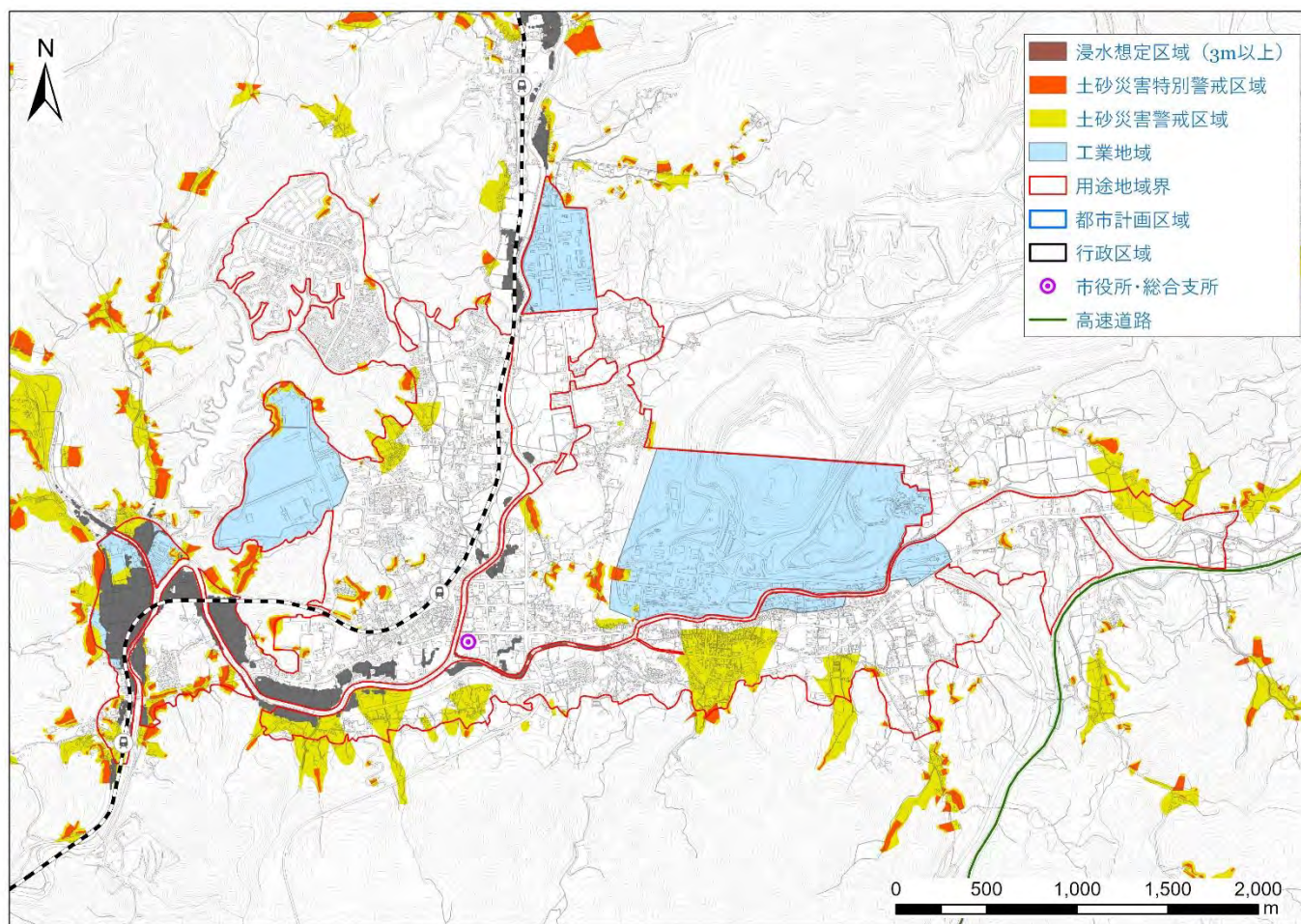
《課題》 都市計画関連の規制におけるイエローゾーンの全域を誘導区域から除外すると、市街地の一体性が損なわれる。

⇒《対応》 予見や避難等の危険回避につながる行動が困難な区域や甚大な被害が予想される区域は誘導区域から除外し、それ以外の区域については必要な対策を講じることにより誘導区域に含める。

STEP3: 居住誘導区域に含めない区域

● 以下の区域は居住誘導区域に含むことが相応しくない区域に該当するため、STEP2で設定した区域から除外する。

- 居住誘導区域に含まないこととされている区域: 土砂災害特別警戒区域
- 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域: 該当なし
- 居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域: 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
- 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域: 工業地域



(3) 居住誘導区域の設定

災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討

■洪水浸水想定区域

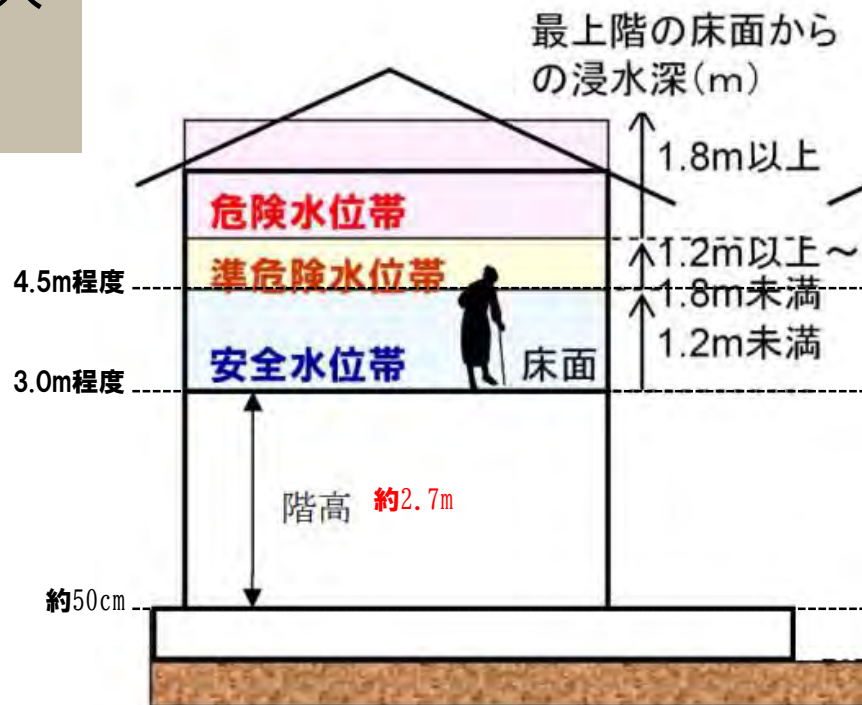
計画規模(L1)と想定最大規模(L2)

- 計画規模(L1):洪水防御に関する計画の基本となる降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は1/50(厚狭川)、1/100(厚東川、大田川)(厳密には、毎年1/50(約2%)、1/100(約1%)の確率で発生すると予測されるものである。)程度となる。
- 想定最大規模(L2):想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は1/1,000程度となる。

- 浸水深が0.5mを超えると徒歩による避難が困難になる可能性
- 浸水深が3.0mを超えると垂直避難による対応が困難
- 浸水深が4.5mを超えると高齢者等の安全水位帯を超え、死亡率が増大

仮に、想定しうる最大の浸水(L2)が発生する“最悪の事態”においても「垂直避難」により人的被害の発生を抑制することを前提として、**浸水深3.0m以上のエリアは区域から除外**

65歳以上の場合



<浸水深に応じた死亡率sの分類>

| | 死亡率 (%) |
|--------|---------|
| 危険水位帯 | 91.75 |
| 準危険水位帯 | 12.00 |
| 安全水位帯 | 0.023 |

居住誘導区域の設定（災害ハザード区域の除外）

災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討

■家屋倒壊等氾濫想定区域

- **家屋倒壊等氾濫想定区域**: 洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域の判断等に有効な情報となる。
- **氾濫流**: 氾濫水の流れの力が大きく家屋倒壊の危険がある区域
- **河岸浸食**: 河川の流れにより土地が侵食され流失する危険がある区域

浸水深に関わらず、「垂直避難」では危険を回避することは困難であり、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから**全面的に区域から除外**

イメージ



流失家屋の位置

堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

イメージ



河岸侵食により家屋倒壊した状況

出典: 家屋倒壊等氾濫想定区域について(国土交通省 H28)

居住誘導区域の設定（災害ハザード区域の除外）

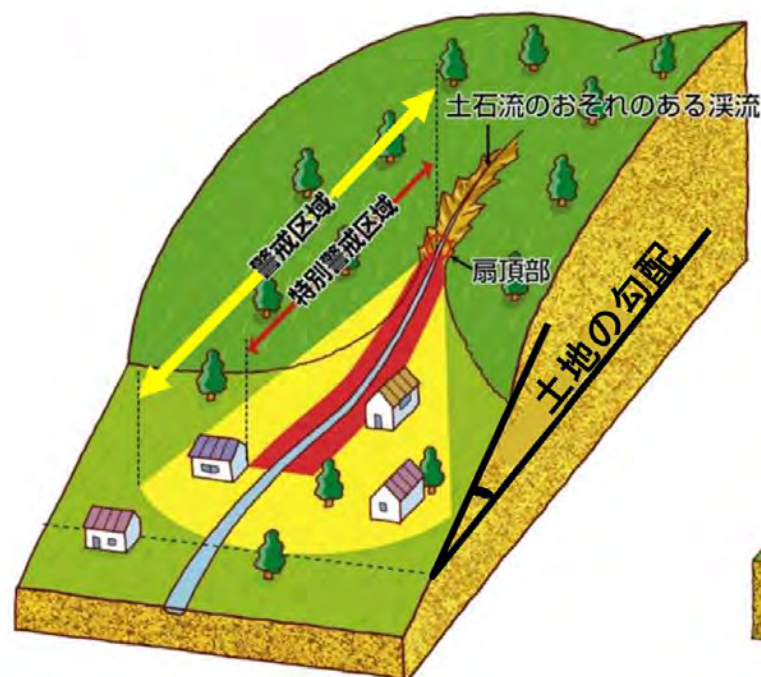
災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討

■土砂災害に関する情報

- 大雨時等に土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域は、土砂災害警戒区域等に指定されている。
- 土砂災害は、そのおそれのある区域に立地している家屋等の被害が想定されるほか、道路・鉄道等の交通ネットワークの寸断のおそれがあることから、土砂災害警戒区域等がどのように分布しているかについて確認することが必要。
- 砂防堰堤の整備等土砂災害を防止するための措置の現状や将来の見通しに関する情報については、居住誘導区域の設定を検討する際に必要となることから、関係部局に確認を行うことが必要。

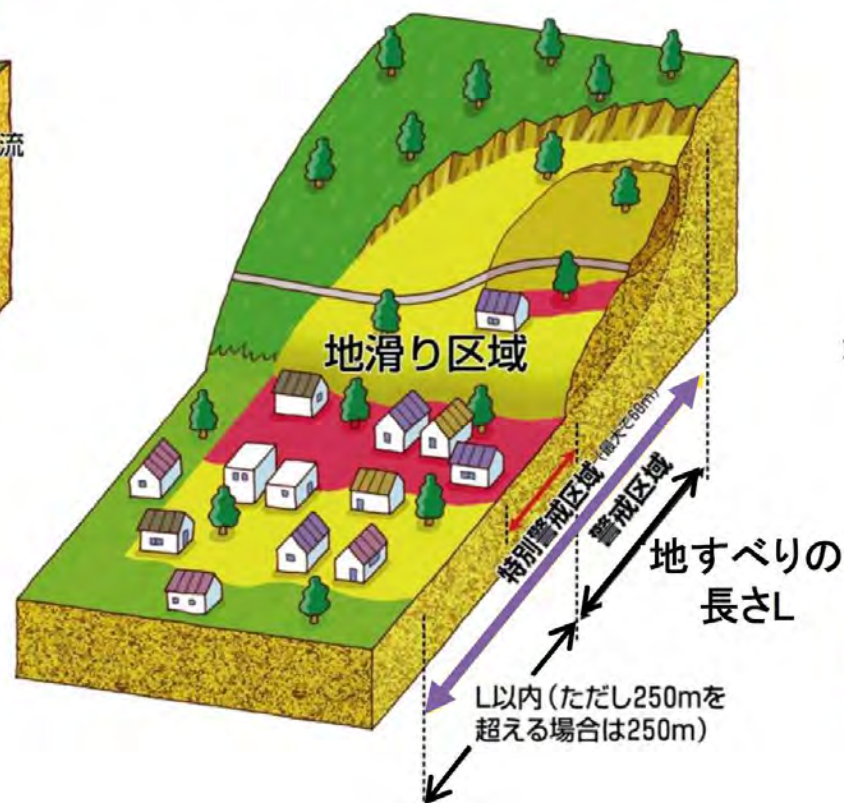
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



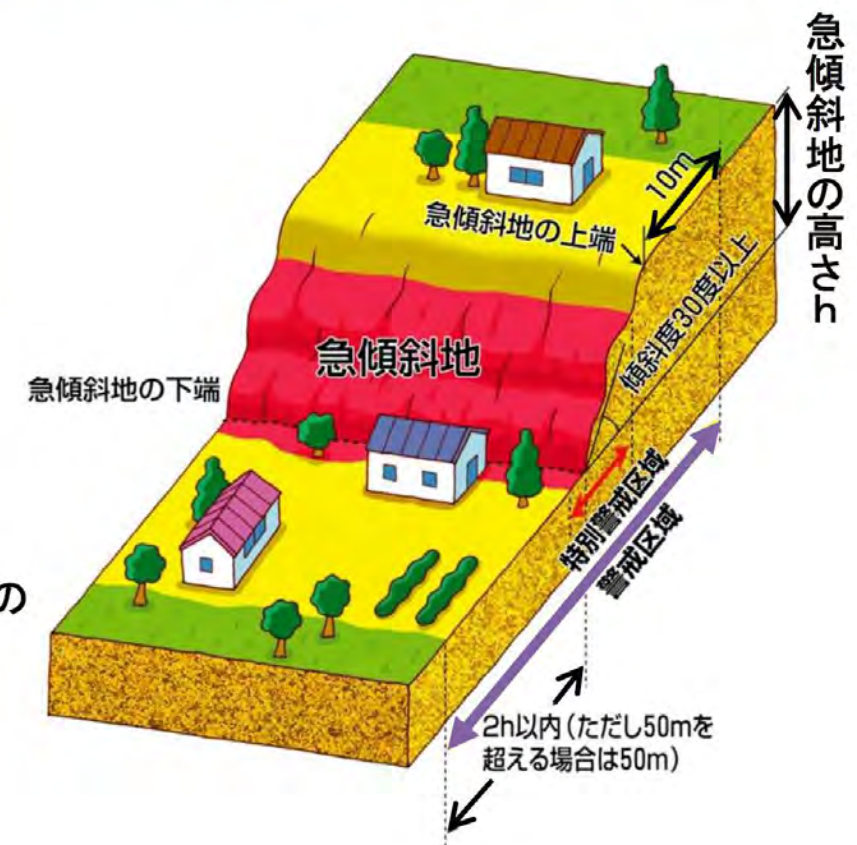
地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



居住誘導区域の設定（災害ハザード区域の除外）

災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討

■土砂災害特別警戒区域

- 土砂災害の種類（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）を問わず、生命・財産への甚大な被害が懸念
- いわゆる「災害レッドゾーン」に分類され、“原則として居住誘導区域には含めない”

土砂災害の種類を問わず、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから**全面的に区域から除外**

■土砂災害警戒区域

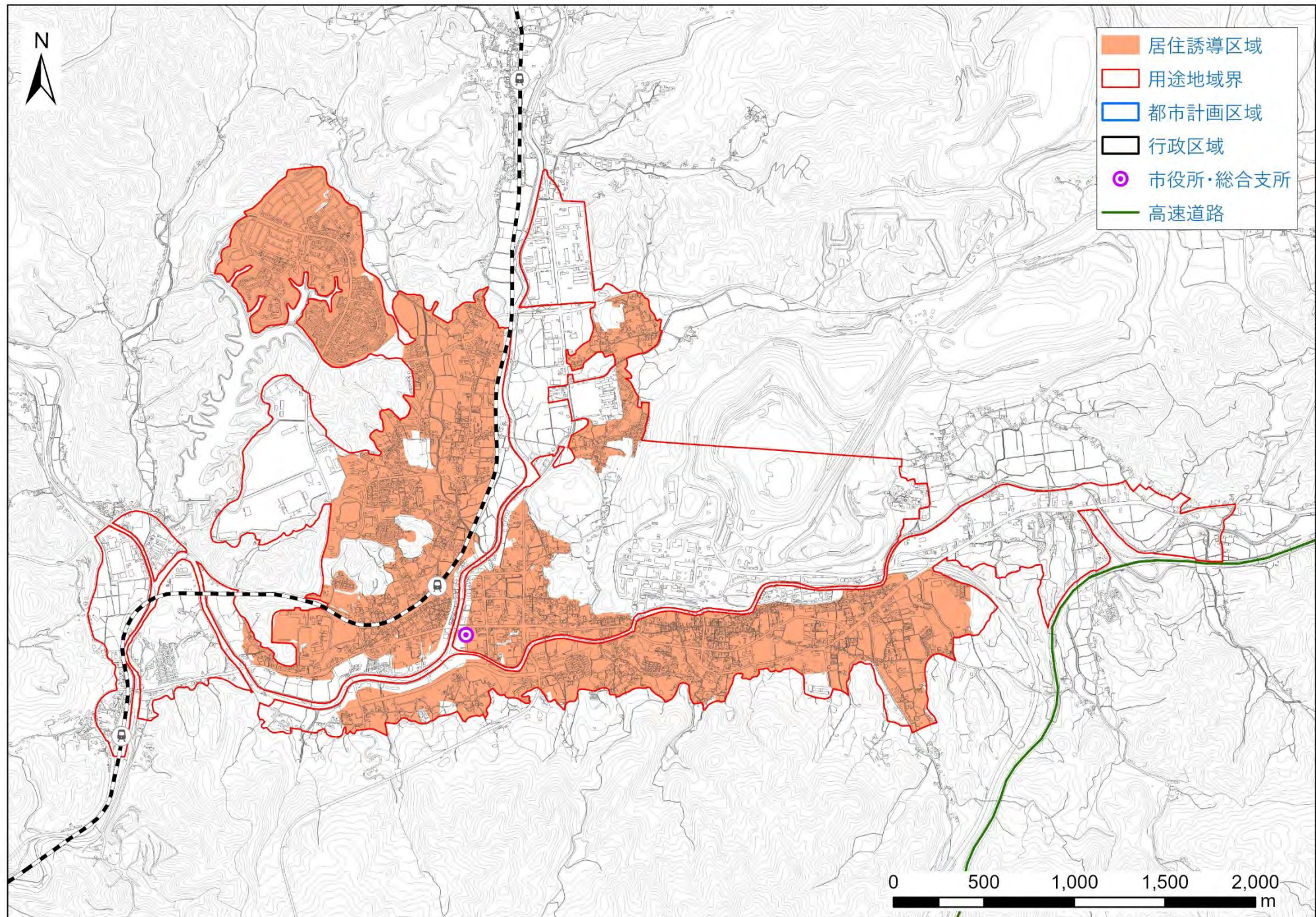
| 災害の種類 | 概要 |
|---------|---|
| 土石流 | <ul style="list-style-type: none">● 山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象であり、主として豪雨などにともなって発生することから予見が比較的容易で、円滑な情報提供・迅速な避難などにより被害を抑制しやすい。 |
| 地すべり | <ul style="list-style-type: none">● 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象であり、予見は困難である。 |
| 急傾斜地の崩壊 | <ul style="list-style-type: none">● 傾斜度30°以上である土地が崩壊する自然現象であり、地震動などにより引き起こされる可能性もあることから、予見は困難である。● ただし、山口県建築基準法施行条例第7条（擁壁の設置）では、「高さが2mをこえるがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物が次に掲げる範囲内にあることとなるときは、擁壁を設けなければならない。」とされていることから、結果的に「土砂災害警戒区域」内においては土砂災害に耐えうる構造物等と認められる建築物等のみが許可されることとなり、人的被害などの甚大な被害が発生する可能性は高くない。 |

予見困難であり、かつ、甚大な被害が発生する懸念がある、「地すべり」に該当する土砂災害警戒区域は**除外**

(3) 居住誘導区域の設定

STEP5: 居住誘導区域の設定

- STEP4で設定した本市における「居住誘導区域の概ねの範囲」をもとに、市街地としての一体性なども考慮しながら、道路・鉄道・河川などの“地形・地物”や用途地域界などで区域を明確に区分し、区域を設定した。
- 居住誘導区域の面積: 346.5ha(用途地域の43.1%)



(4) 都市機能誘導区域の設定

STEP
1

居住誘導区域の確認

- 「都市機能誘導区域」は、居住誘導区域を基本に設定するため、「居住誘導区域」の範囲を確認する。

該当する

STEP
2

都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域の検討

修正案

- 「都市計画運用指針」の例示を参考に、「都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域」を検討する。
 - ① 都市機能が充実している区域
 - ② 都市基盤が一定程度整備されている区域
 - ③ 公共交通の利便性が高い区域
- 災害危険性の高い区域について、美祢駅から市役所周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域については、河川空間も含めた一体的なまちづくりを推進していく観点から、都市機能誘導区域に設定 **修正**

該当しない

都市機能誘導
区域から除外

該当する

STEP
3

都市機能誘導区域の概ねの範囲の検討

- STEP1～STEP2の結果から、本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」を検討する。

STEP
4

都市機能誘導区域の設定

今回検討

- 「都市機能誘導区域」の区域外で「誘導施設」の建築等を行う場合には、「届出制度」が適用されるため、区域の範囲を明確に定める必要がある。
- 一体の市街地が形成されているエリアを切り分けて、その一部だけを“区域外”として取り扱うことはまちづくりの観点からも好ましくないため、市街地としての一体性に配慮する。
- STEP3で検討した範囲を基本に、市街地としての一体性等も考慮しながら、道路・鉄道・河川等の“地形・地物”や用途地域境界等で区域を明確に区分し、「都市機能誘導区域」に設定する。

都市機能誘導区域の設定（災害ハザード区域の除外）

災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討

■家屋倒壊等氾濫想定区域

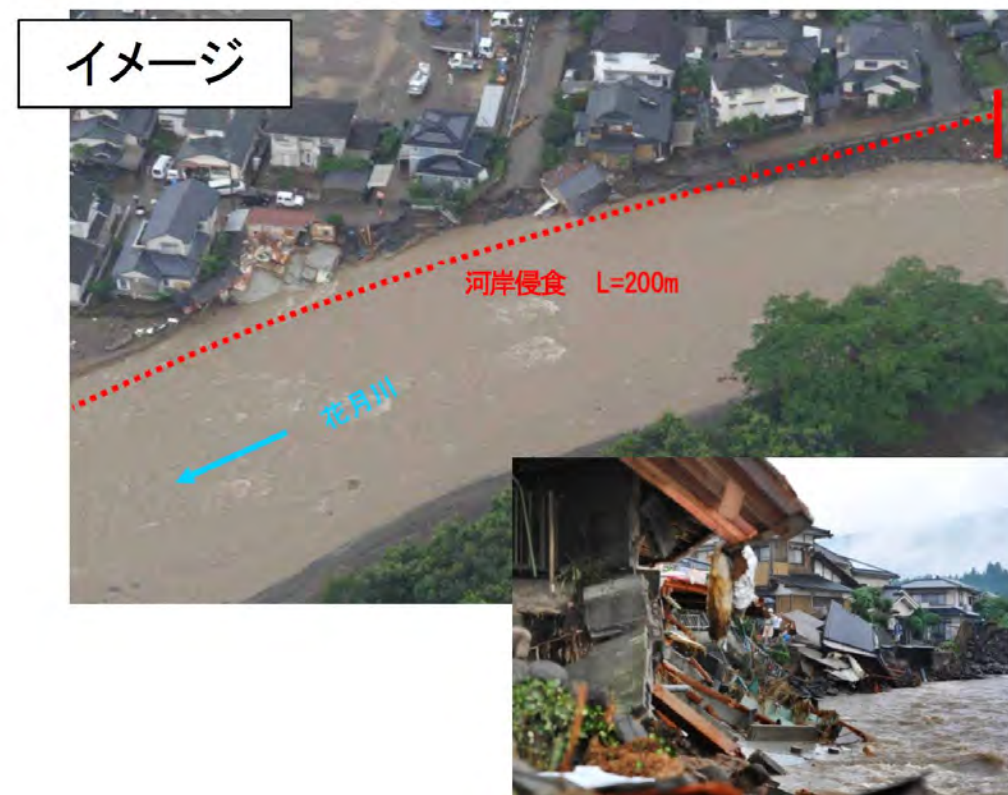
- **家屋倒壊等氾濫想定区域**: 洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域の判断等に有効な情報となる。
- **氾濫流**: 氾濫水の流れの力が大きく家屋倒壊の危険がある区域
- **河岸浸食**: 河川の流れにより土地が侵食され流失する危険がある区域

浸水深に関わらず、「垂直避難」では危険を回避することは困難であり、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから、**居住誘導区域からは全面的に区域から除外**

ただし、美祢駅から市役所周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域については、河川空間も含めた一体的なまちづくりを推進していく観点から、**都市機能誘導区域に設定**する。



堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況



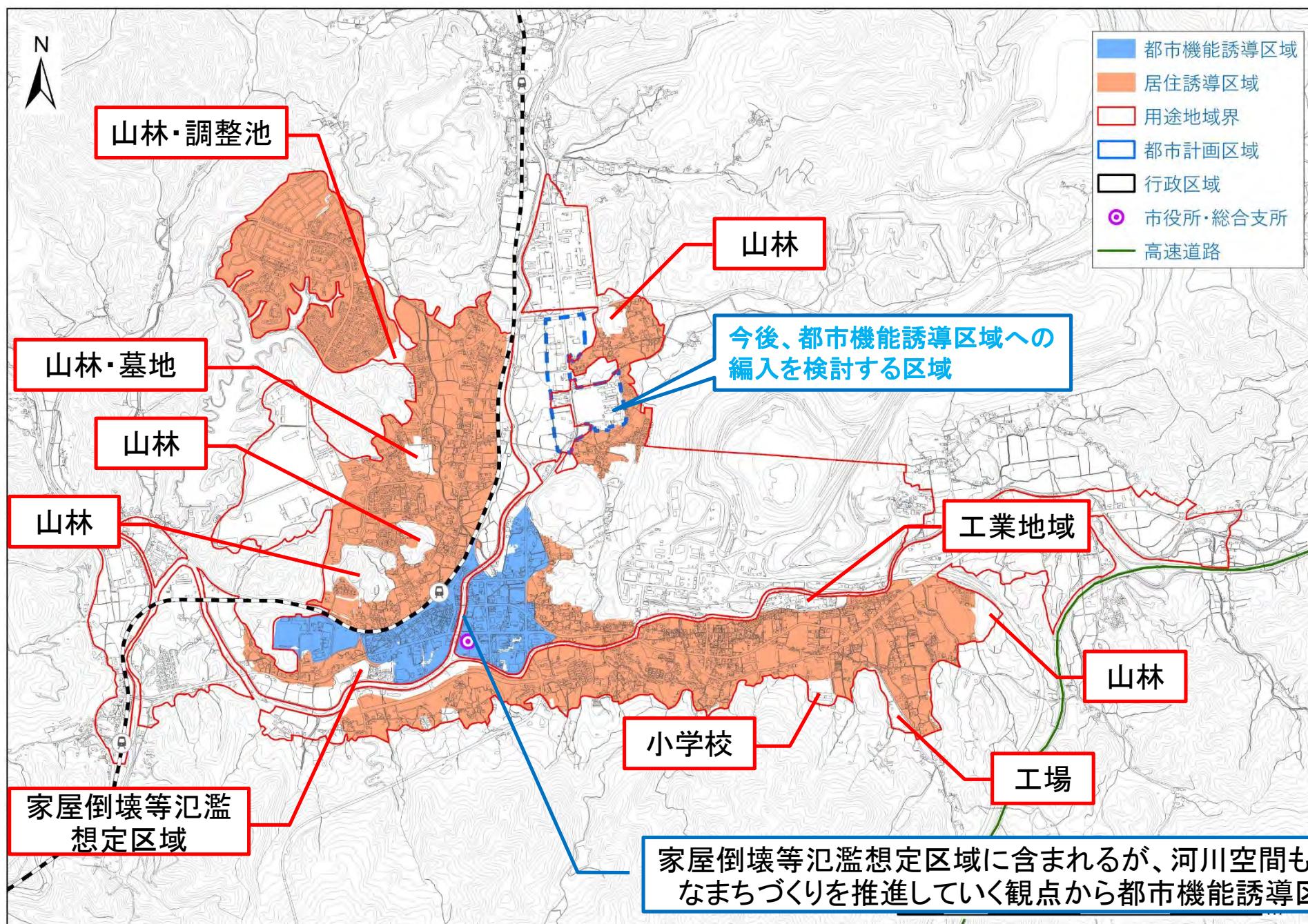
河岸侵食により家屋倒壊した状況

(4) 都市機能誘導区域の設定

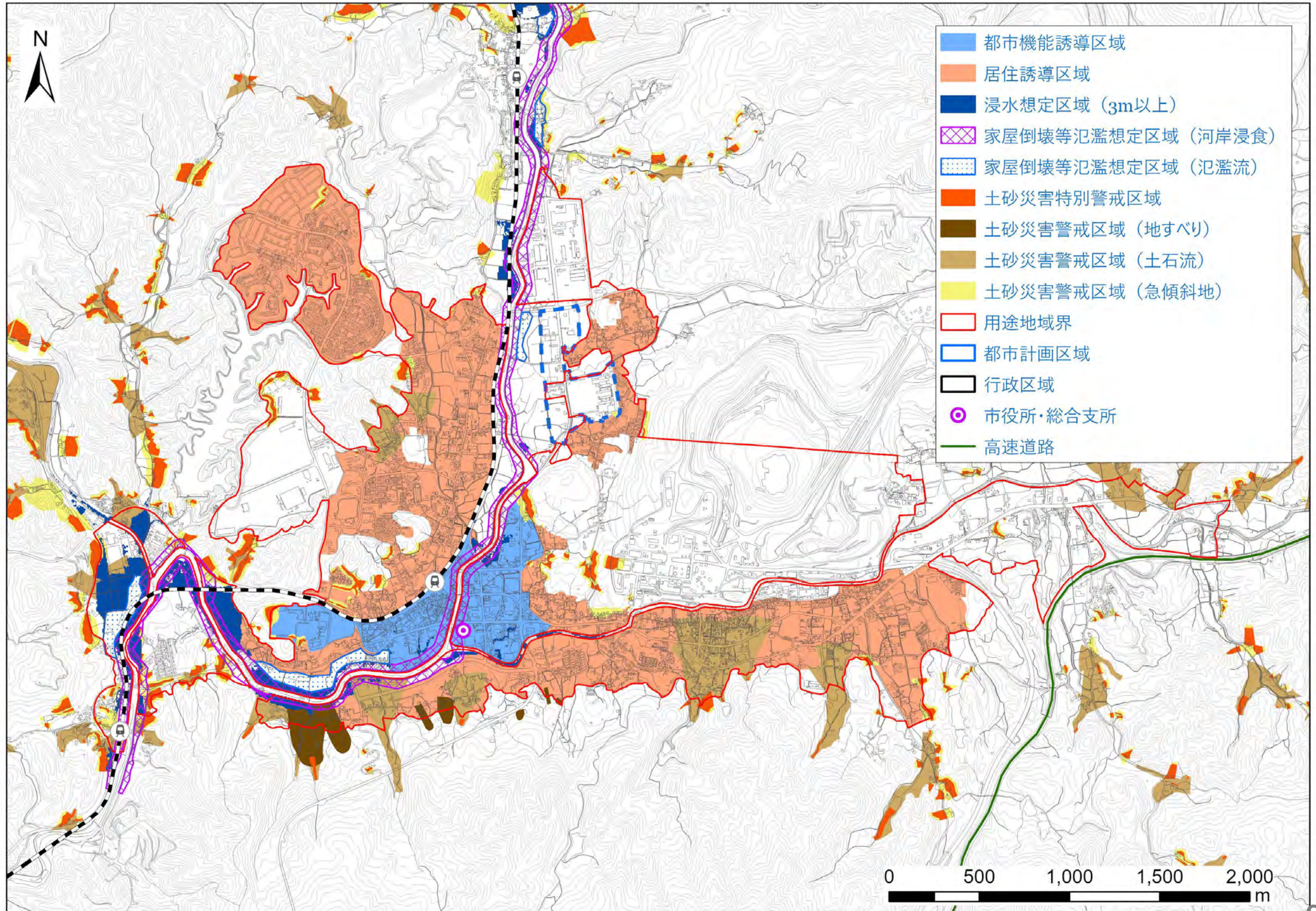
今回検討

STEP4: 都市機能誘導区域の設定

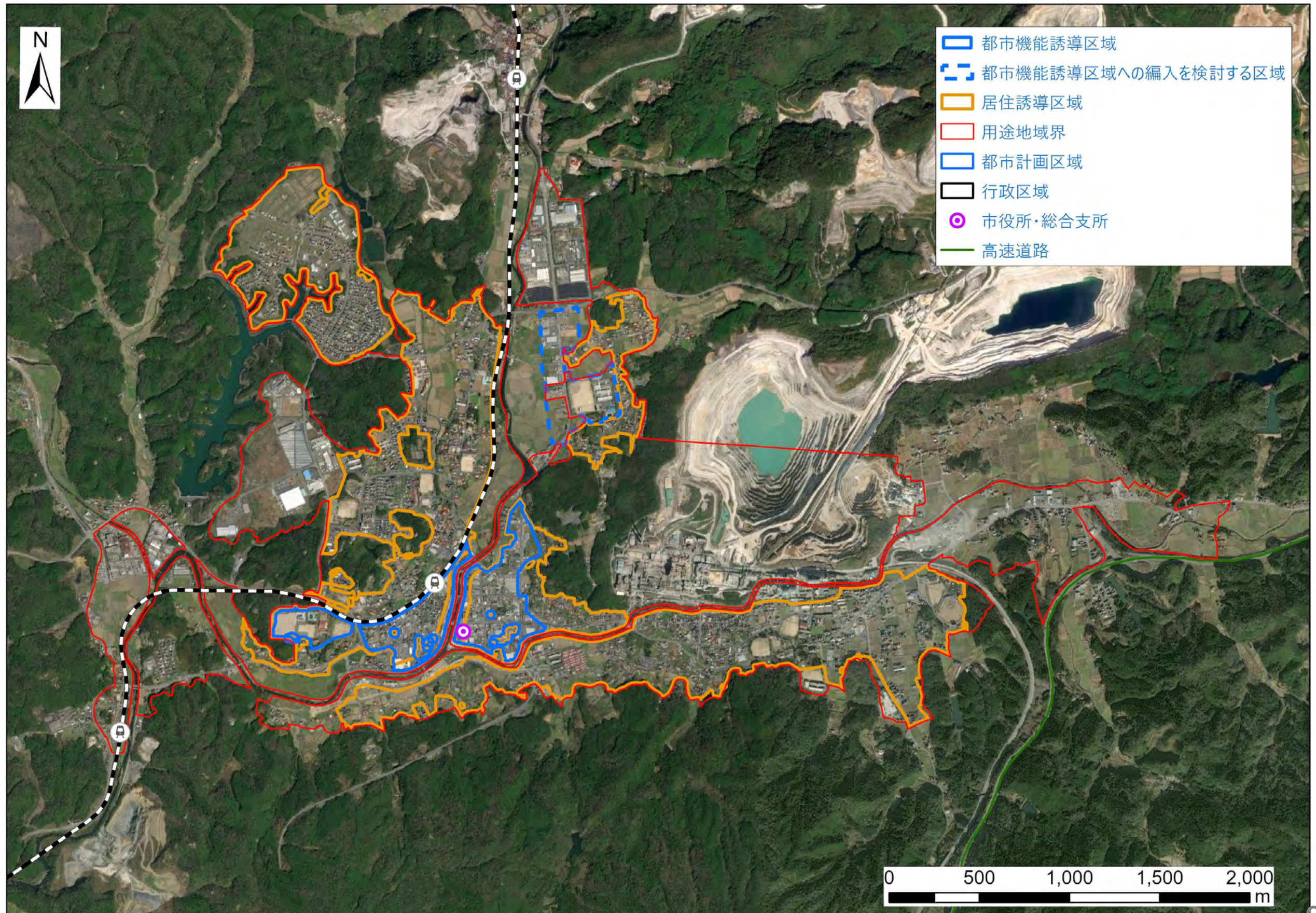
- STEP3で設定した本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」をもとに、市街地としての一体性なども考慮しながら、道路・鉄道・河川などの“地形・地物”や用途地域界などで区域を明確に区分し、区域を設定した。
- 美祢青嶺高校周辺は、計画見直しの際に都市機能誘導区域への編入を検討する地域として設定した。
- 都市機能誘導区域の面積: 51.6ha(用途地域の6.4%)



(参考) 誘導区域 (案) と災害ハザード区域



(参考) 誘導区域 (案) と航空写真



(5) 誘導施設の設定

① 誘導施設の設定の考え方

- 誘導施設は、「居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」(都市再生特別措置法)と定義されており、下表のような施設が該当する。
- 誘導施設は、今後人口減少・少子高齢化が進行する中でも、住民の生活利便性を維持するために都市機能誘導区域・地域拠点エリア内に維持・誘導する、住民の日常生活に必要な施設を定める。

《参考： 拠点類型ごとに想定される誘導施設の例》

| | 中心拠点 | 地域／生活拠点 |
|---------|---|--|
| 行政機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等 |
| 子育て機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等 |
| 商業機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m²以上の食品スーパー |
| 医療機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m²以上の診療所 |
| 金融機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局 |
| 教育・文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター |

(5) 誘導施設の設定

① 誘導施設の設定の考え方

- 市民の日常生活に対して、高次のサービスを広域的に提供する都市拠点型の施設を中心に、誘導施設を設定する。
- 対して、市内の各地区に既に立地している日常的な生活サービス施設(店舗面積の小さい食品スーパー、保育園等)を誘導施設に設定すると、逆に「都市機能誘導区域外での立地を抑制する施設」となってしまう、地域拠点など身近な場所での利便性が低下するおそれがあるため、これらの施設は除外する。
- 既に都市機能誘導区域内に立地する施設で、利便性や利用頻度の高い施設は今後も維持・継続すべき施設であることから、誘導施設に設定する。
- 都市機能誘導区域設定の考え方、地域拠点エリア設定の考え方を踏まえ、「都市再生特別措置法に基づく「誘導施設」として都市機能誘導区域に誘導する施設」と、「美祢市独自の取り組みとして、地域拠点エリアに誘導する施設」に区分して設定する。

都市機能誘導区域 区域設定の考え方

- 都市機能を有する施設の立地・集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域

誘導施設(都市再生特別措置法に基づく) の設定方針

- 市民や市外の方が利用する中枢的な都市機能を有する施設
- 市民の生活を支える都市機能のうち、市域全体からの利用が見込まれる比較的高次の都市機能を有する施設

地域拠点エリア エリア設定の考え方

- 現在居住している市民の住環境や交通利便性を確保するおおよその範囲
- 地域住民等が往来・交流し、日常生活の用事を済ませることが出来る場所

誘導施設(美祢市独自の取組) の設定方針

- 地域に住む市民の生活や地域活動を支える都市機能を有する施設
- 交流人口の受け入れ、観光産業の振興、健康の増進及び日常生活に必要な都市機能を有する施設

(5) 誘導施設の設定

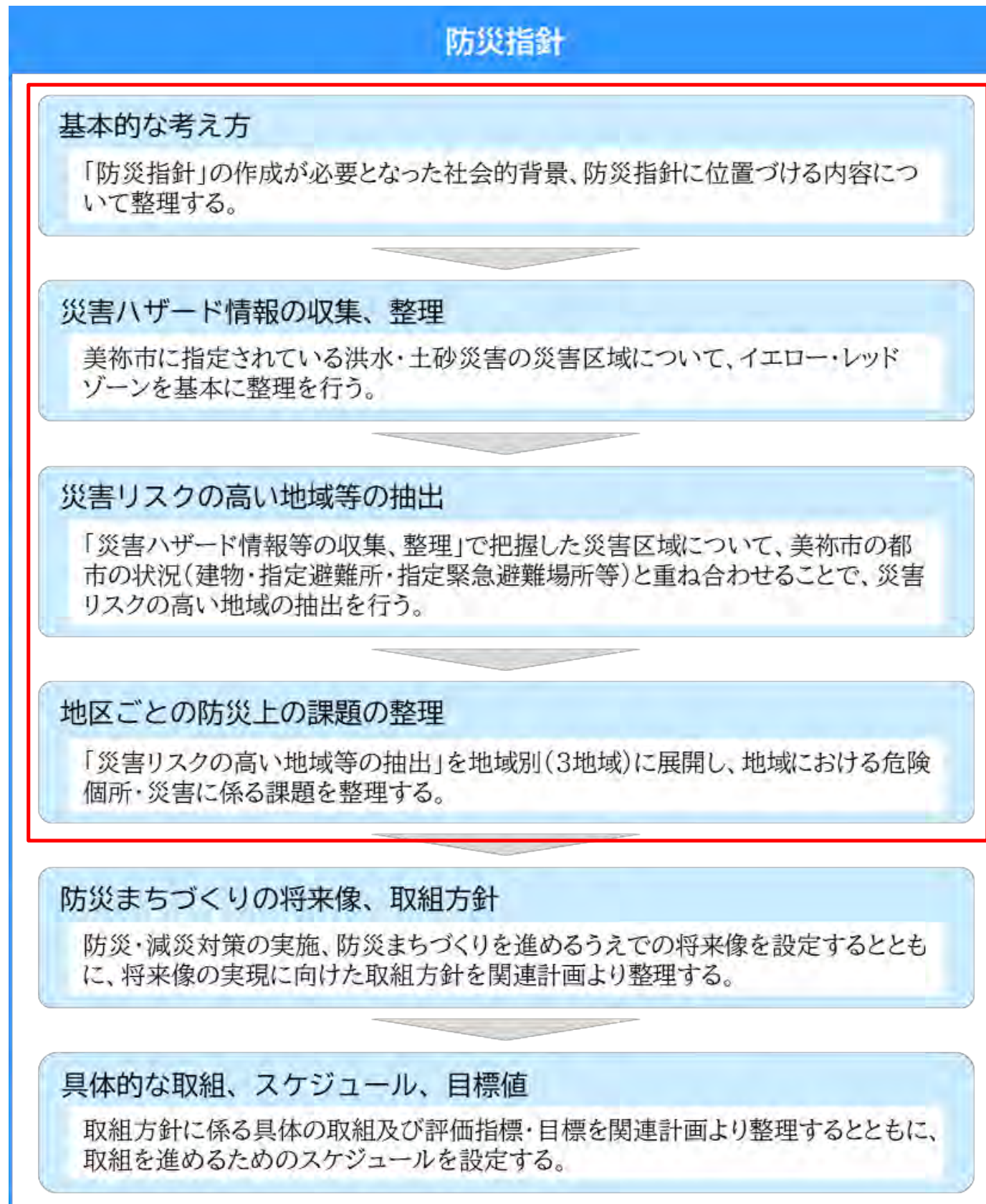
② 誘導施設の設定

■美祢市における誘導施設(案)

| 都市機能 | 誘導施設 (案) | 都市機能 誘導区域 | 地域拠点 エリア | 誘導施設の定義(案) |
|------------|------------|--------------|-------------|---|
| 行政機能 | 市役所 | ○ | — | ・ 地方自治法第4条に定める施設 |
| | 総合支所 | — | ○ | ・ 地方自治法第155条に定める施設 |
| | 消防防災センター | ○ | — | ・ — |
| | 県の出先機関 | ○ | ○ | ・ 地方自治法第156条第5項に定める施設 (警察署、消防本部、土木事務所など) |
| 介護福祉 機能 | 地域包括支援センター | ○ | ○※ | ・ 介護保険法第115条第46項に定める施設 |
| | 総合福祉施設 | ○ | ○ | ・ 社会福祉法第7条に定める社会福祉協議会 ・ 社会福祉法第14条第1項に定める福祉事務所 |
| | 保健センター | ○ | ○ | ・ 地域保健法第18条第2項に定める施設 |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ○ | — | ・ 1,000㎡以上の食品スーパー等 |
| 教育文化 機能 | 図書館 | ○ | ○ | ・ 図書館法第2条に規定する図書館 |
| | 市民会館 | ○ | — | ・ 地方自治法第156条第5項に定める施設 |
| | 生涯学習施設 | ○ | — | ・ 生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動などを通じて学習を行うための施設 |
| | スポーツ施設 | ○ | ○ | ・ スポーツ基本法第21条に定めるスポーツ施設 (住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設) |
| 公共交通結節機能 | 美祢駅 | ○ | — | ・ — |

※美祢東地域包括支援センター(秋芳)は美東も対象エリアに含む

(1) 防災指針とは (検討フロー)



今回検討

(2) 災害ハザード情報の収集・整理

- 「防災指針」では、洪水、土砂、津波災害等の災害要因ごとに検討を行うことが必要とされている。
- 災害ハザードには、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」に区分されている。

整理する災害ハザード情報一覧

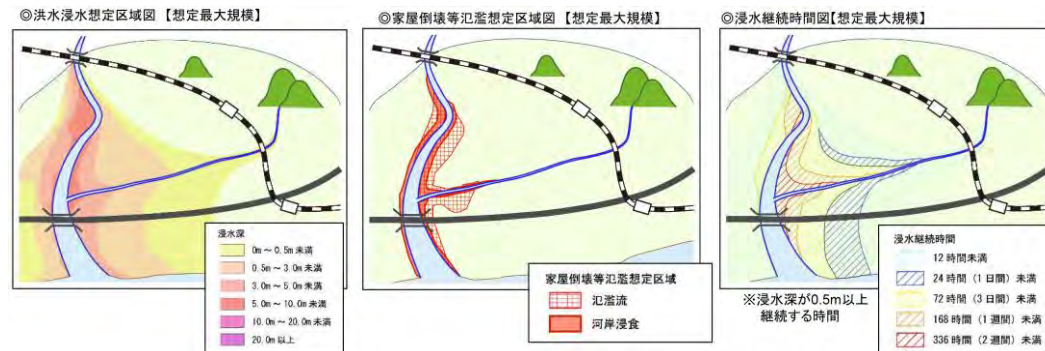
| 災害種別 | ハザードデータ | 出典 |
|------|---|------------------|
| 洪水災害 | 計画規模(L1):浸水深 想定最大規模(L2):浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間 | 美祢市資料 |
| 土砂災害 | 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 | 国土数値情報(土砂災害警戒区域) |
| | 大規模盛土造成地 | 美祢市資料 |

参考：都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーン

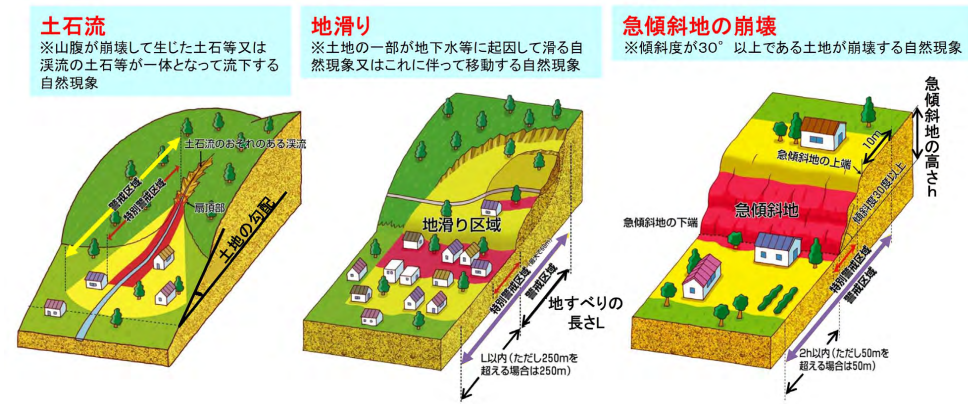
| | 区域 | 指定 | (参考) 行為規制等 |
|---|---|---|--|
| レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり | 災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等) <建築基準法(昭和25年法律第201号)> | 地方公共団体 | ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項) |
| | 地すべり防止区域 <地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)> | 国土交通大臣、農林水産大臣 | ・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)> | 都道府県知事 | ・急傾斜地崩壊危険区域内において、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など |
| | 土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)> | 都道府県知事 | ・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設 |
| | 浸水被害防止区域 <特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)> | 都道府県知事 | ・浸水被害防止区域内において、特定開発行為があるいは、建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第57条第1項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及 |
| | 津波災害特別警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)> | 都道府県知事 | ・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質のある土地の区域内において建築が予定されている建築物をする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途 |
| イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている | 浸水想定区域 <水防法(昭和24年法律第193号)> | (洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町村長 (高潮) 都道府県知事 | なし |
| | 土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)> | 都道府県知事 | なし |
| | 津波災害警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)> | 都道府県知事 | なし |
| | 津波浸水想定(区域) <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)> | | なし |
| | 都市浸水想定(区域) <特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)> | 都道府県知事 | なし |

美祢市で該当

浸水想定区域のイメージ



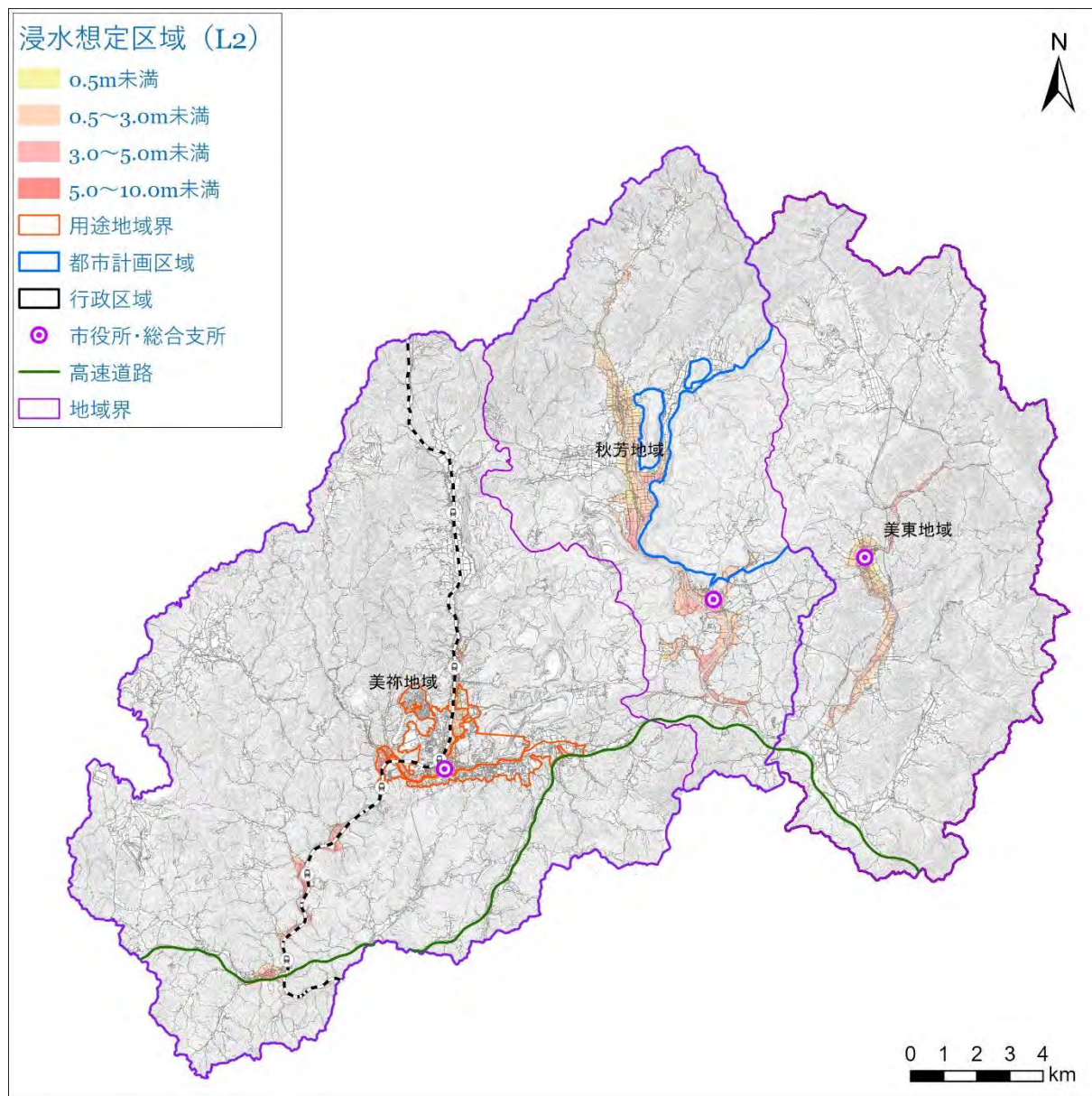
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のイメージ



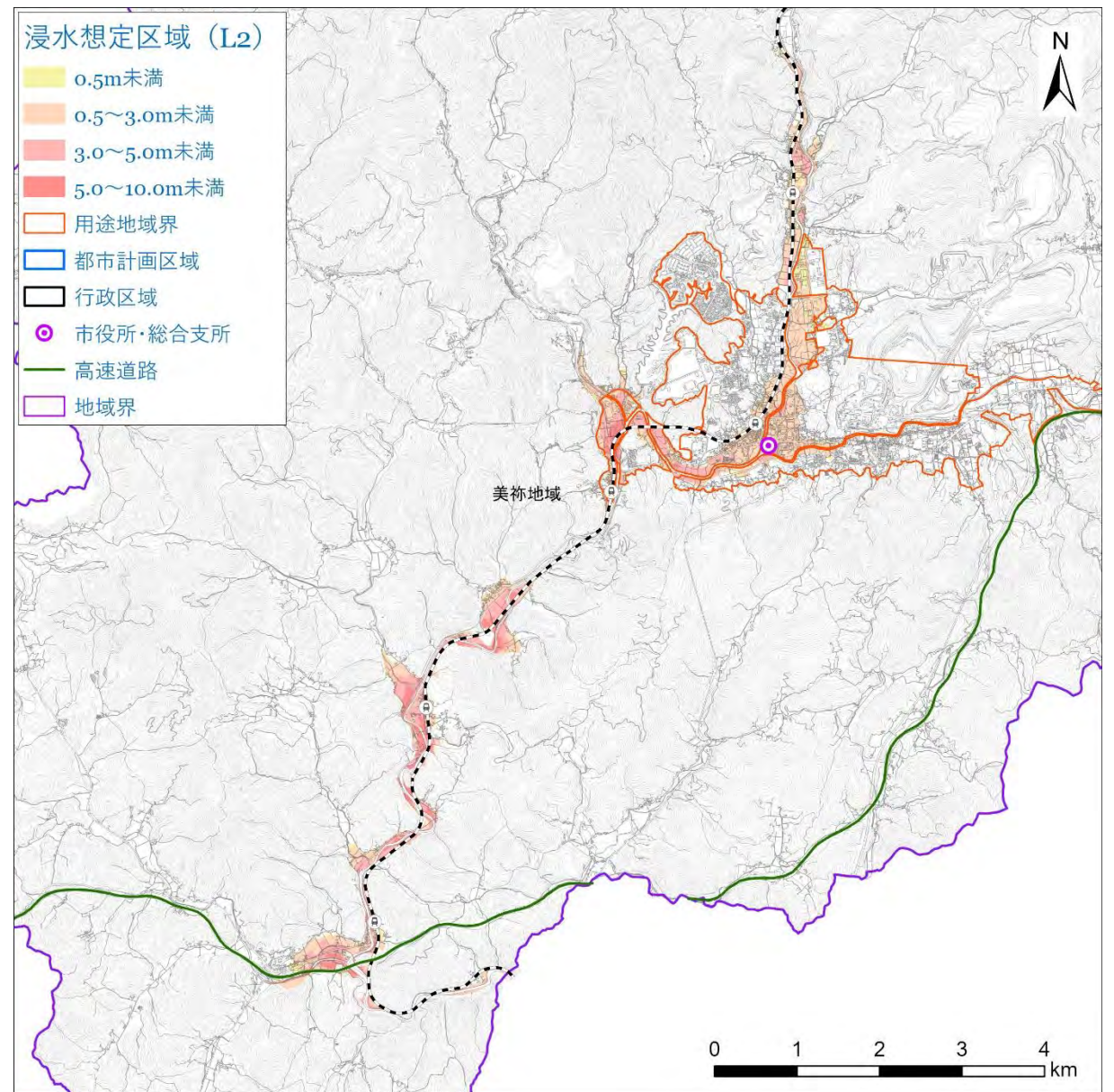
(2) 災害ハザード情報 (洪水浸水想定区域：L2)

- 洪水浸水想定区域(想定最大規模:L2)は、3地域それぞれの市役所・支所周辺(美祢地域:厚狭川、秋芳地域:厚東川、美東地域:大田川)に広域に分布している。
- 厚狭川、厚東川では湾曲部周辺で浸水深3m以上の区域も見られる。

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模:L2)



■ 洪水浸水想定区域(L2・美祢地域)

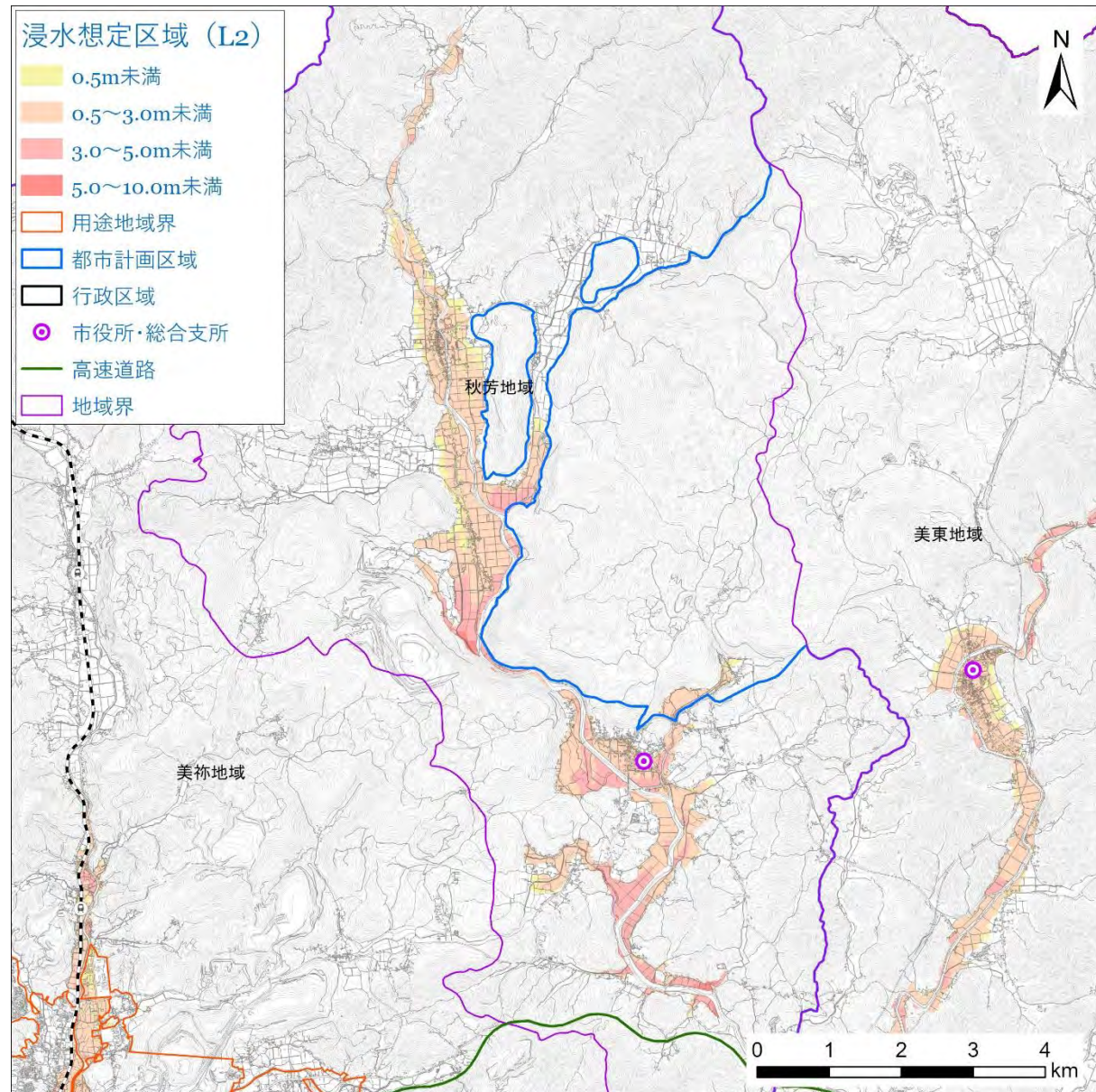


※洪水浸水想定区域(想定最大規模:L2)とは

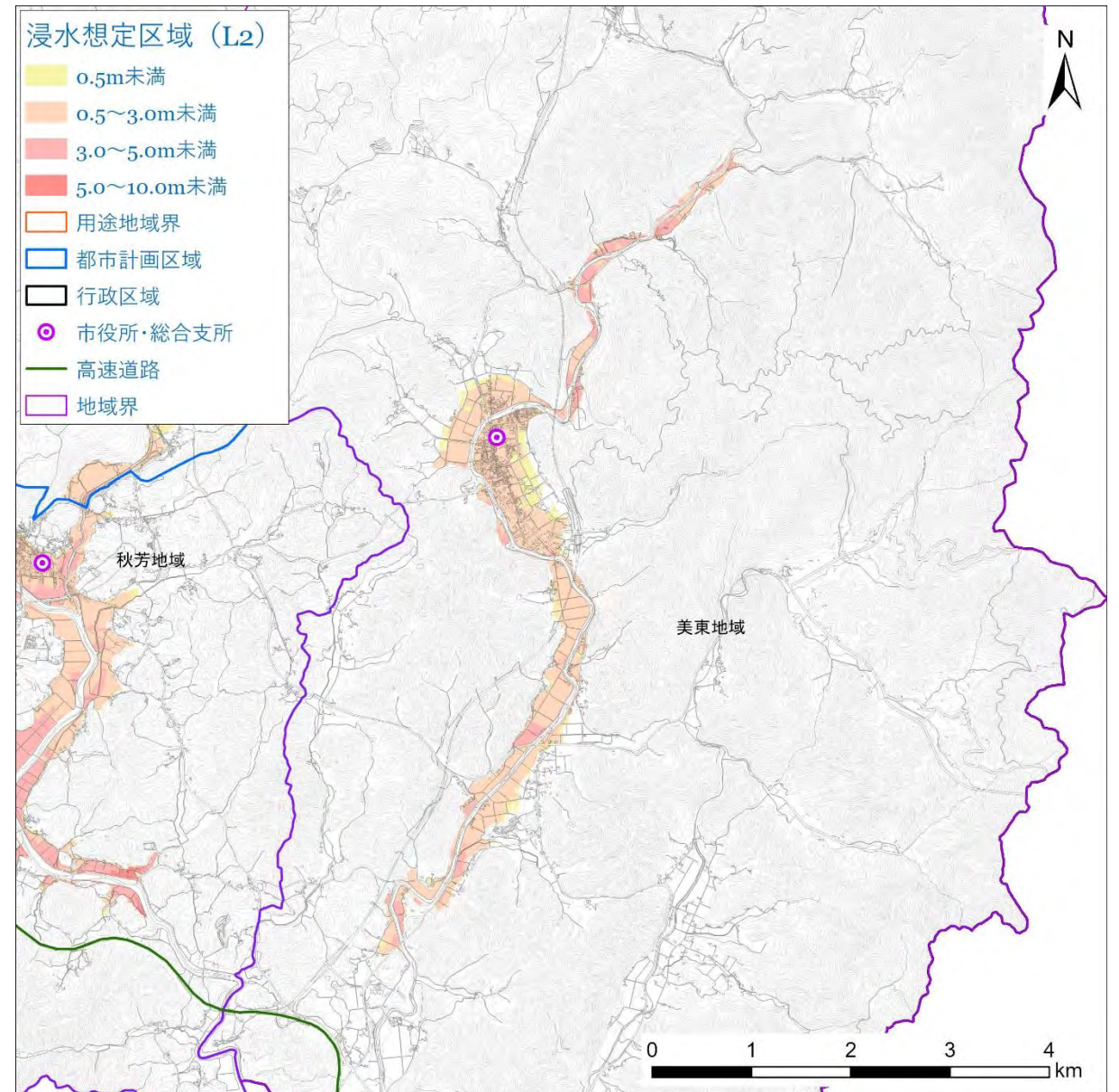
想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は1/1,000程度(千年に一度程度の確率で発生する洪水)を指す。

(2) 災害ハザード情報 (洪水浸水想定区域：L2)

■洪水浸水想定区域(L2・秋芳地域)



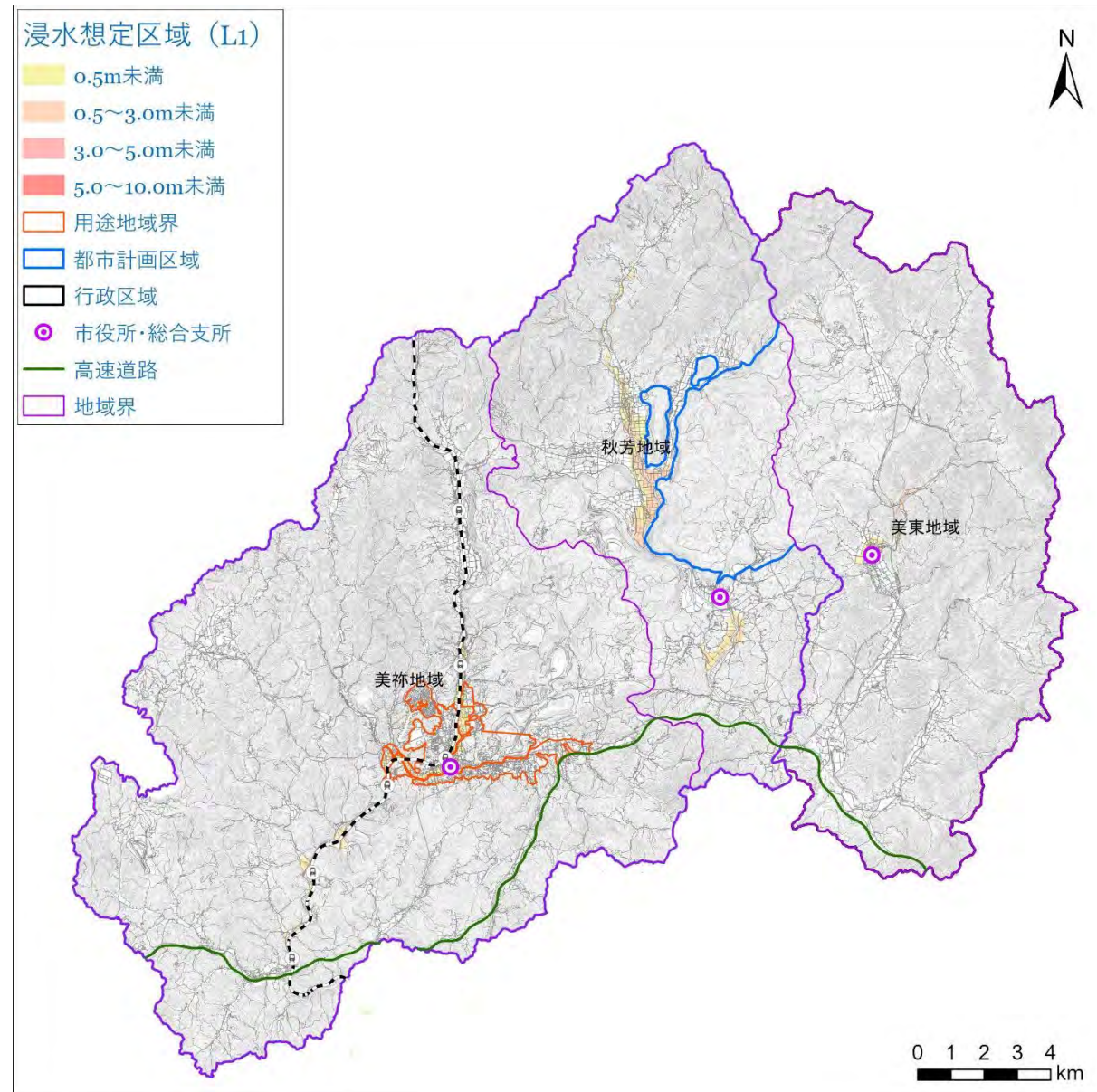
■洪水浸水想定区域(L2・美東地域)



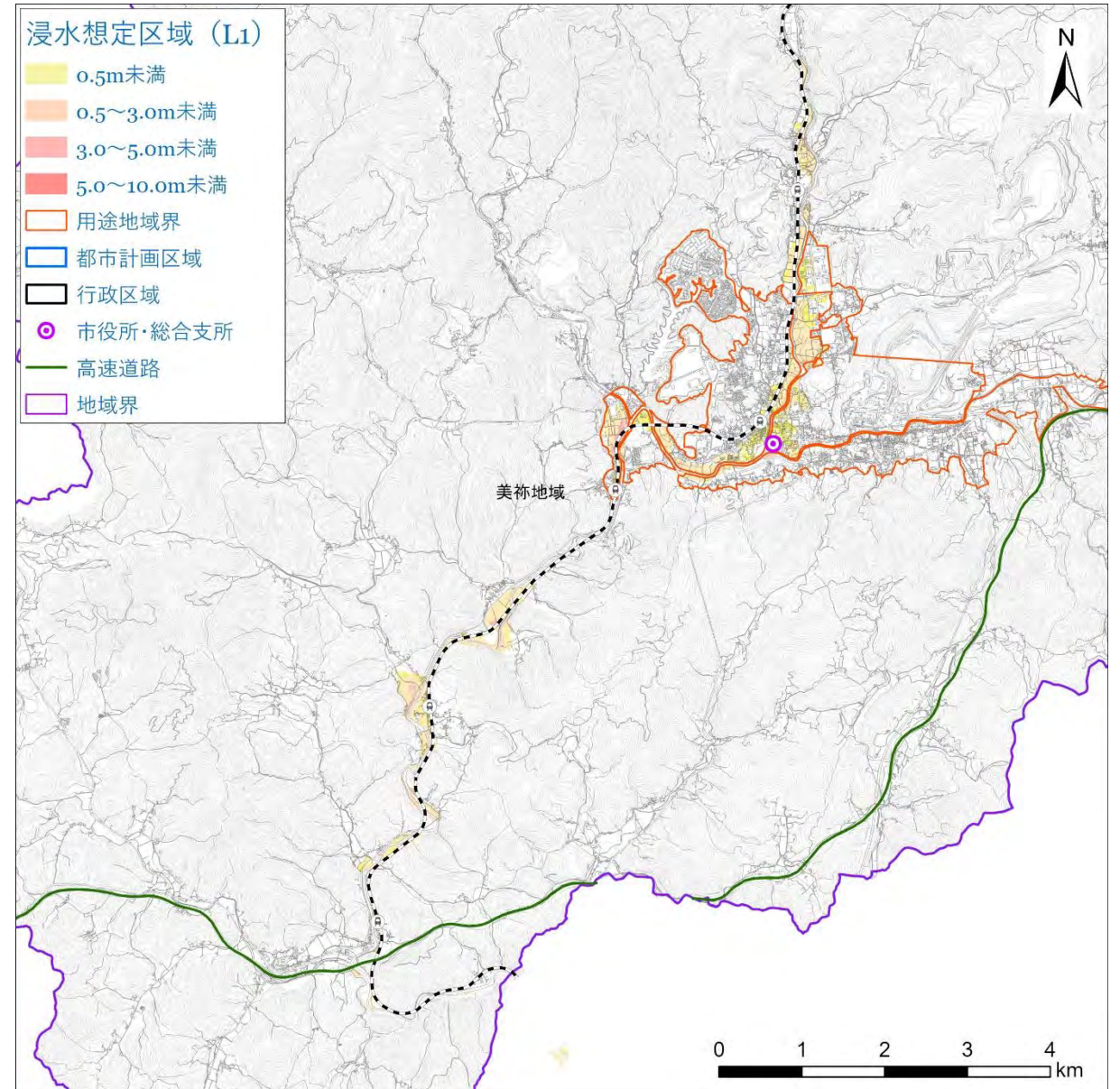
(2) 災害ハザード情報 (洪水浸水想定区域：L1)

- 洪水浸水想定区域(L1)は、秋芳地域、美東地域の総合支所周辺は浸水想定区域に含まれていない。
- 美祢地域では市役所周辺に浸水深0.5m未満の区域が点在しているほか、用途地域東側では、浸水深3.0m以上の区域も見られる。

■ 洪水浸水想定区域(L1)



■ 洪水浸水想定区域(L1・美祢地域)

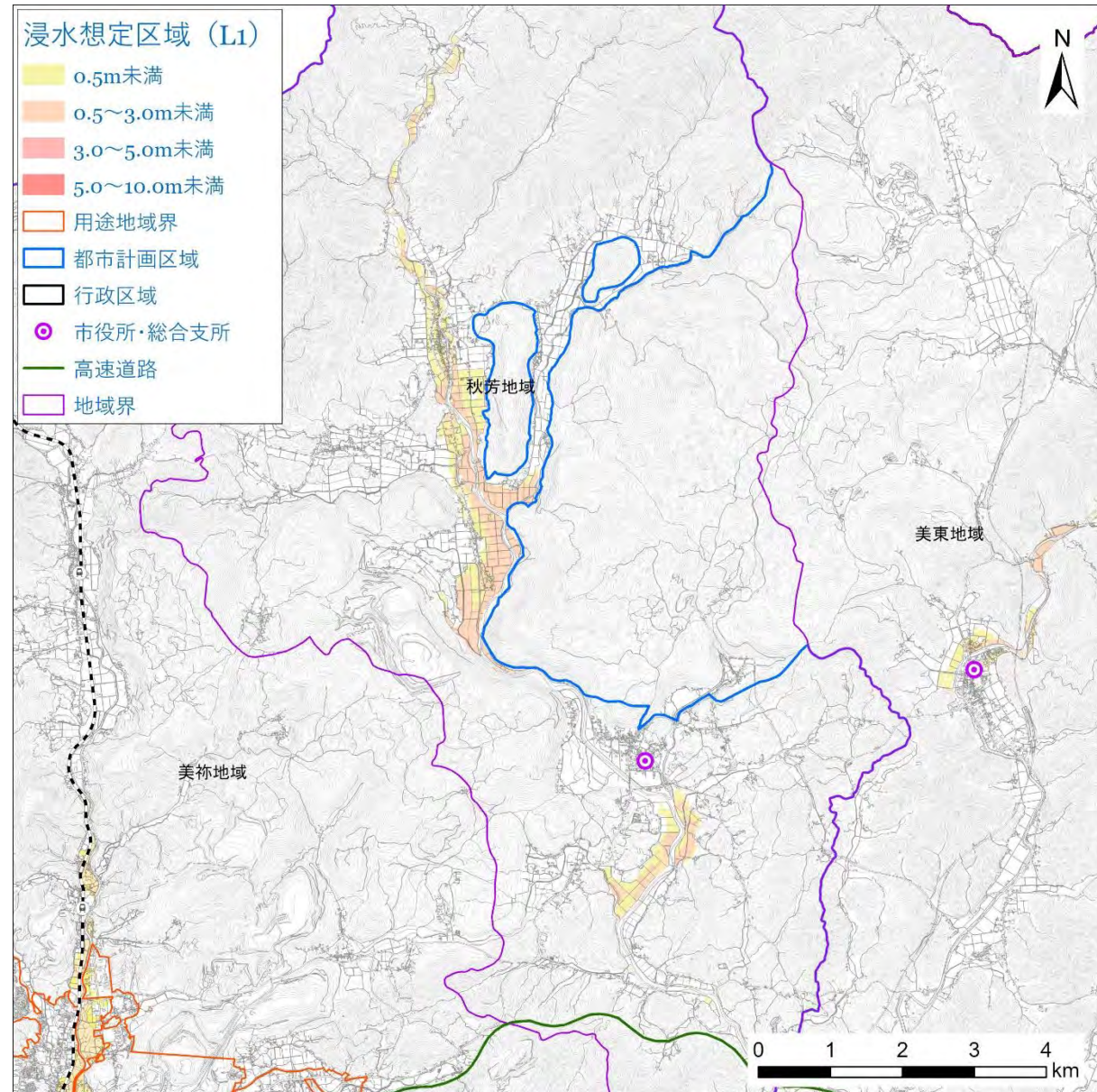


※洪水浸水想定区域(計画規模:L1)とは

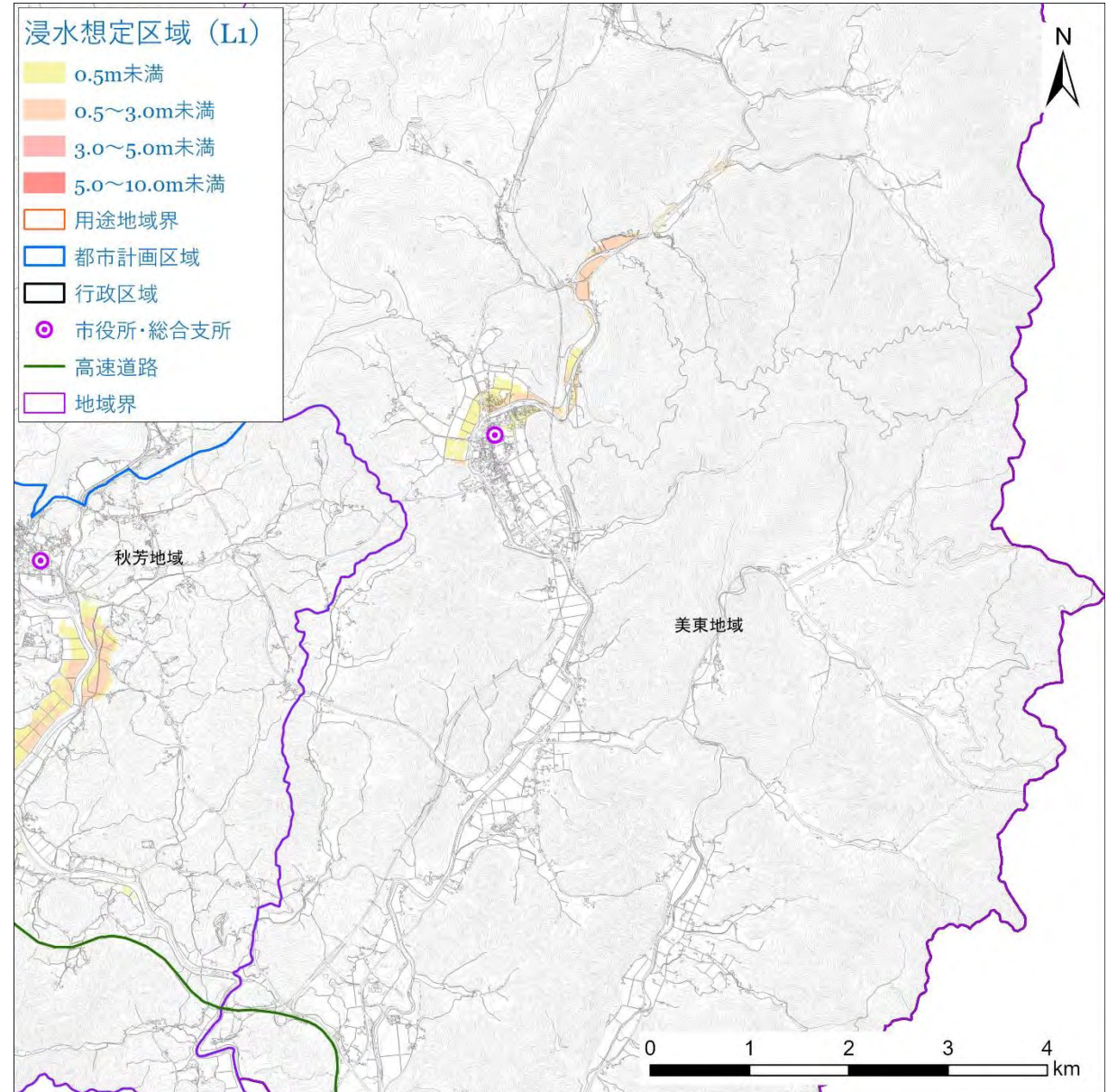
洪水防御に関する計画の基本となる降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は1/50(厚狭川)、1/100(厚東川、大田川)(厳密には、毎年1/50(約2%)、1/100(約1%)の確率で発生すると予測されるものである。)程度となる。

(2) 災害ハザード情報 (洪水浸水想定区域：L1)

■洪水浸水想定区域(L1・秋芳地域)



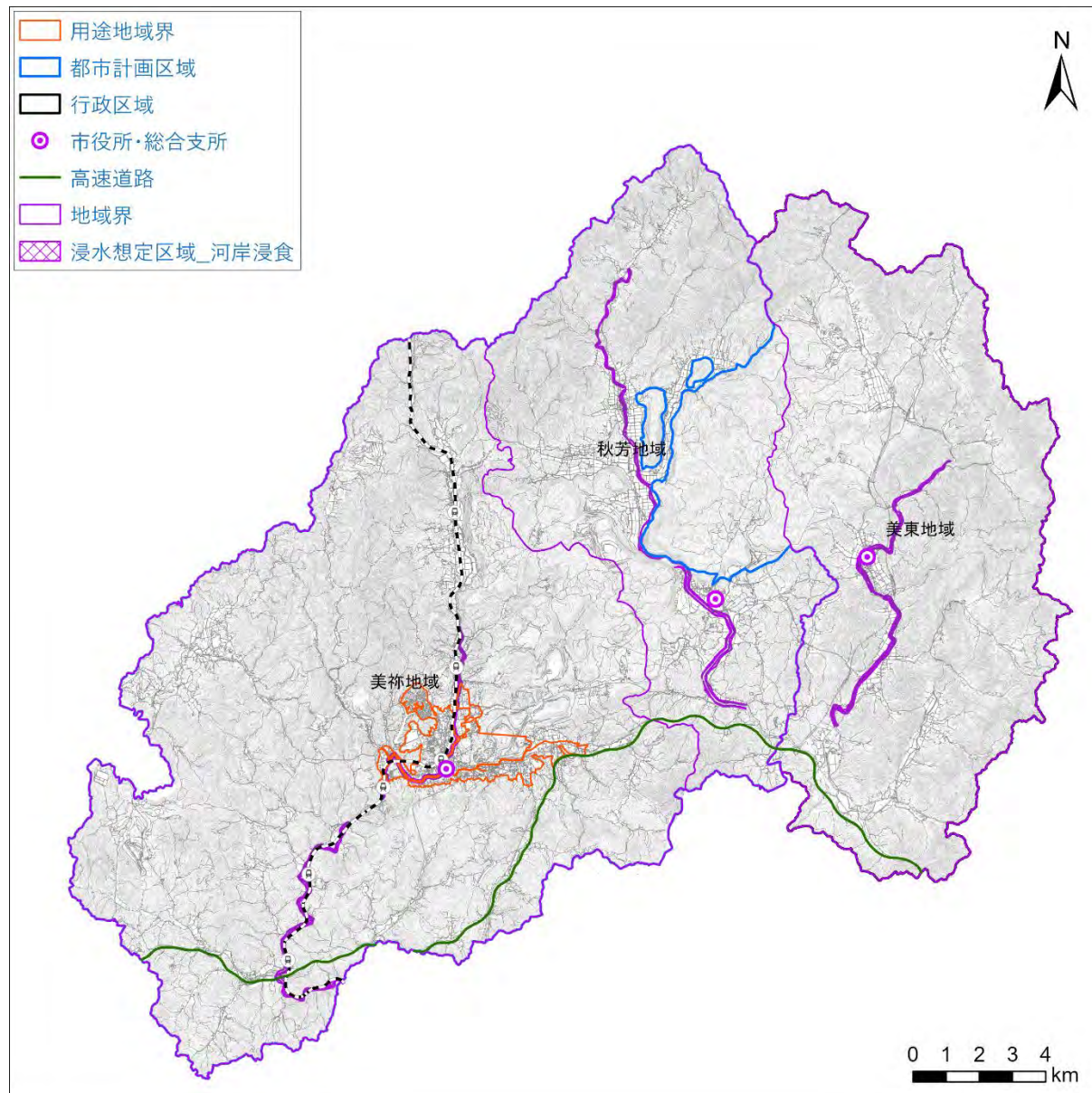
■洪水浸水想定区域(L1・美東地域)



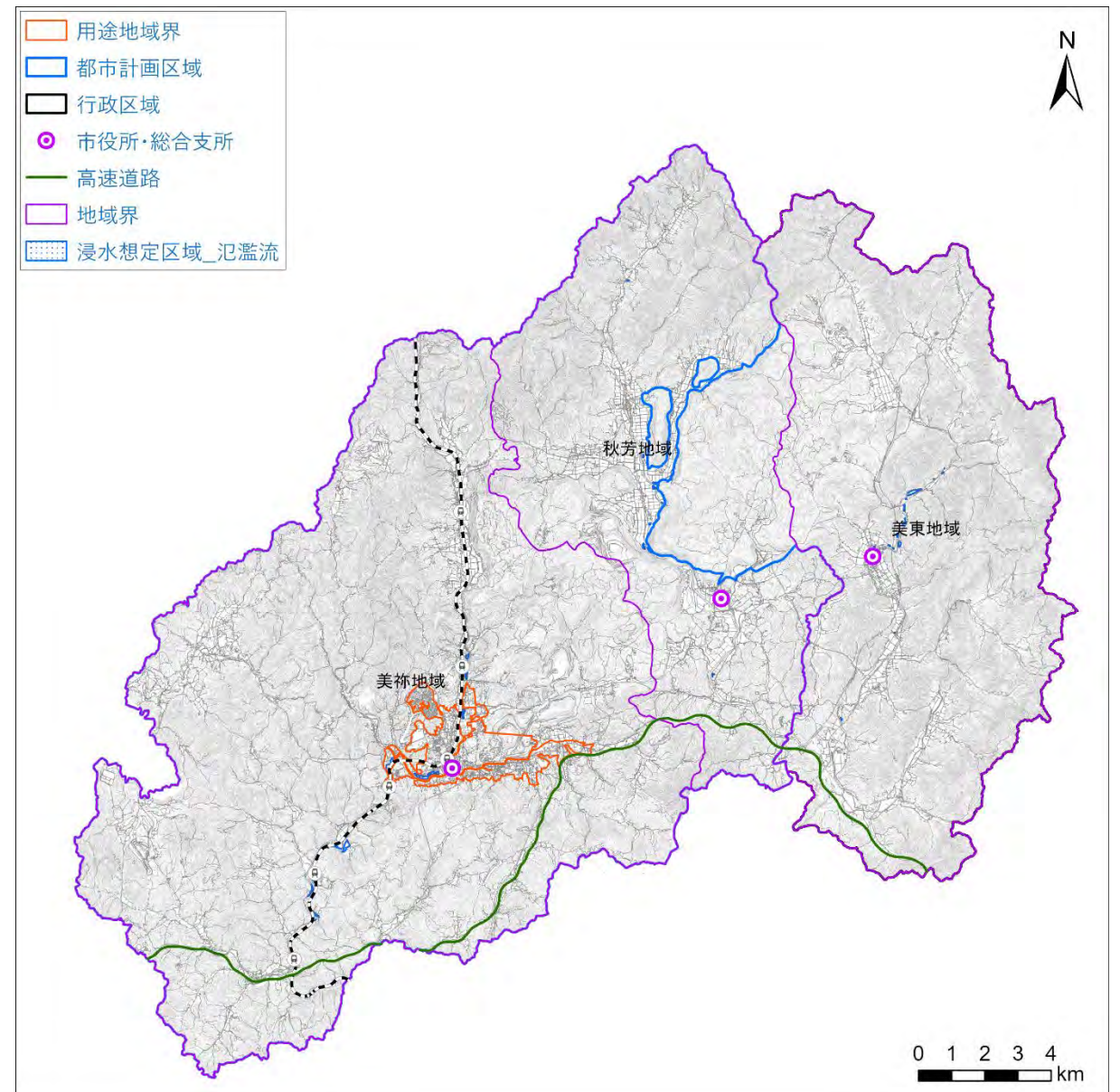
(2) 災害ハザード情報 (家屋倒壊等氾濫想定区域)

- 家屋倒壊等浸水想定区域(河岸浸食)は、3河川の両岸に分布しており、美祢地域では、市役所の敷地の一部が含まれている。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、厚狭川、厚東川の一部で指定されており、用途地域内では、市役所西側の一部が含まれている。

■家屋倒壊等浸水想定区域(河岸浸食)



■家屋倒壊等浸水想定区域(氾濫流)

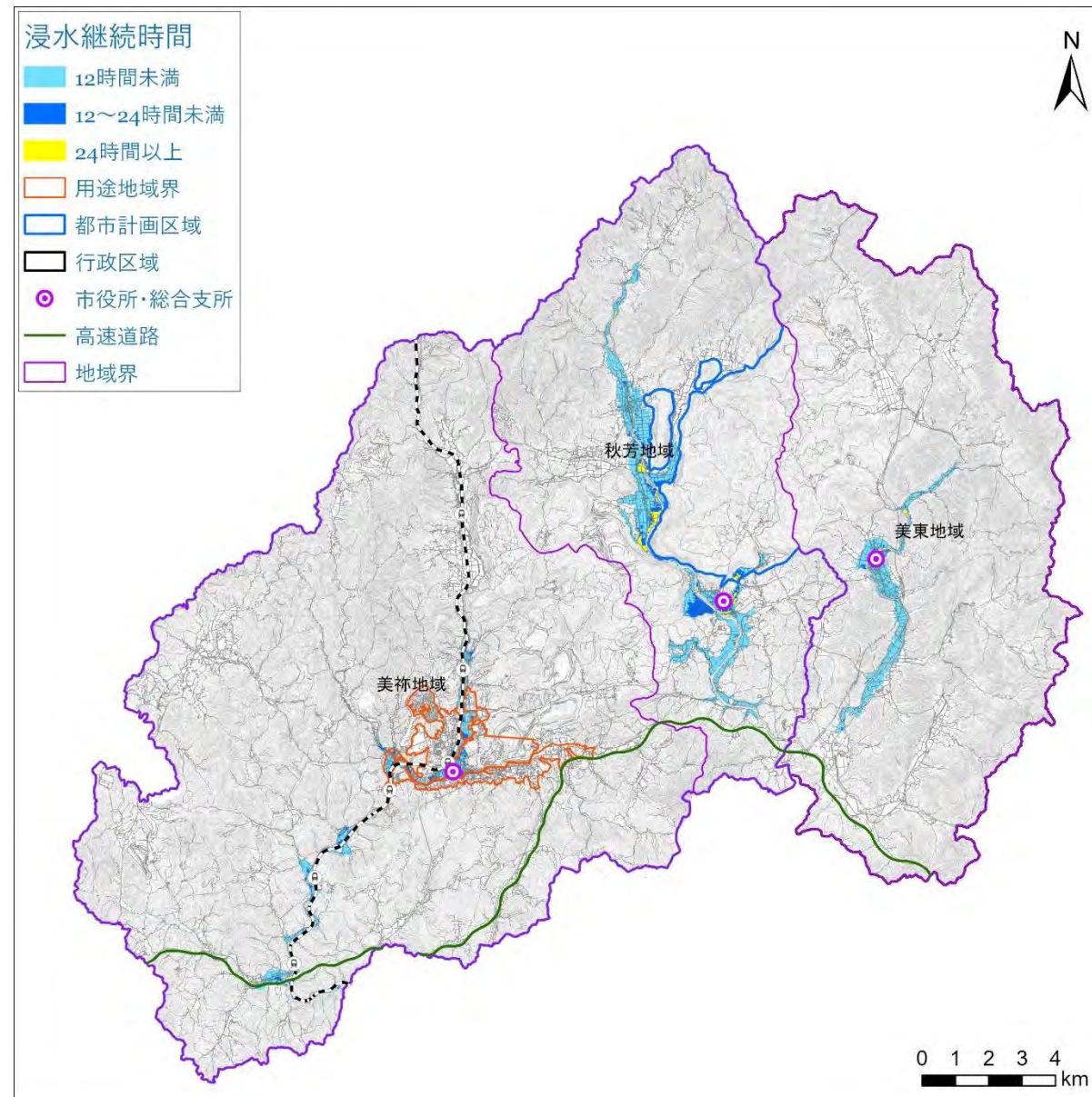


※家屋倒壊等氾濫想定区域とは
洪水時に氾濫流や河岸浸食により家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある区域を指す。

(2) 災害ハザード情報 (浸水継続時間)

- 浸水継続時間は12時間未満の区域が大部分ではあるものの、美祢、秋芳地域の市役所・総合支所周辺では12時間以降の区域が点在している。

■ 浸水継続時間

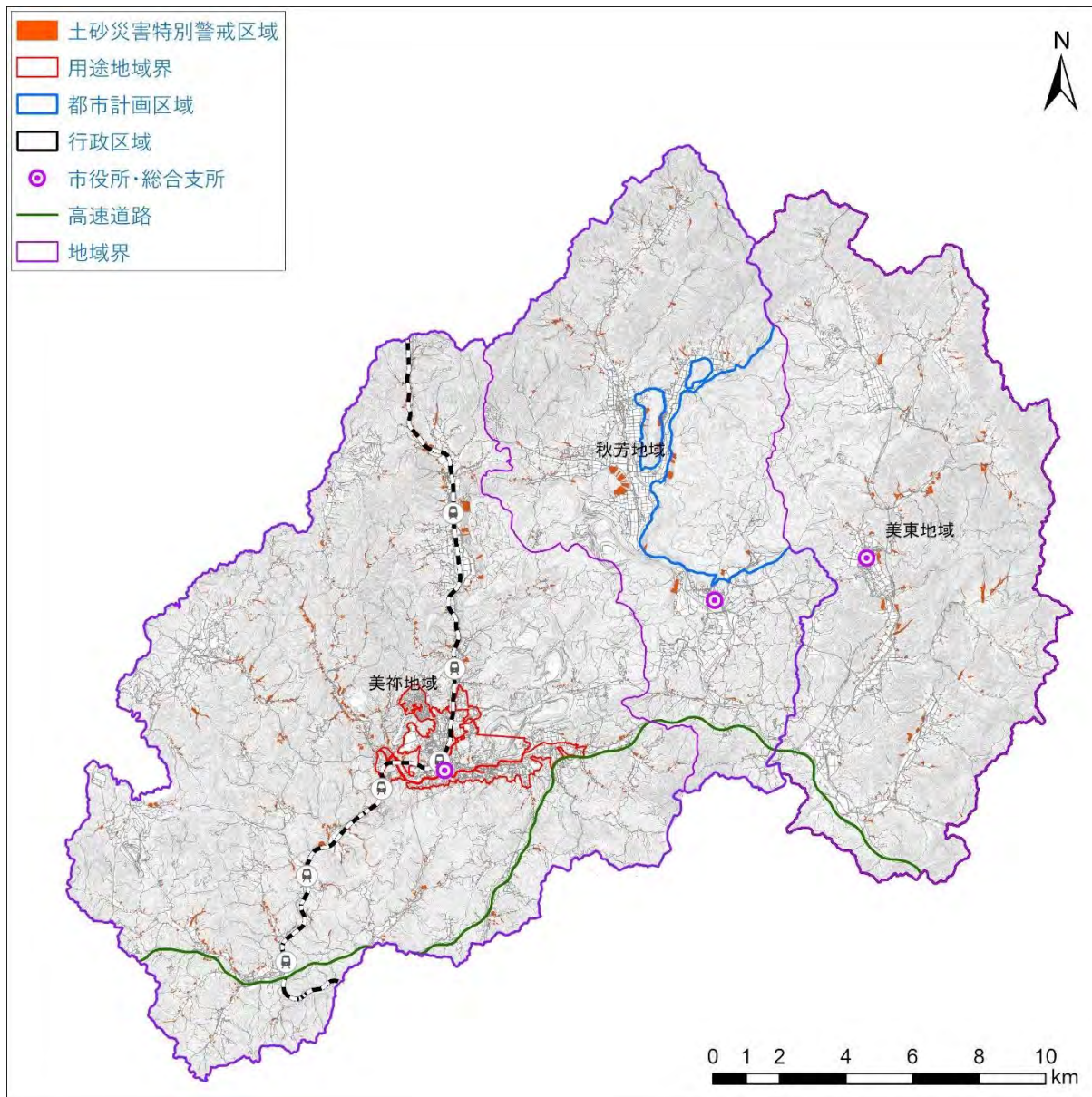


※浸水継続時間とは
洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深(50cm)を上回る時間を示すものである。

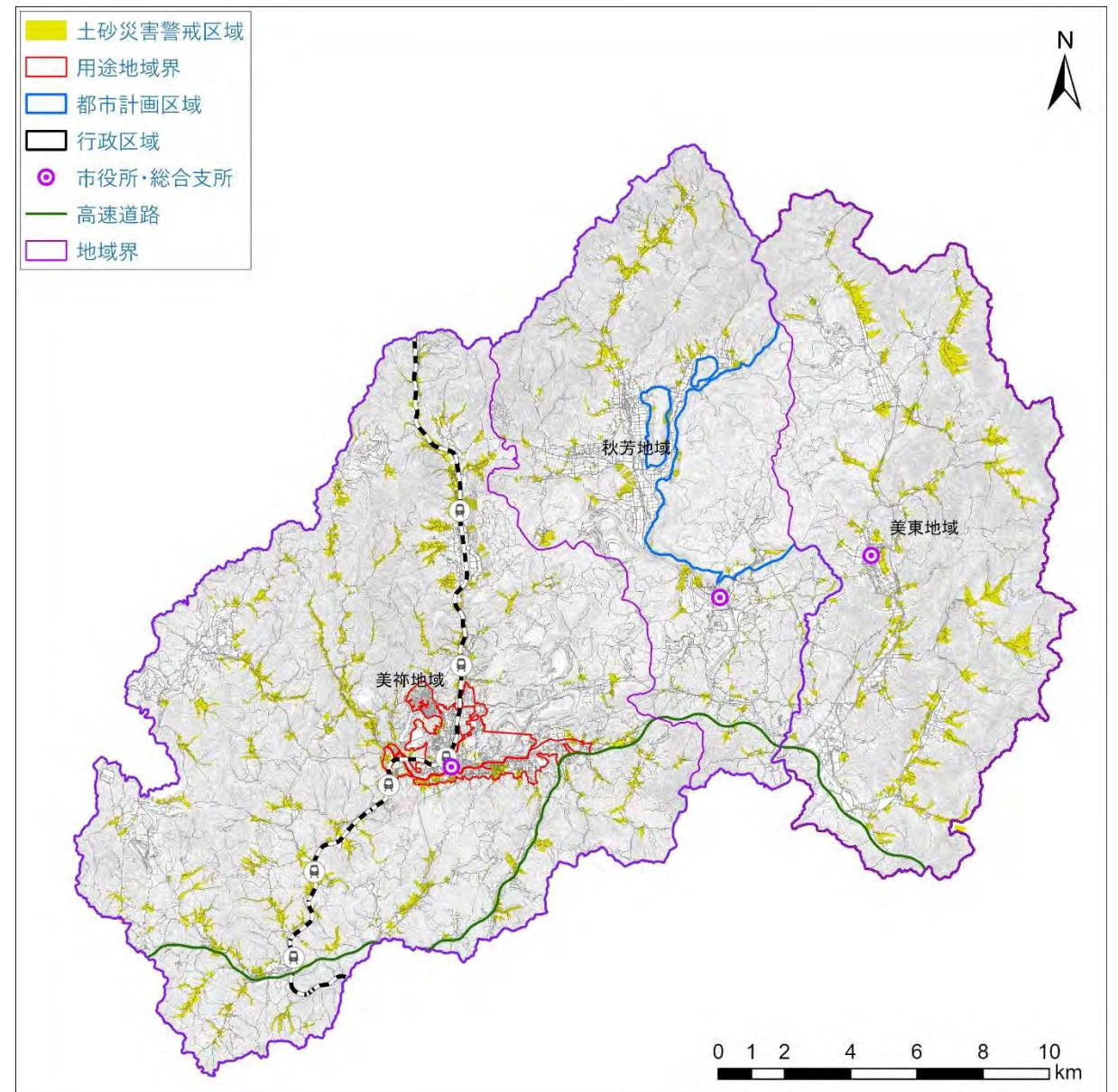
(2) 災害ハザード情報（土砂災害警戒区域）

- 山間部を中心に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が広域に分布している。
- 用途地域内においても土砂災害特別警戒区域が一部指定されているほか、土砂災害特別区域は伊佐町などで広範囲に指定されている。

■土砂災害特別警戒区域



■土砂災害警戒区域



※土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある区域を指す。

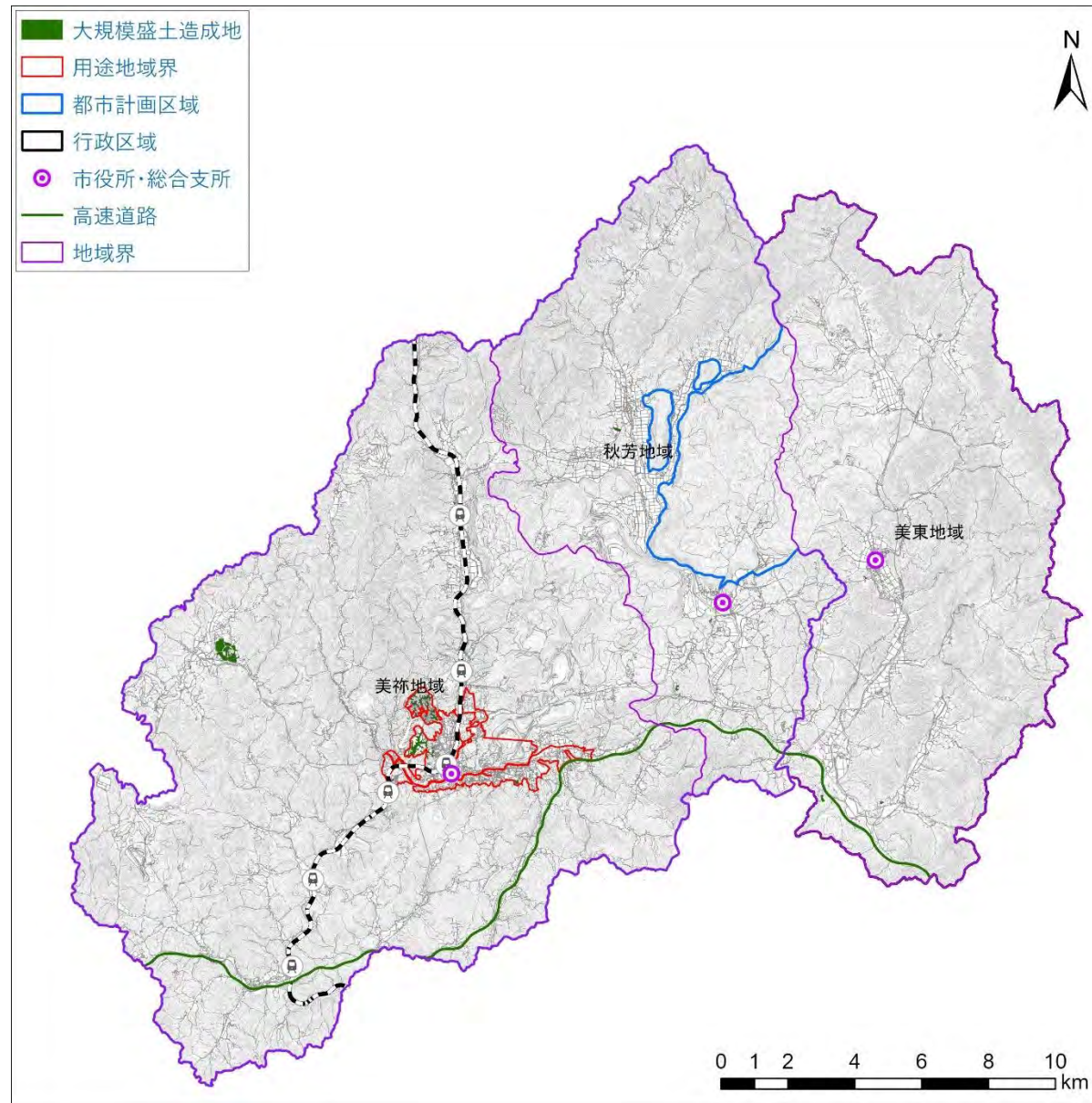
※土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域を指す。

(2) 災害ハザード情報（大規模盛土造成地）

- 大規模盛土造成地は、主に用途地域内に指定されており、特に来福台地区では広範囲に指定されている。

■ 大規模盛土造成地



※大規模盛土造成地とは

東北地方太平洋沖地震等において、盛土の大部分の変動や盛土全体の地滑りの変動(滑動崩落)が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生した。このような大規模盛土の滑動崩落への人的・経済的被害の恐れがある区域を指す。

(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

- 災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより、災害リスクの高い地域の抽出を行う。
※大規模盛土造成地は、指定された区域の全域が、直ちに危険を示すものではないことから、重ね合わせ分析は行っていない。

■重ね合わせる都市の情報

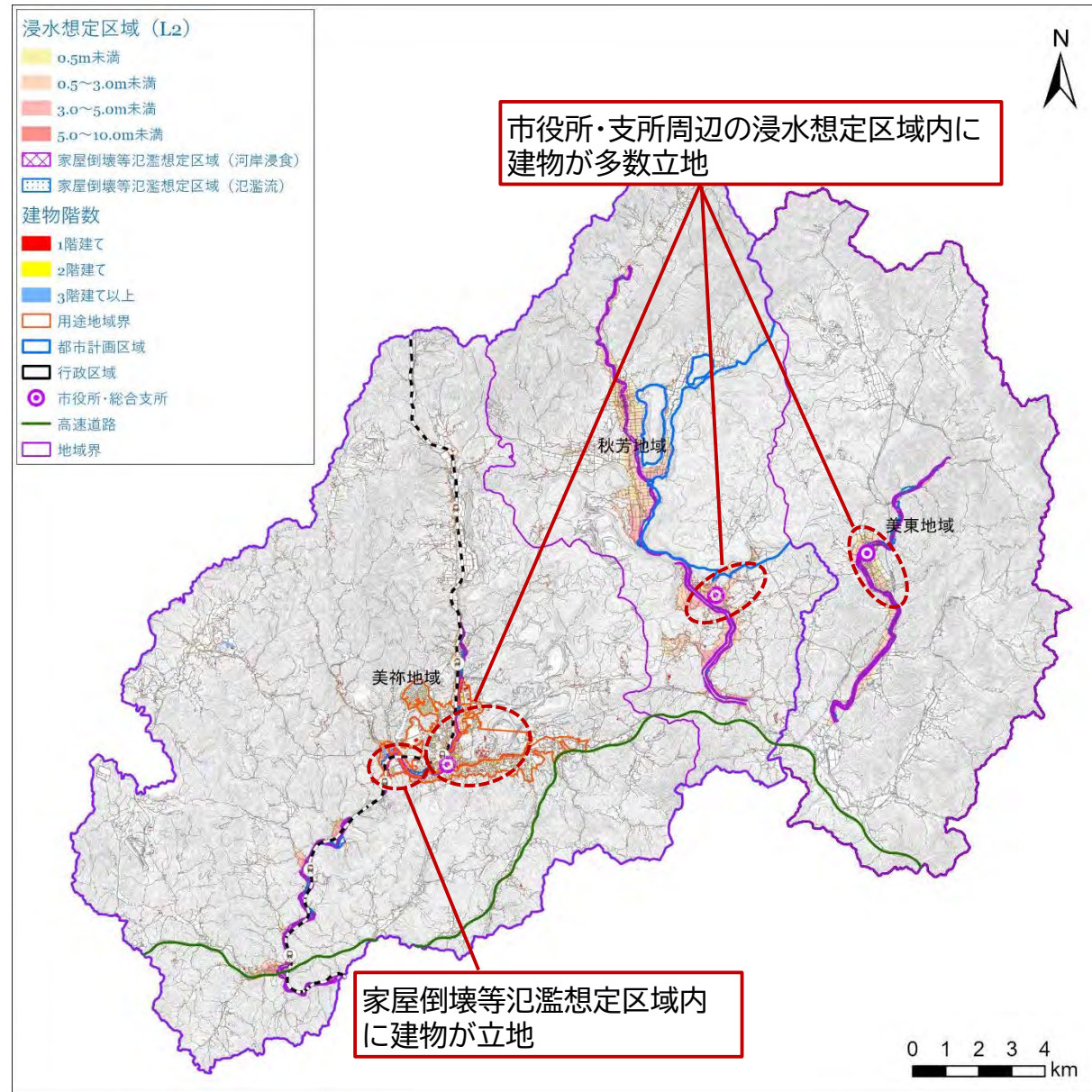
| 都市の情報 | 出典 |
|----------------|---------------------------------------|
| 建物、建物階数 | 美祢市都市計画基礎調査(令和4年) |
| 要配慮利用施設 | 国土数値情報(福祉施設、医療施設)、美祢市資料(福祉施設、学校、医療機関) |
| 指定避難所・指定緊急避難場所 | 美祢市HP(指定緊急避難場所)(2021年9月) |
| 緊急輸送道路 | 国土数値情報(R3時点) |

■災害ハザードとの重ね合わせと分析の視点

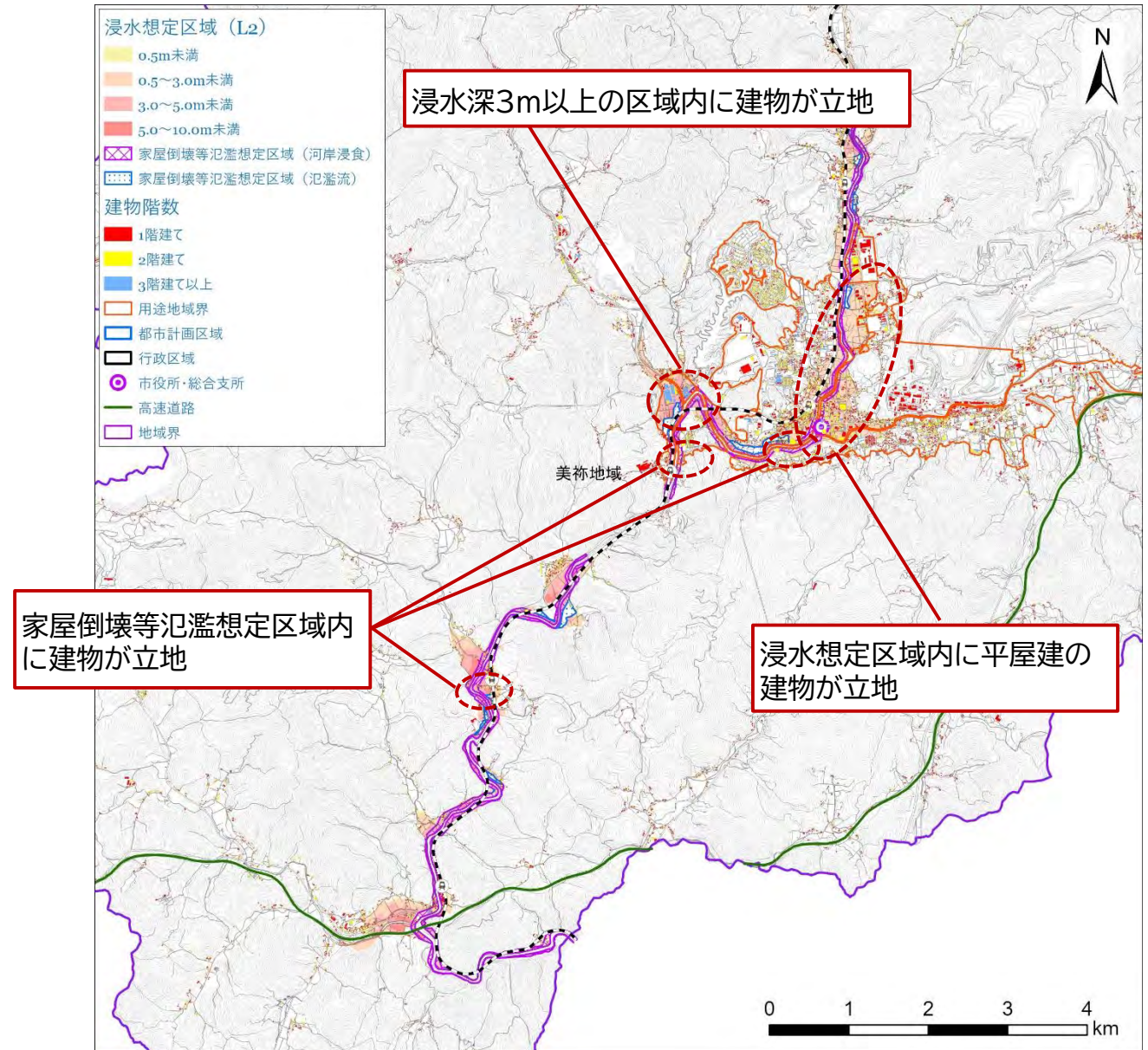
| 災害種別 | 都市の情報 | 分析の視点 |
|---|----------------|-----------------|
| 洪水浸水想定(L2) ・浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・浸水継続時間 | 建物階数 | 垂直避難に対応できるか |
| | 要配慮者利用施設 | 施設が継続的に利用できるか |
| | 指定避難所・指定緊急避難場所 | 避難施設が活用できるか |
| | 緊急輸送道路 | 緊急輸送道路として活用可能か |
| 洪水浸水想定(L1) ・浸水深 | 建物階数 | 垂直避難に対応できるか |
| | 要配慮者利用施設 | 施設が継続的に利用できるか |
| | 指定避難所・指定緊急避難場所 | 避難施設が活用できるか |
| | 緊急輸送道路 | 緊急輸送道路として活用可能か |
| 土砂災害特別警戒区域 | 建物分布 | 家屋の損壊や倒壊の恐れがあるか |
| | 要配慮者利用施設 | 施設が継続的に利用できるか |
| 土砂災害警戒区域 | 指定避難所・指定緊急避難場所 | 避難施設が活用できるか |
| | 緊急輸送道路 | 緊急輸送道路として活用可能か |

(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L2)×建物階数

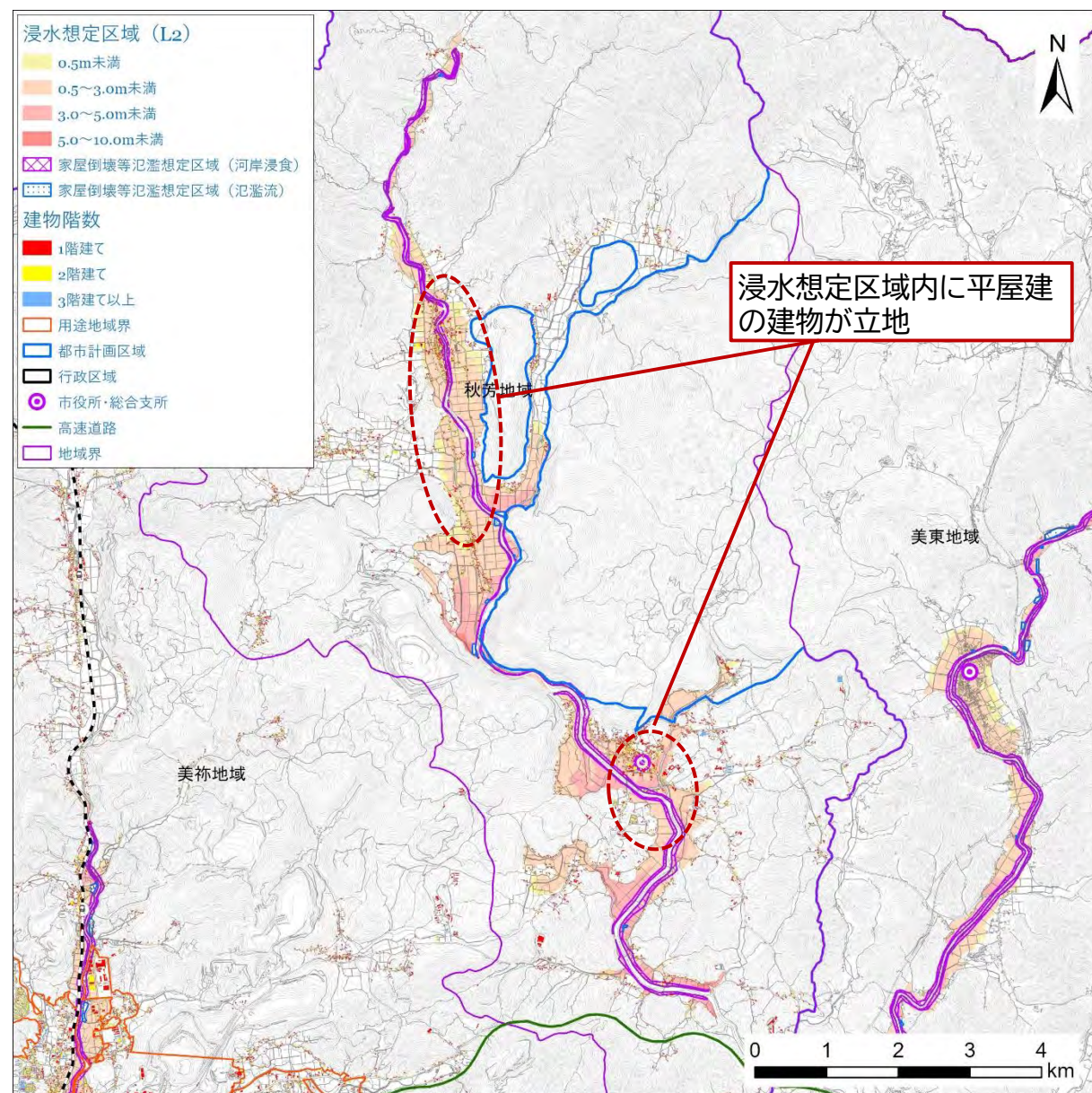


■洪水浸水想定区域(L2)×建物階数(美祢地域)

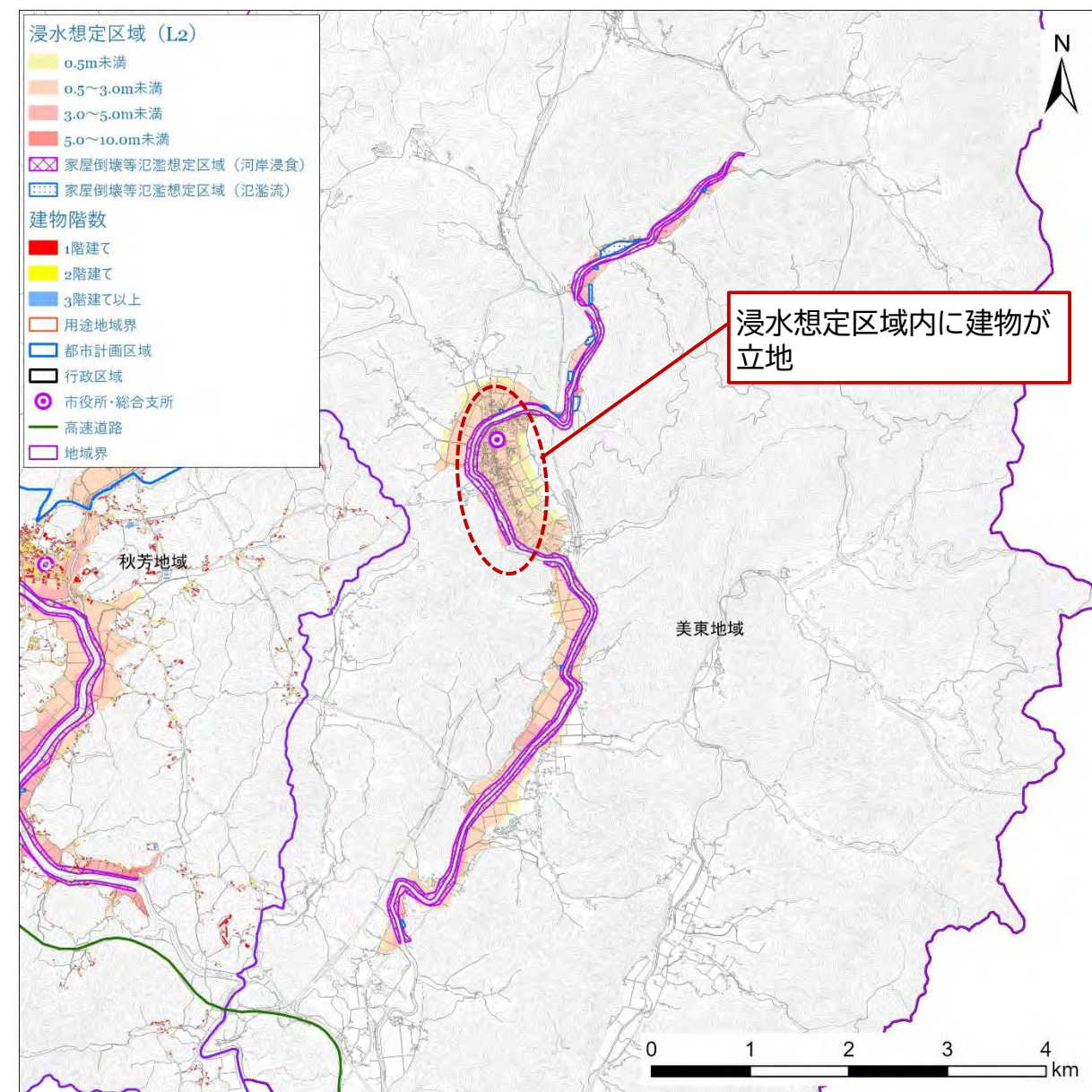


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L2)×建物階数(秋芳地域)

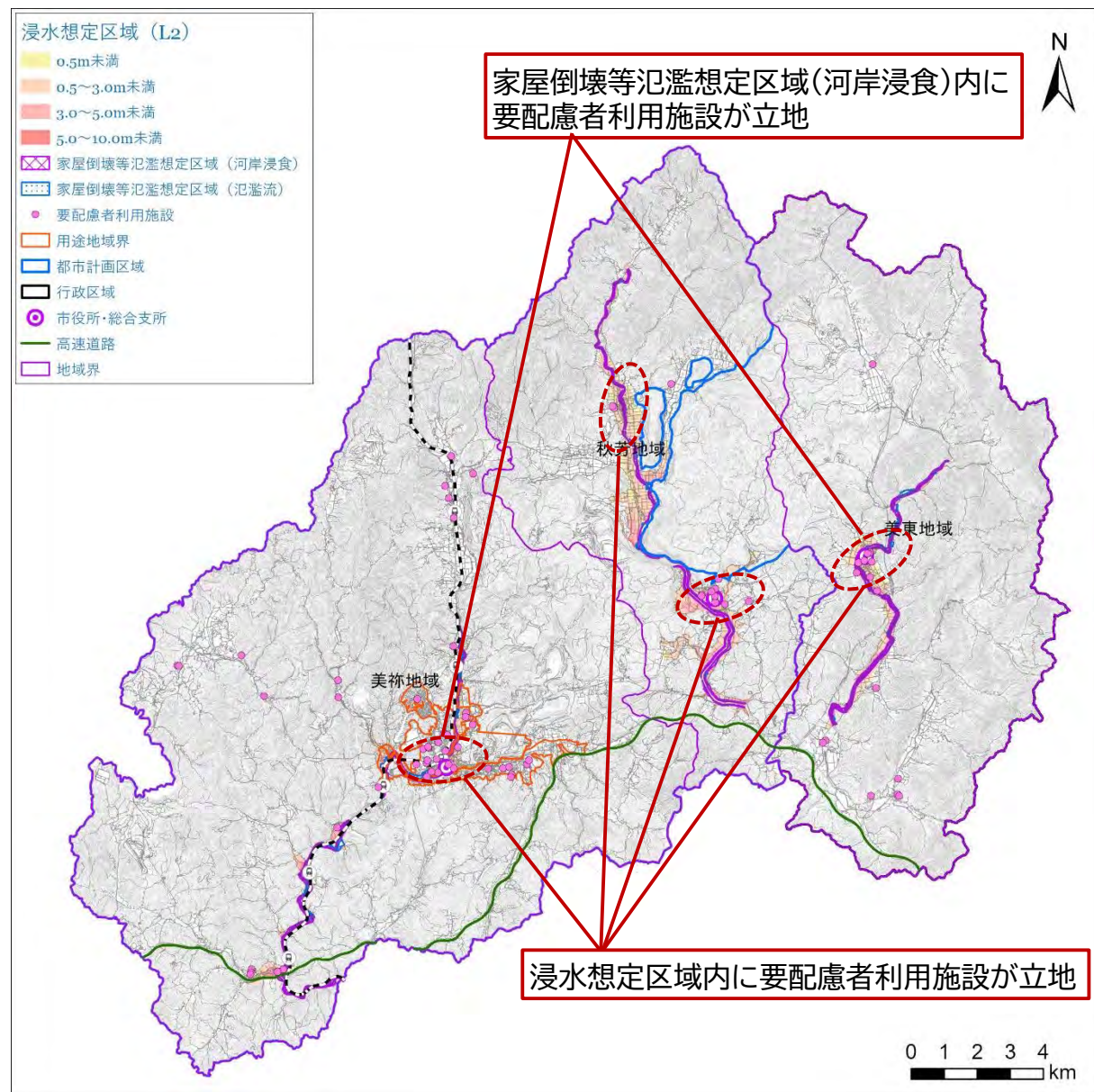


■洪水浸水想定区域(L2)×建物階数(美東地域)

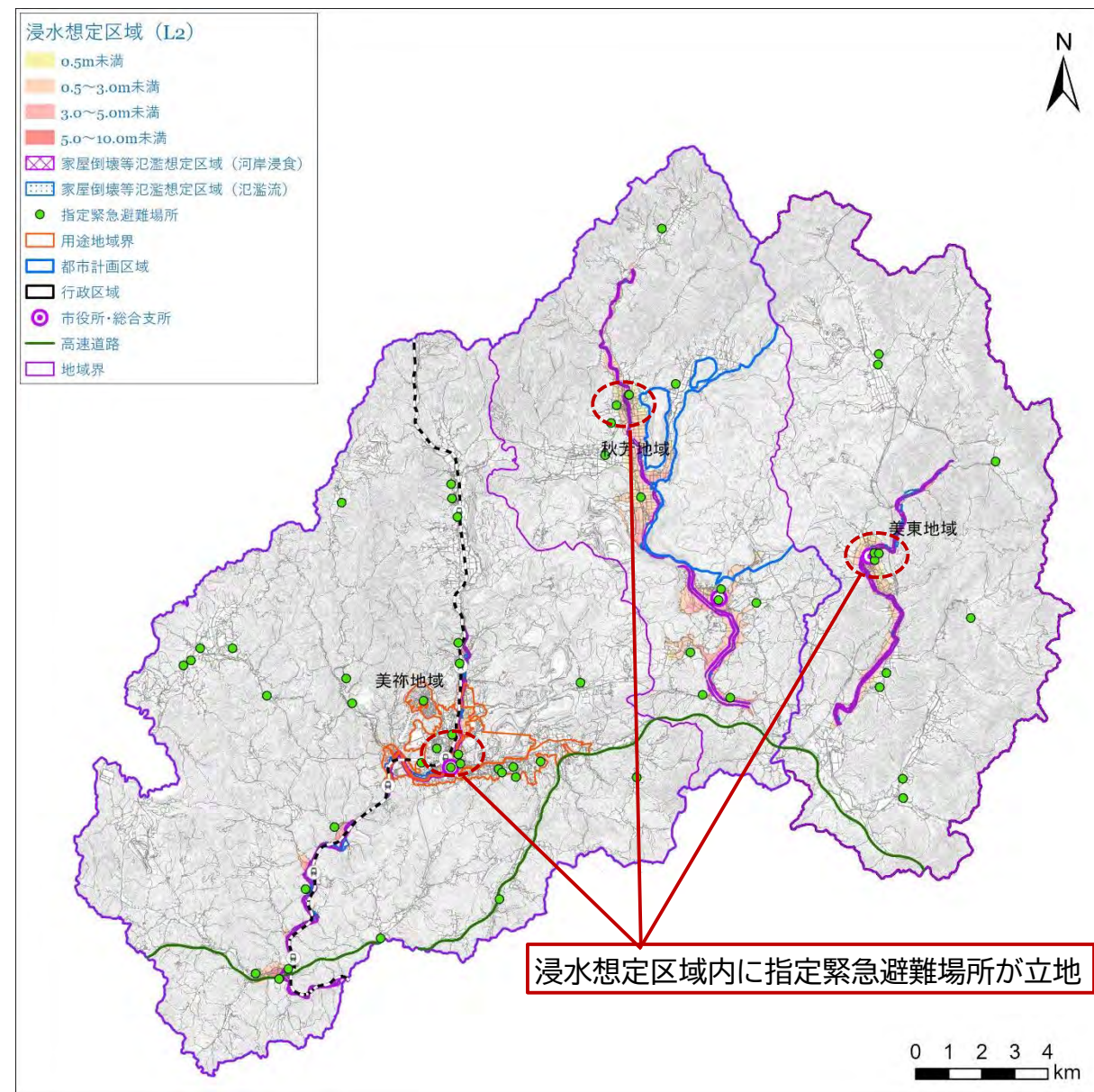


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L2)×要配慮者利用施設

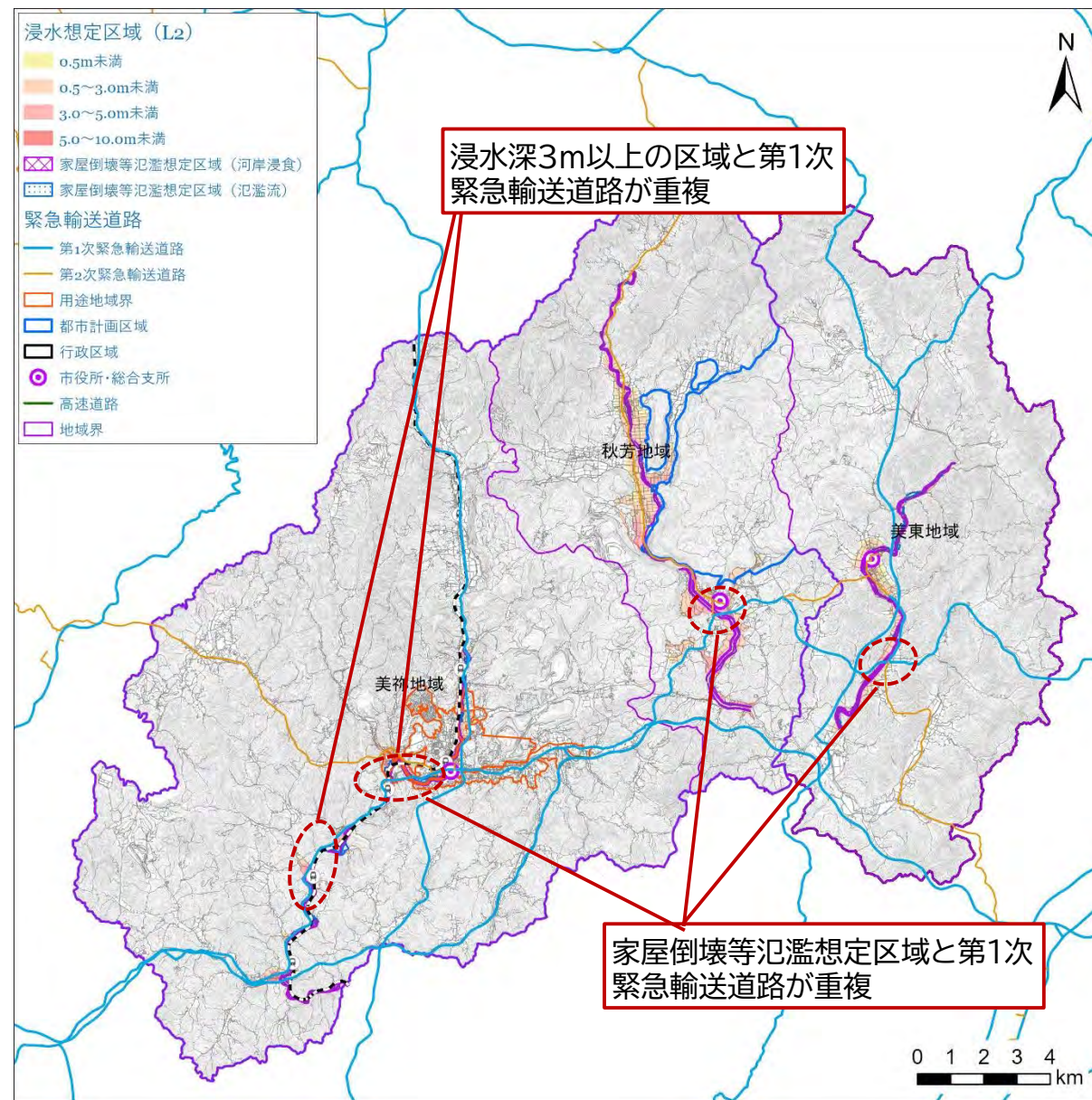


■洪水浸水想定区域(L2)×指定緊急避難場所



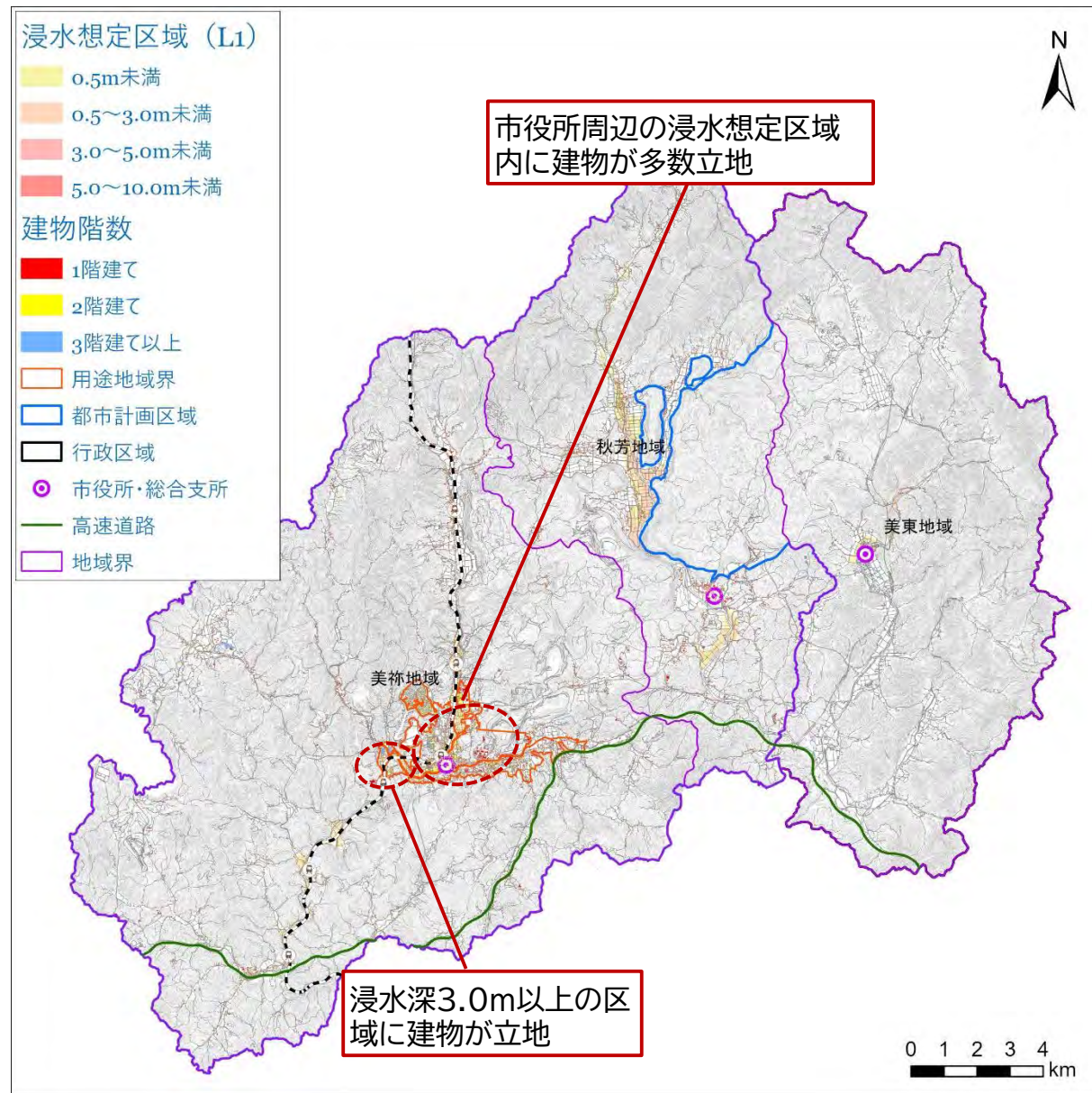
(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L2)×緊急輸送道路

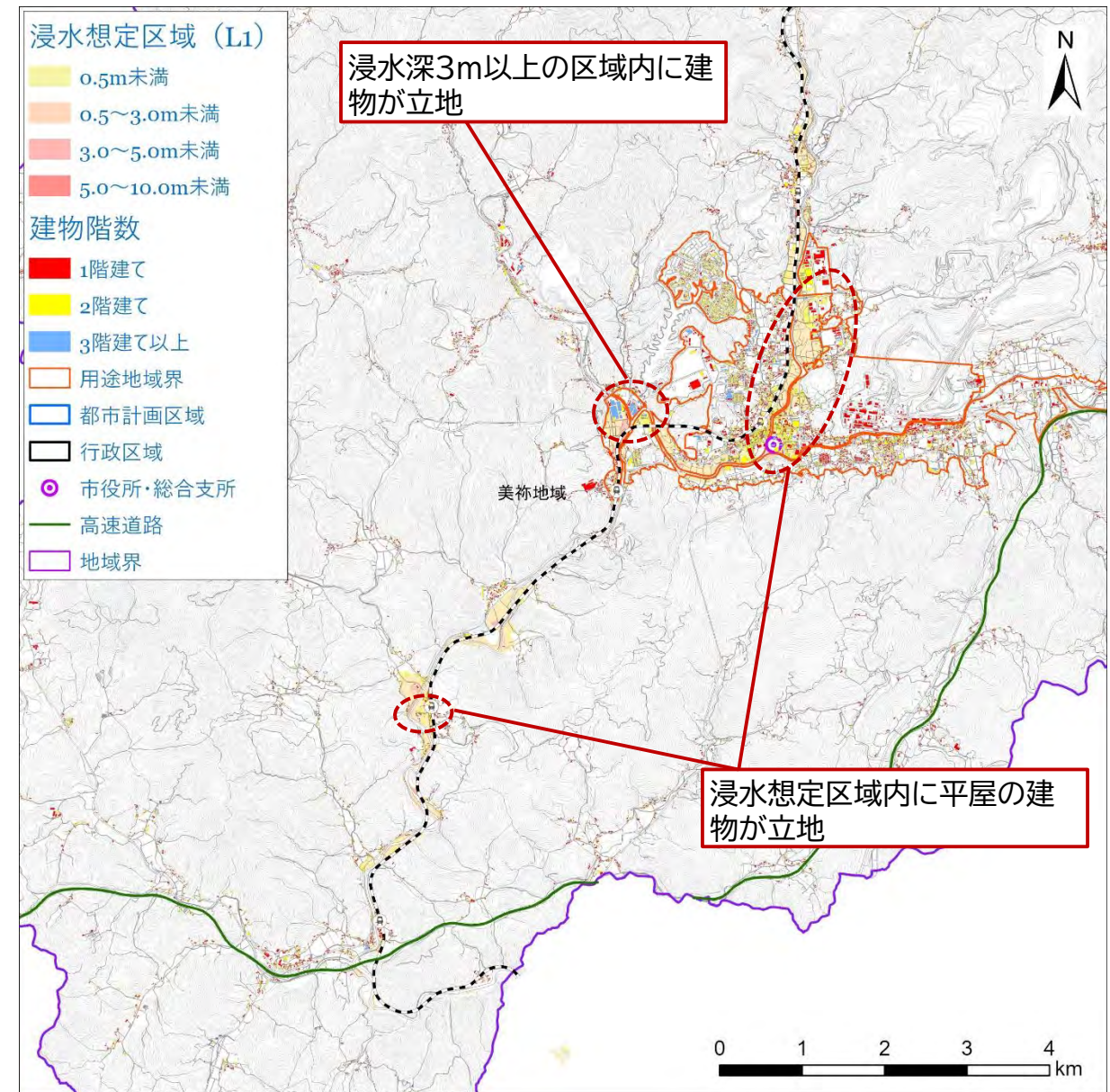


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L1)×建物階数

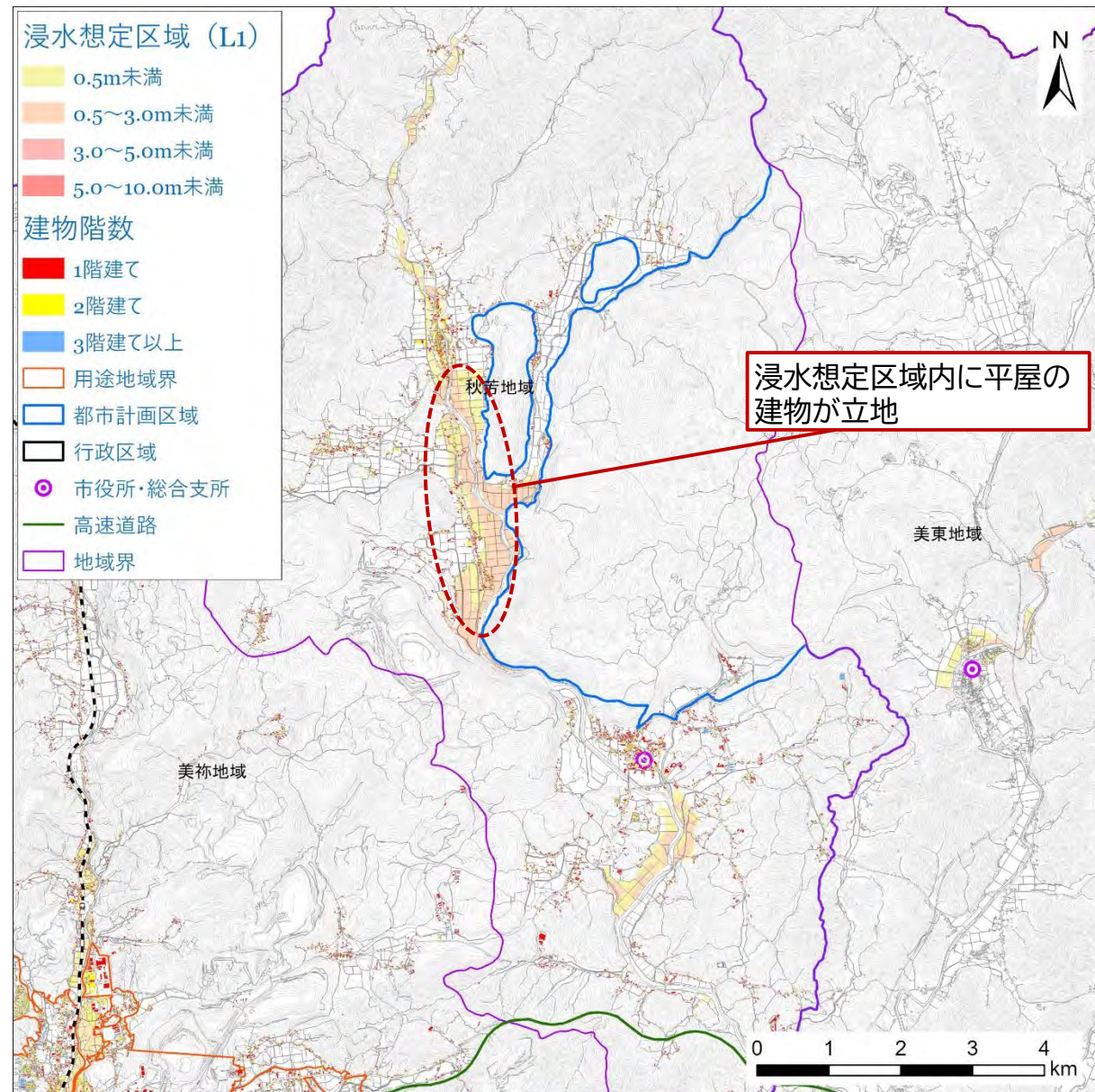


■洪水浸水想定区域(L1)×建物階数(美祢地域)

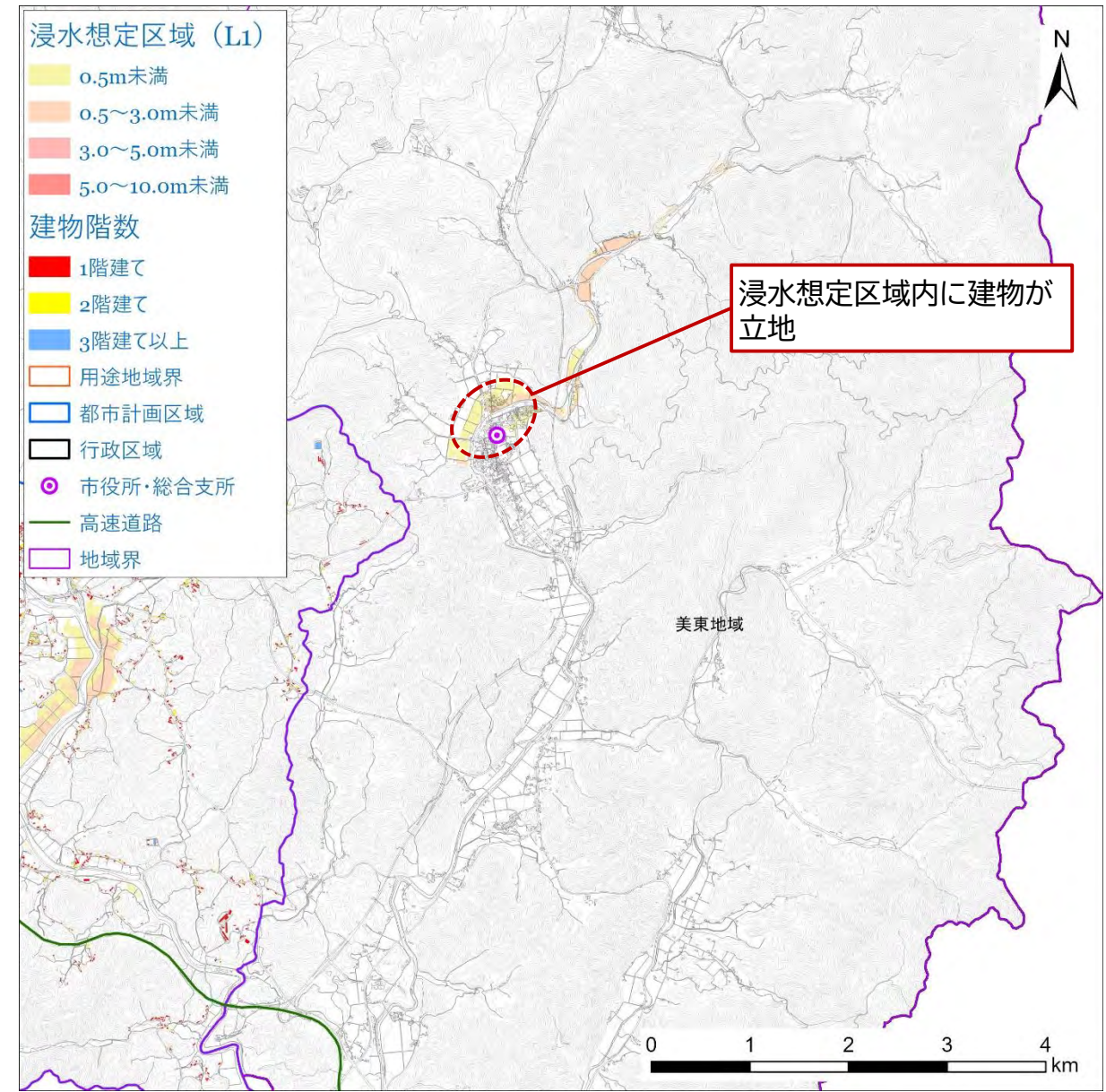


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L1)×建物階数(秋芳地域)

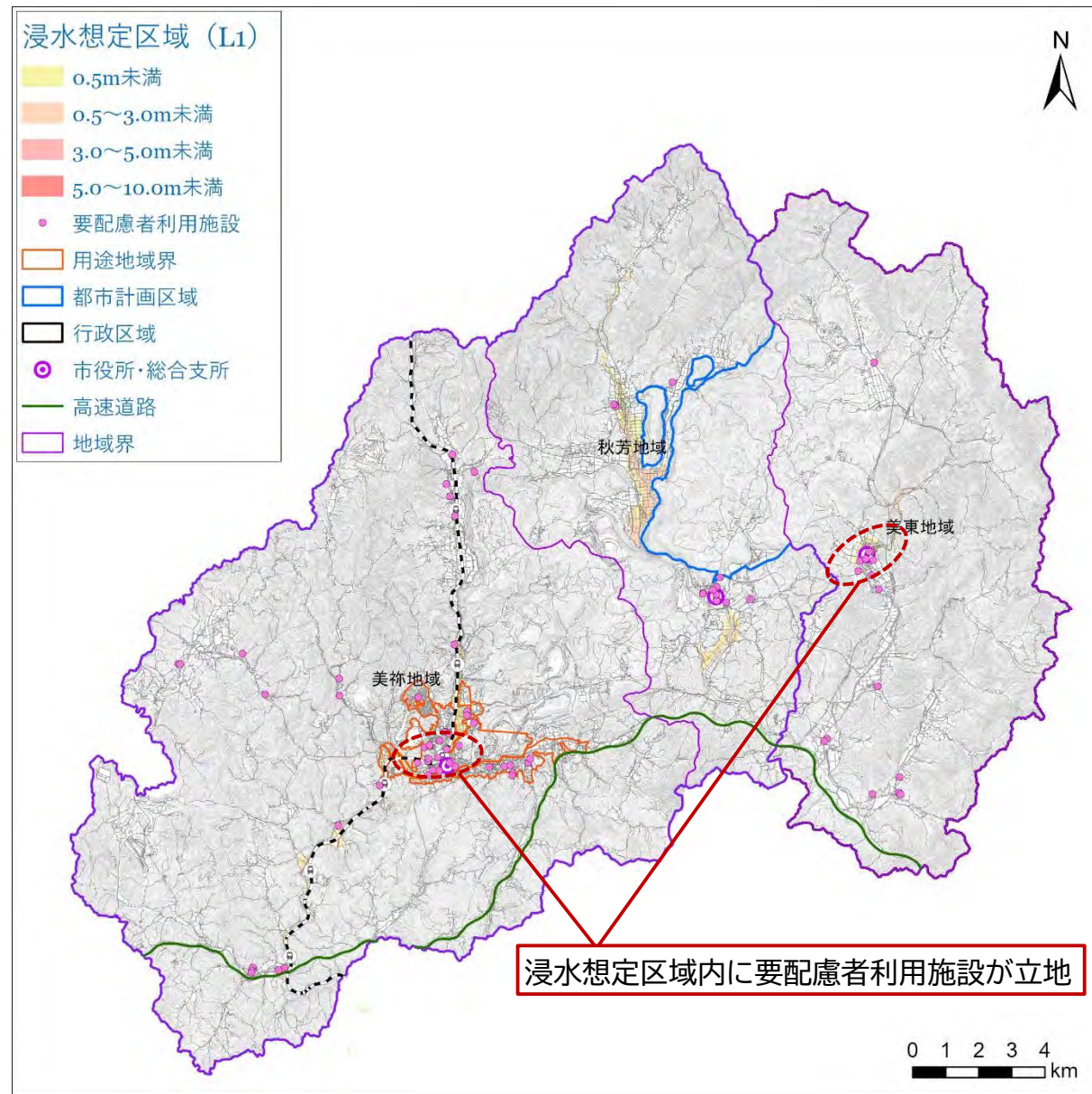


■洪水浸水想定区域(L1)×建物階数(美東地域)

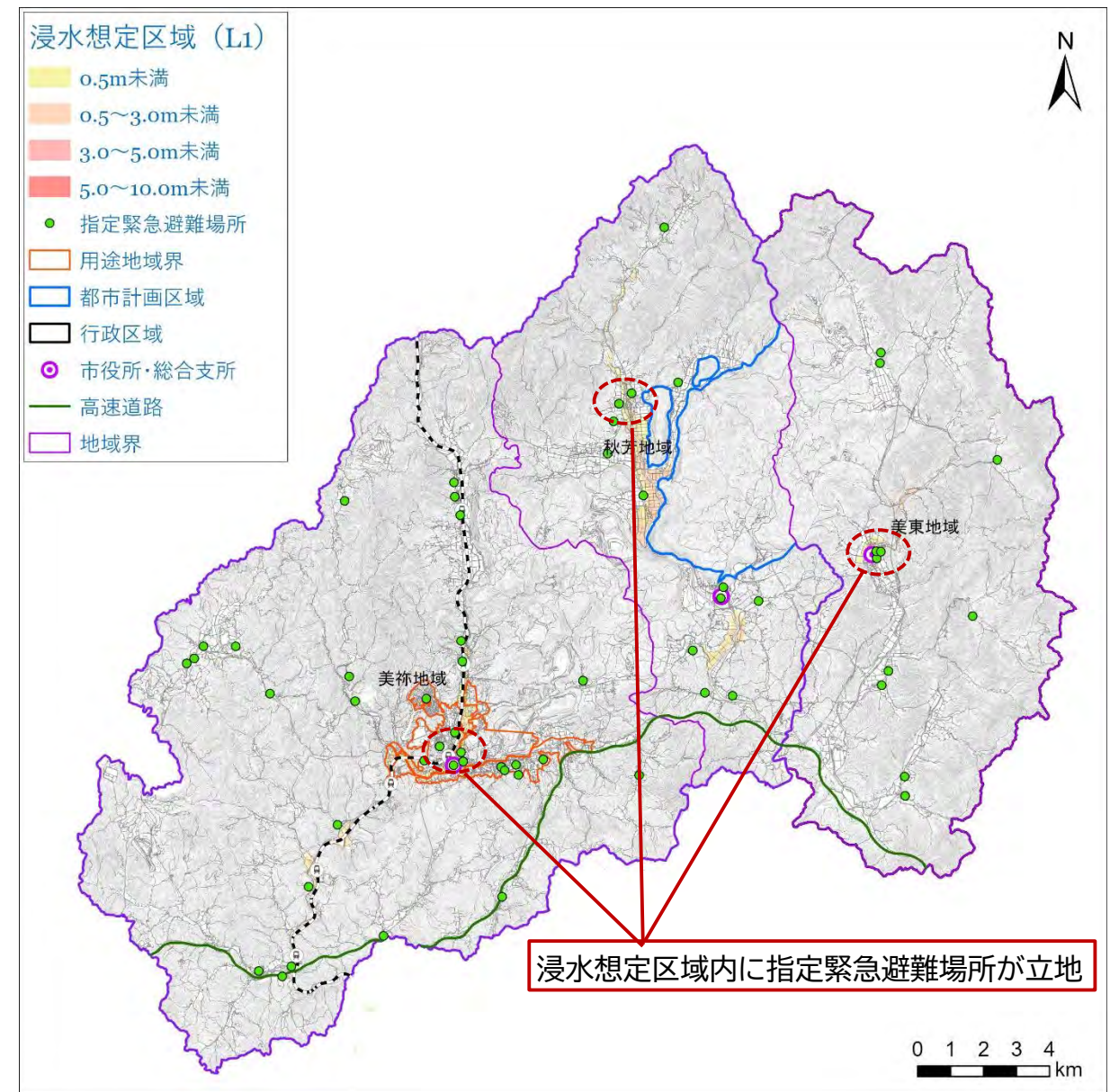


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L1)×要配慮者利用施設



■洪水浸水想定区域(L1)×指定緊急避難場所



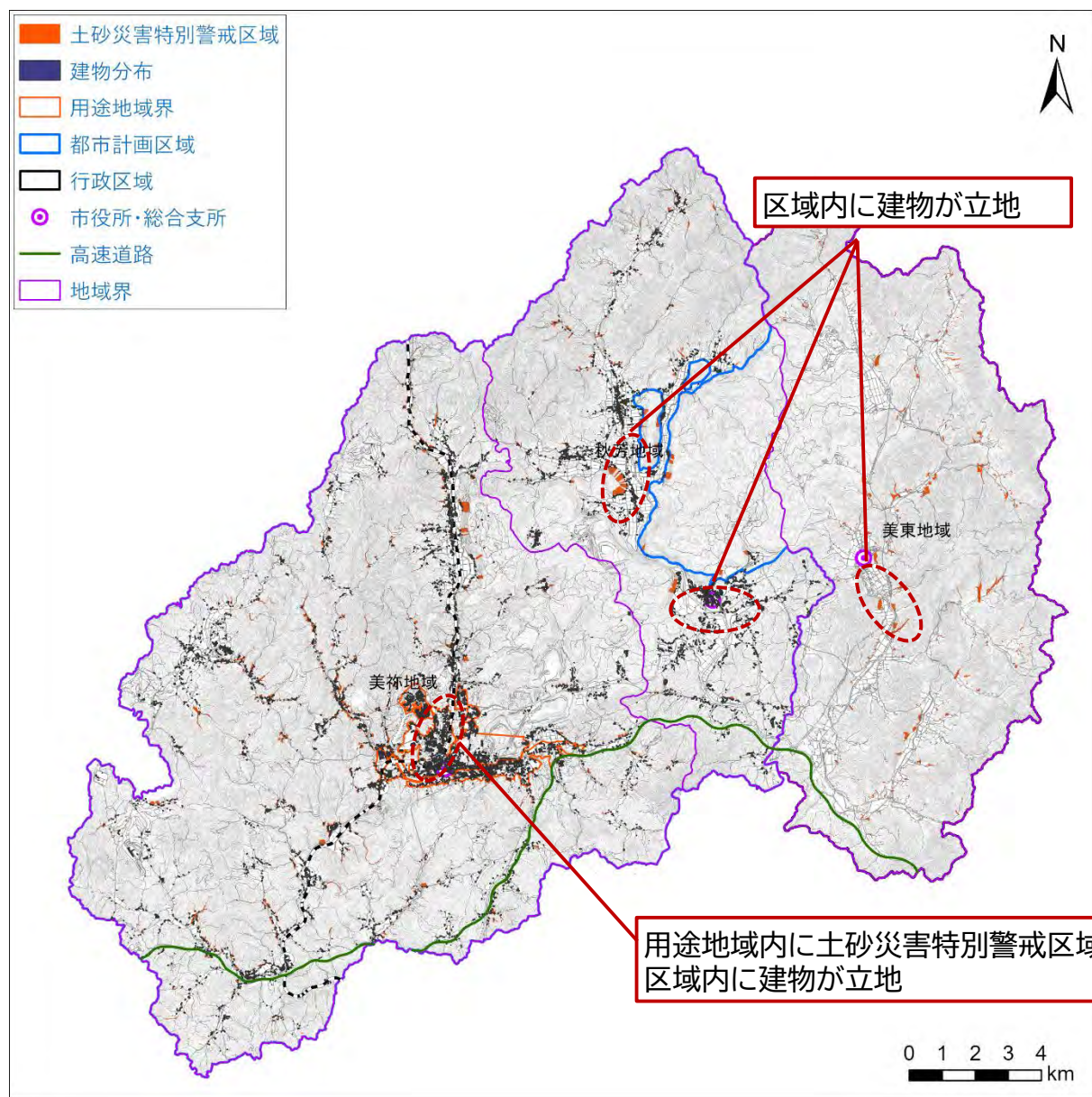
(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■洪水浸水想定区域(L1)×緊急輸送道路

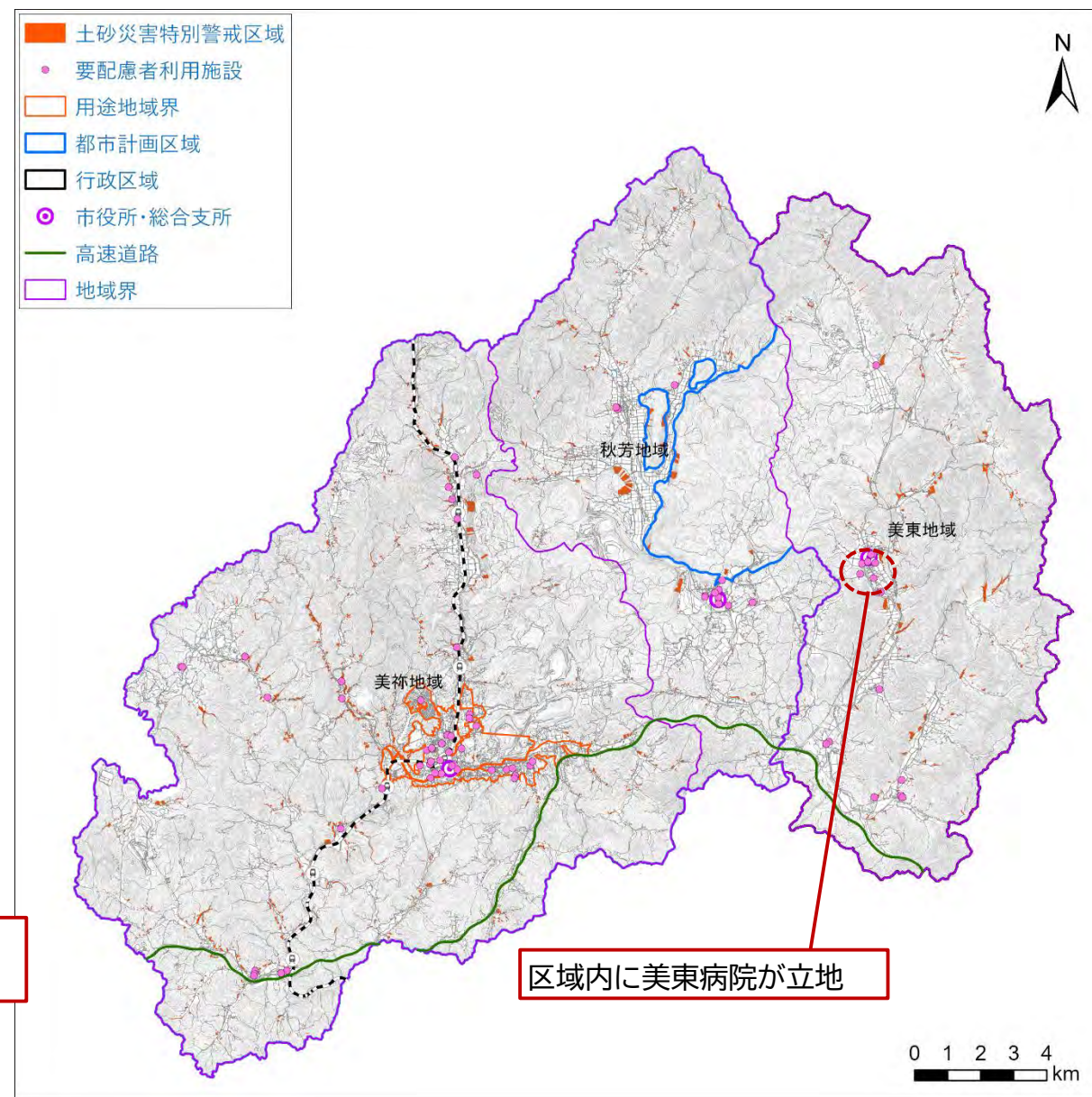


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■土砂災害特別警戒区域×建物分布

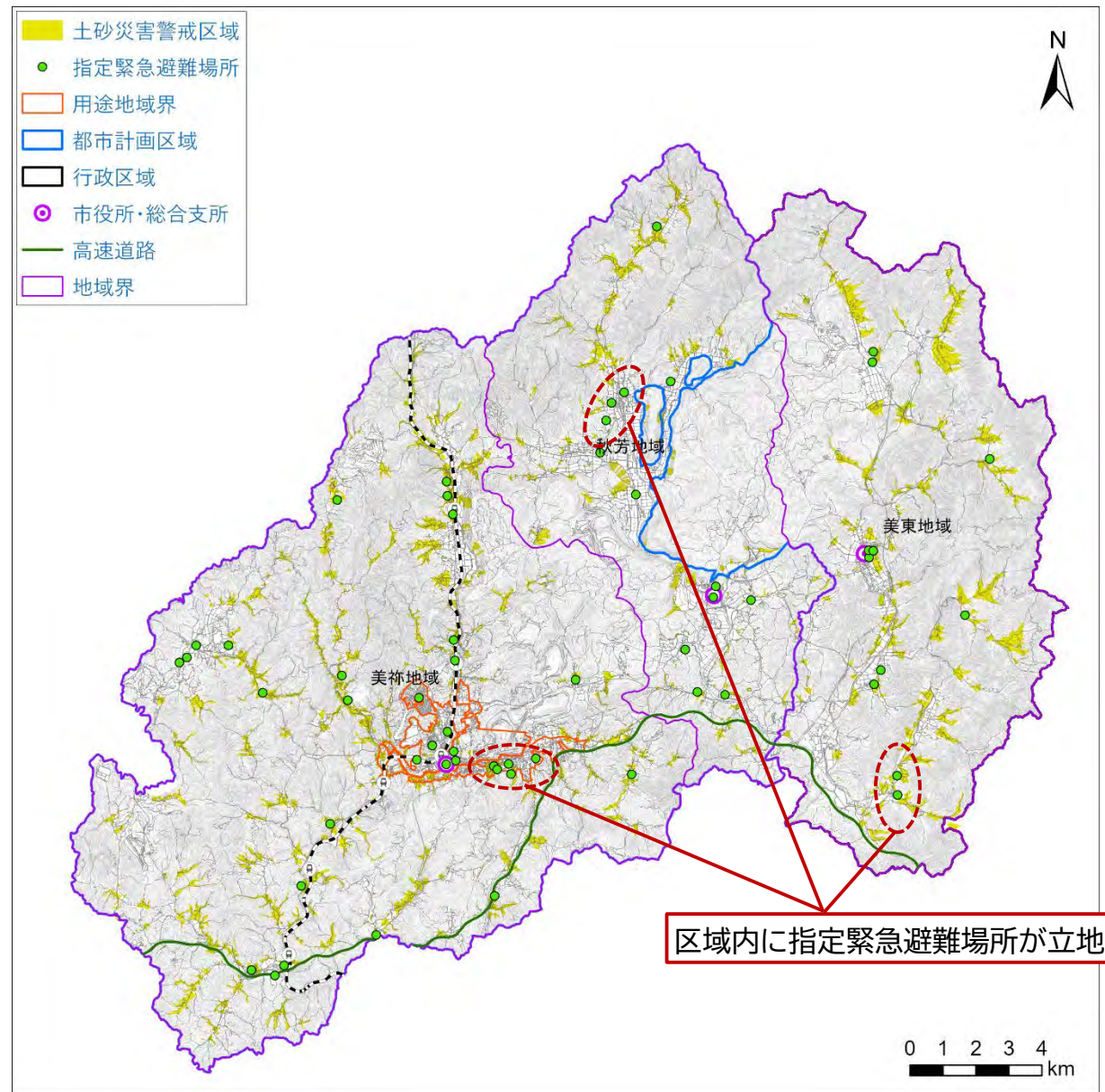


■土砂災害特別警戒区域×要配慮者利用施設

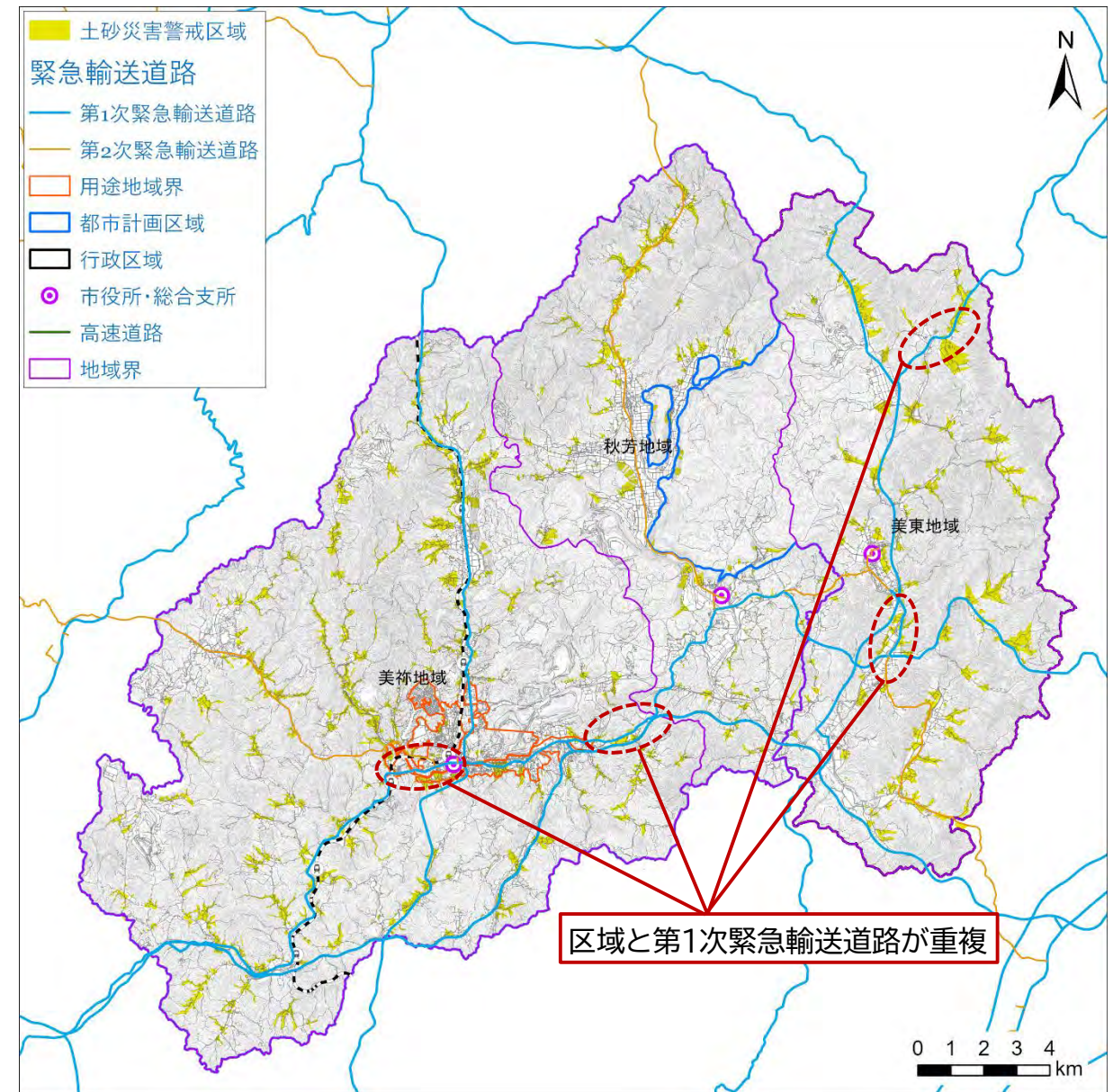


(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

■土砂災害警戒区域×指定緊急避難場所



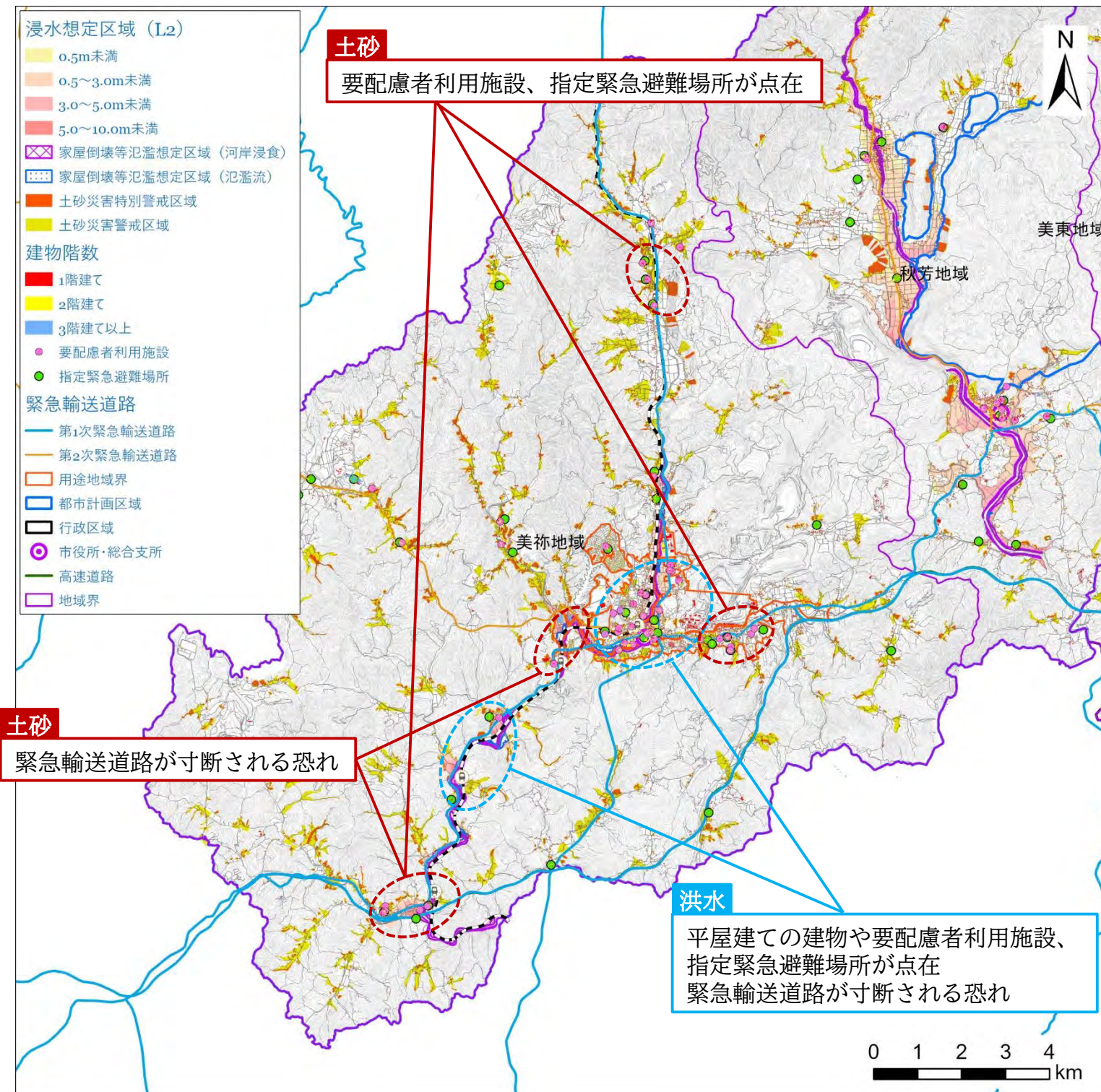
■土砂災害警戒区域×緊急輸送道路



(4) 地区ごとの防災上の課題 (美祢地域)

美祢地域の課題

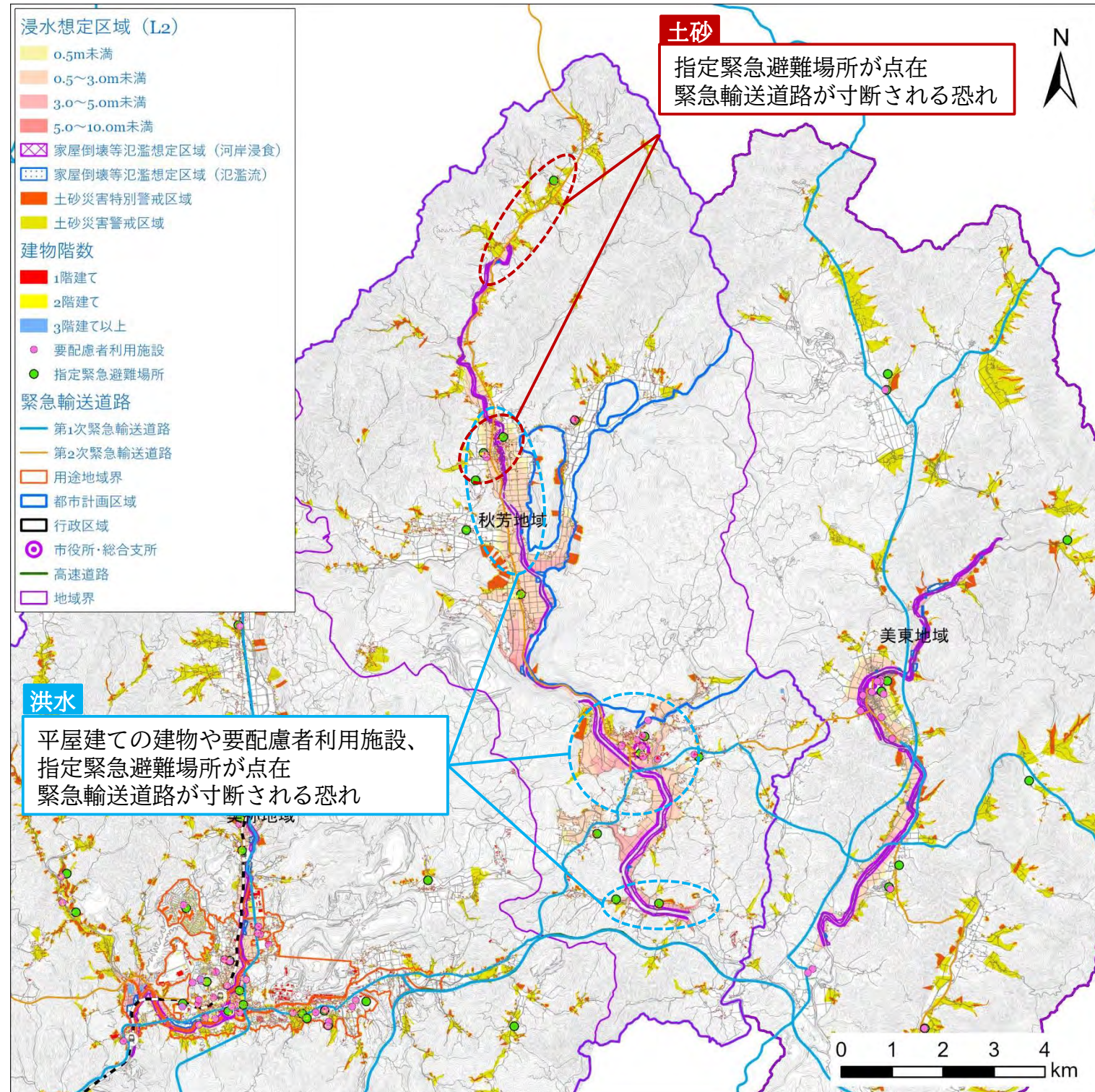
| 種別 | 課題 |
|------|--|
| 洪水災害 | <ul style="list-style-type: none"> 用途地域内の浸水深0.5～3.0m未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 浸水深3.0m以上の箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。 |
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> 用途地域内を含む広域に土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内に建物が立地しているため、迅速な避難が必要となる。 土砂災害警戒区域周辺に要配慮者利用施設や指定緊急避難場所がみられるため、円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等、事前の対策も必要となる。 |



(4) 地区ごとの防災上の課題 (秋芳地域)

■秋芳地域の課題

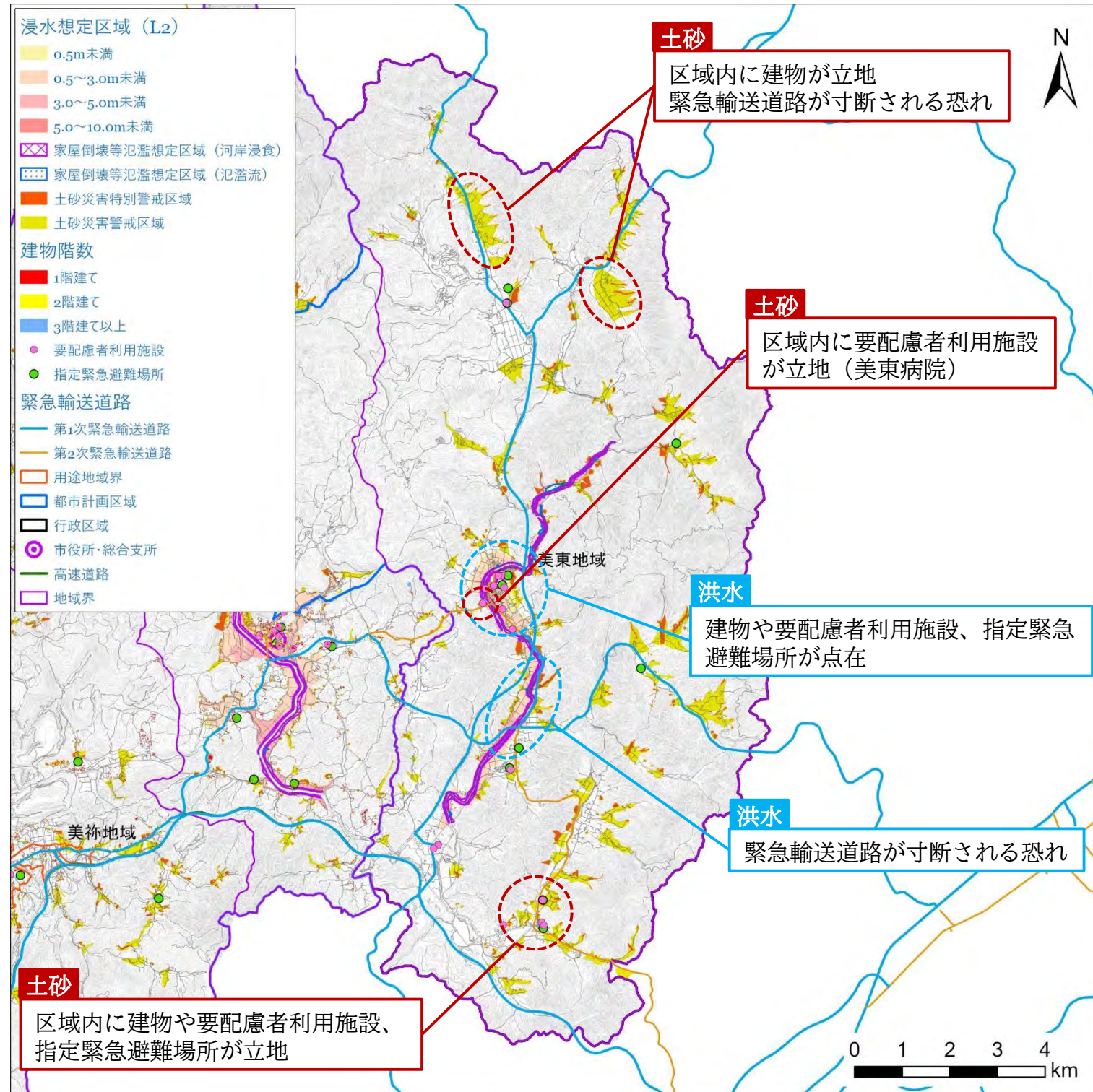
| 種別 | 課題 |
|------|--|
| 洪水災害 | <ul style="list-style-type: none"> 総合支所周辺に浸水深0.5～3.0m未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。 |
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難が求められる。 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。 |



(4) 地区ごとの防災上の課題 (美東地域)

■ 美東地域の課題

| 種別 | 課題 |
|------|--|
| 洪水災害 | <ul style="list-style-type: none"> 総合支所周辺に浸水深0.5～3.0m未満の箇所建物分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。 |
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や要配慮者利用施設、指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難が求められる。 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。 |



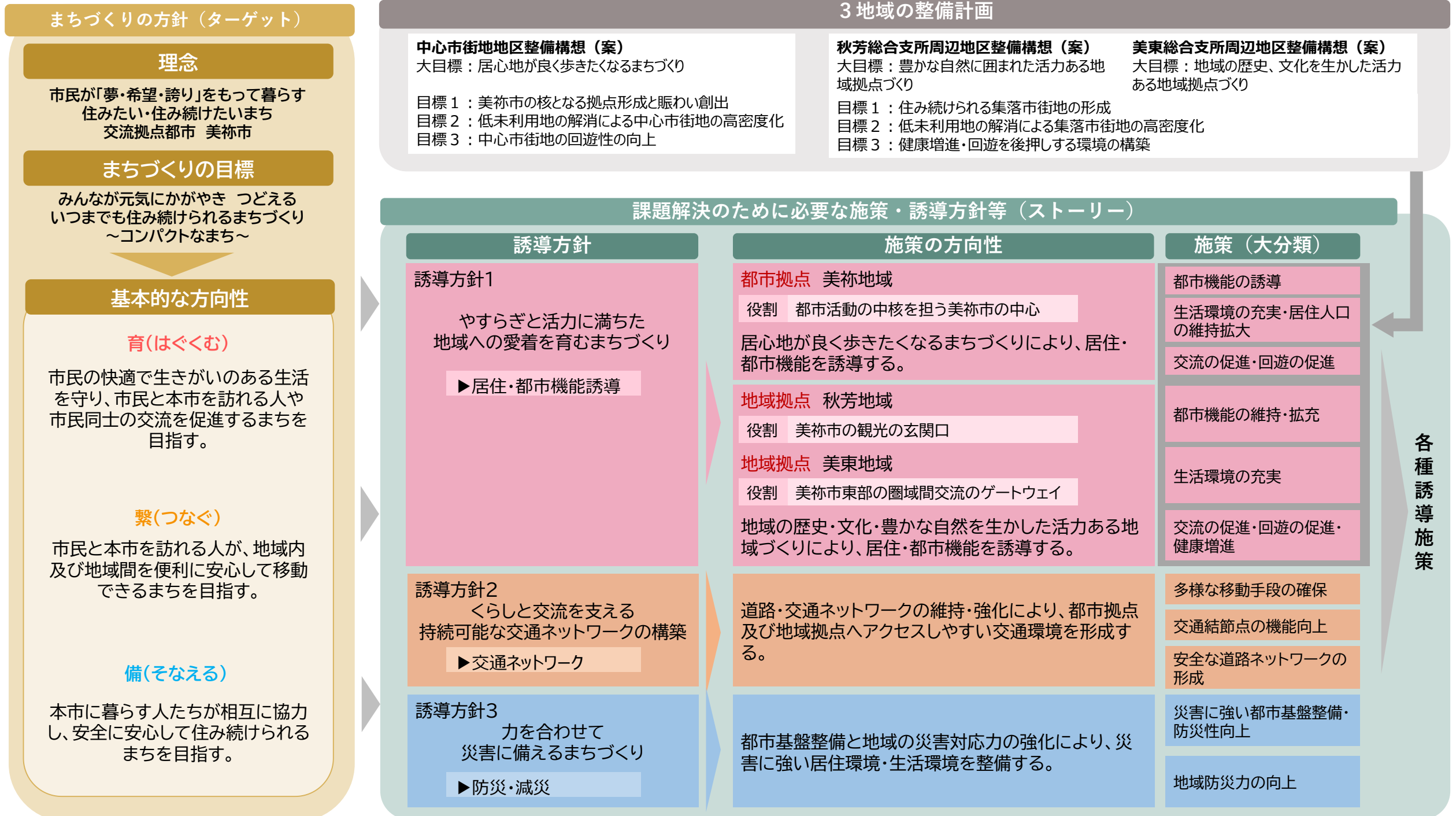
4. 誘導施策の検討

(1) 誘導施策とは

- 誘導施策とは、居住・都市機能誘導、交通ネットワーク、防災・減災の観点で掲げた3つの誘導方針を実現するために講じる施策である。
- 美祢市においては、居住・都市機能誘導のための施策は、美祢地域の都市拠点、秋芳地域、美東地域の地域拠点のそれぞれの役割に応じて区分する。
- 交通ネットワーク、防災・減災を実現していくための施策は、市全域で検討する。
- 誘導施策には、「市が独自に講じる施策」と「国の支援措置を活用して実施する施策」があり、後者は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域が対象となる。
(令和5年度より一部の支援対象範囲が地域拠点にも拡大される方針が示されている。)

(2) 誘導施策の検討

- まちづくりの方針を踏まえて掲げた誘導方針について、施策の方向性を検討し、体系図に整理する。
- 居住・都市機能誘導のために講じる施策は、美祢地域、秋芳地域、美東地域において市が独自に検討を進めている整備計画との整合を図ることにより、今後国の支援措置を活用しやすくなる。



(2) 誘導施策の検討

- 「居住・都市機能誘導」、「交通ネットワーク」、「防災・減災」の観点から誘導方針を実現するための誘導施策を検討する。

■ 居住誘導区域・都市機能誘導区域(美祢地域)において居住・都市機能を誘導するための施策

1. 都市機能の誘導

考え方

⇒国による都市機能誘導区域内で活用可能な支援措置などの活用とともに、空き店舗等の有効活用を図ることにより、都市機能誘導区域への都市機能集積を促進する

《誘導施策の案》

- ・ 中央図書館の整備
- ・ 生涯学習センターの整備
- ・ 起業・開店応援事業の要件緩和・嵩上げ 等

2. 生活環境の充実・居住人口の維持拡大

考え方

⇒生活利便施設の充実・集約を図るとともに、移住・定住促進や空き家の有効活用等による住環境の改善により、居住人口が維持・拡大される環境を整備する

《誘導施策の案》

- ・ 公営住宅の整備
- ・ 移住・定住応援事業、出産・子育て応援給付金の要件緩和・嵩上げ 等

3. 交流の促進・回遊の促進

考え方

⇒文化・歴史・自然・教育・子育て等を通じて交流しやすい場を整備するとともに、都市拠点周辺の回遊性向上を図ることにより、にぎわいが持続的に創出され、都市機能が立地・維持しやすい環境を整備する

《誘導施策の案》

- ・ 広場・公園・緑道・遊歩道の整備
- ・ 交流施設・交通結節点周辺への駐車場・駐輪場の整備
- ・ 高齢者サロンの設置 等

(2) 誘導施策の検討

■地域拠点エリア(秋芳・美東地域)において居住・都市機能を誘導するための施策

1. 都市機能の維持・拡充

考え方

⇒公共施設の集約・機能拡充を図るとともに、国による支援措置なども活用しながら、地域拠点へ都市機能を維持・拡充する

《誘導施策の案》

- ・スポーツ施設の整備
- ・公共公益施設との複合化を想定したバス停の整備・機能拡充 等

2. 生活環境の充実

考え方

⇒生活利便施設の充実・集約を図るとともに、空き家や公共施設跡地等の有効活用により、良好な住環境を整備する

《誘導施策の案》

- ・公共施設移転後の跡地における宅地等販売事業の創設 等

3. 交流の促進・回遊の促進・健康増進

考え方

⇒文化・歴史・自然・教育・健康づくり等を通じて交流しやすい場を整備するとともに、地域拠点周辺の回遊性向上を図ることにより、にぎわいが持続的に創出され、都市機能が立地・維持しやすい環境を整備する

《誘導施策の案》

- ・歴史・文化を感じられる散策・回遊ルート of 整備・街路灯設置 等

(2) 誘導施策の検討

■交通ネットワークを確保するための施策

1. 多様な移動手段の確保

考え方

⇒多様な交通手段を活用して、都市拠点及び地域拠点にアクセスしやすい道路・交通ネットワークを形成するとともに、各拠点の交通結節点の機能向上により、都市機能の立地場所としての利便性の向上を図る

《誘導施策の案》

- 自動自走・MaaS等の社会実験の検討
- あんもないと号の運行形態の改善
- 免許返納者への支援 等

2. 交通結節点の機能向上

考え方

⇒都市拠点、地域拠点の鉄道駅周辺やバス停周辺等の待合環境を充実することにより、交通結節点の機能向上を図る

《誘導施策の案》

- 交通結節点における待合環境の改善 等

3. 安全な道路ネットワークの形成

考え方

⇒幹線道路や生活道路の整備・改良により、移動の円滑化及び安全性の向上を図る

《誘導施策の案》

- 生活道路の改良 等

(2) 誘導施策の検討

■防災・減災を推進するための施策

1. 災害に強い都市基盤整備・防災性向上

考え方

⇒河川や道路等、災害に強い都市基盤を整備することにより、災害リスクの低減を図る

《誘導施策の案》

- 建物の耐震化
- 居住誘導区域等権利設定等促進計画、防災集団移転促進事業による災害ハザード区域からの移転検討 等

2. 地域防災力の向上

考え方

⇒避難体制の強化や防災教育の場の整備及び機会の創出等により、災害リスクの低減を図る

《誘導施策の案》

- 避難体制の整備
- 防災教育の推進 等

(2) 誘導施策の検討

- 誘導施策の検討は、下図の整理イメージの様に3段階で検討する。
- ① 立地適正化計画に記載する誘導施策：立地適正化計画に記載し、公表する施策で、具体の施策ではなく、下記の②、③の大枠を示すような内容を想定。
- ② 市として実際に推進する施策集：①で立地適正化計画に記載した大枠に基づき、各年度に市として実際に施策を推進する施策集で、毎年見直しを行うことを想定。
- ③ 立地適正化計画の実現のために推進が必要、または今後検討可能性のある施策：非公表の庁内資料として、予算措置や調整が行われていないアイデアも含めた、施策メニュー集とすることを想定。
- 立地適正化計画を推進するための誘導施策の検討は、現在③の施策について関係各課への意見照会を行っている。

■美祢市における誘導施策の整理イメージ

